

第九十四回国会 参議院地方行政委員会會議録第十号

昭和五十六年五月二十六日(火曜日)
午前十時三十分開会

大蔵省銀行局総務課長 北村 恭二君

委員の異動

五月十四日

神谷信之助君

補欠選任

五月十五日

小笠原貞子君

補欠選任

五月二十二日

岩上 二郎君

補欠選任

五月二十三日

熊谷太三郎君

補欠選任

五月二十五日

佐藤 三吾君

補欠選任

出席者は左のとおり。

委員長

亀長 友義君

理事

金井 元彦君

熊谷 弘君

志吉 裕君

伊藤 郁男君

岩上 二郎君

後藤 正夫君

名尾 良孝君

原 文兵衛君

福田 宏一君

小谷 守君

小山 一平君

国務大臣

自治大臣 国務大臣
(国家公安委員会委員長)

安孫子藤吉君

政府委員

内閣総理大臣官房
同和对策室長
総理府北方対策
本部審議官
警察庁長官官房
長

小島 弘仲君

藤江 弘一君

金澤 昭雄君

中平 和水君

大嶋 孝君

矢野浩一郎君

川俣 芳郎君

砂子田 隆君

宮尾 盤君

土屋 佳昭君

石原 信雄君

石見 隆三君

事務局側

説明員

外務省欧亜局ソ
グイエト連邦課
長
大蔵省主税局税
制第三課長

高池 忠和君

兵藤 長雄君

源氏田重義君

本日、の会議に付した案件
○参考人の出席要求に関する件
○地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(亀長友義君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
昨二十五日、佐藤三吾君が委員を辞任され、その補欠として広田幸一君が選任されました。

○委員長(亀長友義君) まず、参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。
地方交付税法等の一部を改正する法律案審査のため、次回の委員会に、参考人として二本松市長石川信義君、立教大学教授和田八東君、関西学院大学講師高寄昇三君、自治体問題研究所主任研究員中西啓之君及び関西学院大学教授橋本徹君の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(亀長友義君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(亀長友義君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(亀長友義君) 次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより、前回に引き続き、質疑を行います。質疑のある方は順次御発言を願います。

○志吉裕君 こしはば、地方財政の財源不足を見積もって、さまざまな対策を講じておられるのですが、前々から主張しておられるのですけれども、これは一兆何千億という判断は一般の者にはわからない。いろいろ自治省なりに計算をして、そして最終的には大蔵大臣と自治大臣が話をしてこれだけ足らぬのだという決め方を。それでわれわれは前から、暫定的にいまのような財源対策をしているんですが、それはそれで仮に認めるとしても、財源はしかじかかくで足りません、足りないものを埋め合わせる方法はいくらルールでいたしたいと。毎年風のおもむくままに折衝だか話し合いだかわかりませんが、決して二で割るような決め方じゃ困るということを、いわばルール化とでもいいますか、そういうことを主張しておったんですが、その点はどうなっておりますか。

○政府委員(土屋佳昭君) 御承知かと存じますが、三十年度において、当時の自治省と大蔵省の間で地方財政対策についていろいろ議論をしたわけですが、自治省が独自の地方財政計画を公表したケースが見られるわけですが、これは、ただいま申し上げましたようなきわめて特殊なケースでございます。これを除いては、地方財政対策についての両者の合意を踏まえて、地方交付税法の七条の規定に基づいて内閣が地方財政計画を策定をして、そして国会に提出した上で一般に公表するという形をとってきたわけでございます。

財源不足見込み額についても、御指摘のございましたように、こういうことでこういう不足が出

るのだということを一般に十分知らせるということはもう必要でございますが、私どもとしては、前年の暮れの段階ではなかなか細かいところまで詰めができないこともございます。そういうこともございますので詳細なものは出しておりませんが、一応不足分については公表もしておるわけでございますが、財源不足見込額の前提となりました地方財政の歳入歳出の積算基礎につきましては、交付税法七条に基づいて作成された地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類ということで国会に提出をしておるわけでございまして、これによって、細かい積算の本身というものは全部出ております。そういうものの収支を比べた中で財源不足額も出たのだということはごらんいただけるような仕組みになっておると考えておるわけでございます。そういうことをやっておりますが、なおそういう点でこういった改善を加えるべきだということがございますれば、私どもとしても今後いろいろとそういう点について検討をする点についてはやぶさかでないつもりでございます。

なお、財源不足の補てんについては、一定のルールを定めてきちつとこういうことでやるんだということを考えられれば、それも一つの方法であろうかと存じます。ただ、現在のように、きわめて経済情勢なり国、地方の財政状況もいろいろでございまして、それぞれの年度の状況にに応じて最も適切な方法を考えていくということが適當であると思っておるわけでございまして、こういった中で一定のルールを決めるというのは実際上なかなか容易じゃないし、また、現実的でもないのではなからうかと存じております問題は、やはりこういうった、毎年継続的な財源不足というものが出るような、こういった不安定な状況というものをどうして早く直していくかということが基本であろうかと考えております。

御指摘を受けましたが、いろいろ問題もあることは私どもも承知しておりますが、私どもとしてはただいま申し上げたような考え方をいたしております。

○志吉裕君 いまもちよつと答弁にあつたけれども、昭和三十年の私の手元にあるんですけれども、これは「昭和三十年度地方財政收支過不足額に関する調」というもののようです。經常的経費と臨時的経費に分けて、それぞれ各項目ごととにどれだけ経費が見込まれてどれだけ不足になるかという内容になっておるわけでして、なるほど概算のようなもので、交付税の収入はこれぐらいで、税収はこれぐらゐ見込まれて、制度の改正でこれぐらゐのこをやつて、なお幾ら足らぬといふようなことはあらまし示すけれども、しかし、われわれにとつては、地方行財政に携わる者はもちろんで、一般国民から見れば何のこゝとだかわからないといふことになっておるわけである。後段の、財源不足を臨特に振り向ける分、借金に回す分、あるいは財対債に振り分ける分、大体この三つで賄つておるわけですけれども、振り分け荷物の基準があるわけじゃないですね。ある年にはこいつはこち側へ行ったり、その翌年はこち側へ来たりというので、全く便宜的に扱われておつて、それに伴う若干のいろんな問題点も出てくるわけです。

ですからことしのように、財源不足を借入金と財対償のウエートを見ますと、従来は大体折半にやっておったのに今度は財源対策償の方が、起償の方がウエートがもう七割ぐらいにいつちやつてゐる。従来五分五分ですよ。こういうふうになつてくると、何のことはない、結局借金の方に、起償の方にしわを持つていったのじゃないか。まあ全体が減っているものだから、依存率は少ないとかなんとかと説明をしますけれども、財源対策という分野について見るならば、そっちの方にウエートがたつと傾いている。五十一年からずつとやつてきているんですが、今度ほどこのウエートが財源対策償に傾いたことはないということになつておるわけです。

従来、その都度皆さんも説明変えるわけね。公共事業オンプレードのころには、公共事業の裏負担分のそういうものから財源不足も生ずるわけだから

ら、それにかかわる分はまずは対策債、長期に返せばいいというそつちの方に振り向けて、残りの分は臨時やあるいは借入金やそういうもので始末をする。それで貫いているのかというところで、ないということになっておるので、これは計画的にガラス張りでやらなきゃならぬのが、全く政府当局の恣意で、そのときの気持ちの持ちようで決まっちゃやうということになるのが、われわれとしては、正当であるかどうかという場合には、やっぱりオーソライズされた物差しがありましてね、その物差しから見て、これはちよつと対策まづいよ、あるいはこれはうまくいったよということになるべきでありまして、物差しを自分で勝手に持つておつて、ことしはばかにうまくいったんといふようなことを言うのはどうも納得ができない。まあ今日の地方財政の状況はなお異常な事態

でありますから、しばらくこういうものが続くと思いますと、その辺はやっぱある程度客観的にもっともだという物差しを明示をする必要があるというように思っていますが、どうですか。

○政府委員(土屋佳昭君) いろいろ御指摘がございましたように、各年度ごとに財源対策というものは若干ニュアンスが変わっておる点は、これはもう事実でございまして、また、そのような客観的な情勢があったと私どもは思っておるわけでございまして。

当局における考え方で自由にやつておるのじやないかという御指摘ではございますが、私どもとしては、客観的にそのときの経済情勢なり国の財政状況、地方の財政状況等を見まして、どういう形で補てんをしていくのが一番いいかという道をいろいろと選択をするわけでございまして、その点について私どもがもうこれしかないというほど万全な措置がとれるかどうか、それはいろいろ御批判はあろうかと存じますけれども、やはり実態に応じまして、そしてまた将来の地方団体の財政負担なり何なりということも考えながらやつておるわけでございまして、できるだけそういうことは、考え方は外に出しながらやつておるつもりで

ございますけれども、おつしやいますように、財源不足が出れば交付税と財源対策債がもうきつと半々だとかといったような形でルールを決めるということはなかなかやりにくいのではないかと、財源対策債でも——これは本題からやや外れますが、御質問の趣旨に関連して申し上げますと、財源対策債も九五%充当から七五%充当へ落としたというようにときに、これは一方では、財源対策債を早く全部なくせという議論もございましたが、一方では激変緩和をしろという議論もあり、いろいろな意見等が錯綜しておる中で、私どもとしては、どういう方法がいいだろうかと選んでおるわけでございます。もちろん私どものやつていることが最高だと言うつもりではございませんけれども、私どもとしては最善の道を選ぶつもりでございます。

ルールを、基本的な線は何か決めておかなきゃならぬような気がいたしますが、選択の幅はやっぱり実態に応じて現実的に選ばざるを得ないのではないかと思っておりますが、御指摘の点については私どももよく玩味をいたしまして今後研究をいたします。

○志宮裕君　それから、私はできるだけこのやり方がみんなにわかるようにと。特にもう地方財政はややこしいですからね。たとえば都道府県と市町村が一本になつて出ますね。都道府県はどういうことあんばいになるんだろう、市町村はどういうことになるんだろうということはわかりにくい。それから、財源の不足団体もあれば、少しよけりやなると超過団体もあるわけですね。これもあわせて丸めて一本と、それで過不足調整は五千五百億だと、こうなつてくるわけですね。ですから、わかりやすいことを言えば、やはりその辺区分けをして明示される方が判断がしやすいわけであります。そういう点が、どうもこの辺もおまえたちはわからぬでよろしい、結果だけ金がありやよろしいということではだめだと。

それから、たとえば地方財政計画の歳入歳出の区分の仕方一つを見ましても、決算総計の区分の

仕方、あるいは地方交付税の基準財政需要、収入の区分の仕方というものがみえなければならぬです。ですから、一つの紙にすつと並べて比較検討するといえますか、そういう検証をするときに非常に作業が困るんです。これはもうちょっと工夫がなりませんかな。

○政府委員(土屋佳昭君) 地方財政計画を県分と市町村分とに区分をするといったようなことは、御承知のように、昭和三十年度までは歳入、歳出の総括表について分けたこともございます。しかし、現在ではやっていないわけでございますが、それは一つには、地方財政計画はもう申し上げるまでもなく標準的な水準における地方団体の歳入、歳出の均衡状況を把握することによって地方財源を保障するということを本来目的としておるわけでございますから、都道府県と市町村に分別しないという方法でもそれはそれなりで十分目的は果たし得ると考えておりますが、同時に、計画策定時において地方財政計画の歳出面における公共事業等の補助事業とか、あるいは歳入面の国庫支出金、地方債といったようなものを都道府県なり市町村に的確に分別するということは、最近非常に複雑になってきております関係上、実際問題として非常に困難であるわけでございます。こういった事情がございまして、現実的には、一本化しておる現在の策定方式によって対処をせざるを得ないと私も考えておるわけでございます。

また、財源不足団体と財源超過団体を区分するという点についても、県分、市町村分に区分すると同じように、策定段階においては事情が判明しないいろいろな不明確な部分がございまして、なかなかでき得ない、税収の見込み等もまた的確にできないといったようなこともございまして、なかなかおつしやるような形にはやりにくいという点があることをひとつ御了解賜りたいと思っております。

それからまた、いろいろな計画の区分につきまして、計画と決算と財政需要額の区分といったや

うなものがいろいろと项目的に分け方がばらばらである、それじゃ比較がしにくいということでございます。

なるほどおつしやるような点があるわけで、私も御指摘の意味はわかるのでございしますが、地方財政計画は御承知のように単年度の、そしてまた当初ベースにおきます標準的な水準での地方財政の歳入、歳出の見込額を算定をいたしまして、その均衡状況を把握することによって地方団体の全体としての財源を保障していく、そういった目的を持つておるわけでございますから、そのために必要な範囲で歳入、歳出の区分を設けて積算を行つておるわけでございますが、いろいろと積み上げはしておりますけれども、大体そういう形でまとめてやつております。したがって、ある意味では必ずしも詳細な形では示されていなくていいかと思つてございします。しかし、それで目的は達し得るのじゃないかということでそういう形をとつております。

一方決算は、これもまた申し上げるまでもないことでございしますが、地方団体の実際の財政運営の結果でございまして、各地方団体が決算の分析を通じてみずからの財政状況等を把握し得るようになり、さらにまたほかの類似団体との比較とか、あるいは全国的な財政運営状況との比較、検討を行つたことによつて財政体質の良否なり運営の適否等の判定に資し得るようなものであるべきだということ、詳細な区分を設けて決算数値を把握する、というようなことをしております。

また、基準財政需要額算定のための行政項目は、それぞれの行政目的別の客観的なあるべき財政需要額を合理的に算定し得るために設けられておるわけでございますから、いま申し上げたように、もうやっぱりそれぞれその歳入、歳出の区分がそれぞれの目的に応じて適切であらうというものを設けておるわけでございます。

そこで、こういった区分の仕方を統一してもつとわかりやすくということとはよくわかるわけでございますが、いま言ったようなこと等から直ちに

これを統一的に見るというのはむずかしい問題があると考えております。しかし、こういった区分をつけますのは、全く同じ地方財政についてでございまして、無関係に存在するわけのものではないでございます。計画と決算なり交付税の関係がでる限りわかりやすくなるように私も思つております。

○志賀裕君 ずいぶん苦しい答弁だね、いまのは。大体苦しい答弁というのは長くなるんだな。もう少し簡潔でもいいですけれども。――結局、いまあなた言うように、地方財政計画は標準的な経費、標準団体における妥当な水準を見積もつて、それで財政の収支を見積もつて不足額、地方財源を保障するという仕掛けなのだから、それはその目的にかつておればいいじゃないかということをおつておるのではありませんか、それがそうなるおるかどうかわれども、それが検証する場合は、そういうだんごの数字じゃさっぱりわからぬということをおつておるわけ。ですから、そんなことはおまえたちはわからぬでよろしいので、結果的にうまいこと勘定したんだからということではだめだということをおつておるのだから、これらはひとつ工夫をしてください。

それから、いま言うように、それなら歳出は標準団体における妥当な水準の経費の総計だということになるわけですが、個々の項目についてそれが示されておるかということになるとそうではなないわけですね。私から言へば、これを審査する者から見ると、個々の項目について決算総計の区分と対比をさせまして、標準団体の積算というふうなものが見えなくなつておると一番わかりやすいですね。ところが、あるものは決算ベースを使つたり、あるものは仮定の標準経費というものを使つたりというので、その数字の持つてき方も全く便宜主義なんだな、これ。これはこの間佐藤君もちよつとやりましたけれどもね。その辺の点は、やつぱりこれからのいふような形でやつていくんですか。ただ標準団体というのはいふようなものだというので、それなりに積算の標準経費を算出

根拠なりというふうなものをあらわしていくんですか、それはどうなんですか。

○政府委員(土屋佳昭君) 財政計画においては、御承知のように、交付税法の七条の規定に基づいて歳入歳出総額の見込額を公表しておるわけでございます。そして、この中には国庫補助事業その他いろいろ分けて積算根拠はつきりしておるわけでございます。ただ、決算とどうも合うというところがあるかどうかということになりますと、もうよく御承知のとおりでございしますが、標準的な経費を単年度ベースでやります財政計画と、それから、決算ベースの場合は具体的な結果でございしますから、超過課税も入つてくる、寄付金も入つてくる、いろんな歳入面でも違ったものが入つてまいりまして、現実問題として、出た結果というものはかなり乖離があるのが当然でございします。そういったことから、項目は別といたしまして、結果的にはなかなか対比して比較しにくい面もそれはあるろうかと思つてございします。

ただ、いろいろな積算根拠に使う場合は、その事柄によりまして、決算の数字を使うことが適切な場合もあれば、全般的に、マクロ的に計画の数値のトレンドを使うのがいいとか、いろいろな場合があるかと思つております。それは、それぞれ適当にやつておるのではないかと御指摘でございますが、私もそれは、なるべく最も合理的であるというものをつかんでやろうとおつておるわけでございます。いずれにいたしましても、やつぱり全体として何か非常に複雑な計数が、比べてみてもわかりにくいという御指摘は私もとしても受けとめまして、どういった方法をとつていくのがいいか、なお勉強をしてみたいと思つております。

○志賀裕君 次に入りますけれども、昭和五十年以降地方財政が大変になりました、さまざまな財源対策を講じてきました。それはまた結果としてこれから償還という形で残つていくわけですが、大まかではございますが、昭和五十年以降の財源対策、あるいはこれからの償還額、二通りに分かれますけれども、これを交付税でカバーすると

した交付税率にすると一体何%相当になるという計算をしていますか。

○政府委員(土屋佳昭君) いまのお尋ねは、毎年毎年の財源不足額を埋めるとした場合と、今後返す場合と、まあざっとした試算でございしますが、五十年以降の財源不足額の国税三税に対する割合を機械的に算出をいたしますと、これ、順を追って申し上げます。

五十年度が二・八%でございします。五十一年度が二・七%、五十二年度が二・六%、五十三年度が二・五%、五十四年度が二・四%、五十五年度が二・三%、五十六年度が二・二%、五十七年度が二・一%、五十八年度が二・〇%、五十九年度が一・九%、六十年度が六・一%でございします。

それから、仮に財源対策債と交付税特別会計の償還額を基礎にいたしまして、その分が地方交付税率とすればだけになるかということとを、これを機械的にはいいてみますと、国税三税に對しまして、五十一年度が〇・六%、五十二年度が一・三%、五十三年度が二・五%、五十四年度が四・四%、五十五年度が五・一%、五十六年度は四%ということになるわけでございします。

○志吉裕君 これからどれだけ借りるかにありますが、いま五十六年度が四%でした。これ、もうちょっと先へ延ばして推計できませんか。

○政府委員(土屋佳昭君) 現在までにわかつておる点を申し上げたわけでございしますが、今後どうなるかということは、まず第一に国税三税がどうなっていくかということがこれはわかりませんので申し上げにくいわけでございします。私も、私どもとしては、いまの状況でいけば交付税特会負担と地方債等の償還額はわかるわけでございしますが、国税三税をどう見るかはちょっとその点で申し上げかねるわけでございします。

仮に、例の中期展望に基づいて、大蔵省で試算しておるものを借りてでございしますから、これはもう非常に変動があると受け取っていただきたいと存じますが、それでまいりますと、五十六年度が四%、五十七年度が四・一%、五十八年度が三・七%、五十九年度三・五%、六十年度が三・

三%。これは私どもが直接つくった数字でないものをもとにしておりまして、その点はやや、責任を持って申し上げる数字ではございせん。御了解を賜りたいと思ひます。

○志吉裕君 そこで、ことしの地方財政対策に当たって、自治省としても交付税率五%アップを要求した。その前提は、当然のことながら、地方財政は依然として、幾らかこの財源不足額が減つてきているというでも、基本的には法六条の三の二の事態という認識の上に立つての要求だと思ふんですが、五%アップの根拠は何ですか、要求の根拠は。

○政府委員(土屋佳昭君) 五十六年度の地方財政対策におきまして、たびたび御説明申し上げましたように、一兆円を超える財源不足が見込まれたわけでございします。したがって、交付税法六条の三第二項の規定の趣旨にもかんがみまして、それに何とか対応したいということが第一点で、それから、私どもとしては、本年度のみならず今後の動向を考えてみましても、将来におきまして特別会計借入金なり財源対策債の償還に備えて所要財源を確保する必要があるとして、そういう観点に立つて今後の五年間にわたる平均的な償還額に相当する額、それを交付税率で見ればどれくらいであろうかといったことを勘案いたしまして五%の引き上げを要求したということでございます。

○志吉裕君 長期の財政の見通しは、国家財政の場合もそうだけれども、地方財政はなかなか見通しにくい、計算もしにくい。したがって、国の中期財政見通しに相当するものを自治体でやろうとしてもなかなかこれは大変だという話が、しばしば答弁があります。私も、大事なことはあるけれども、なかなか大変だろうと。いままでのように毎年変えていくような長期計画というのものはおかしい話ですからね。長期計画立てては毎年変えていくんだから、ちっとも長期計画にならないわけですが、いまの五%の要求がそういう長期見通しをどうなつておるのかは明らかにしませんが、

でしたが、いずれこれはやらなきゃならぬ作業だと思つておりますので、要望だけをしておきます。少し細かい問題に入りますが、交付税の道路橋梁費の算定に当たって、幅員二・五メートル未満の、言うならわれわれが言う生活道路というやつなんです。これは御存じのように自治体にとっては主要な役割を果たしておるのであれば、そのくせ経費もかかる。現道舗装といたつて結構経費がかかるわけでございまして、ところが、そういうものの種別補正では、大きい道路よりは一〇%落とすにしているわけですね。その上に、自動車関係諸税の対象にもされておらない。自治体の感じからいいますとまるっきり合わないんですけれども、これはどういう理由でこうやっていふのですか。

○政府委員(矢野浩一郎君) 市町村分の道路橋梁費におきまして、幅員二・五メートル未満の道路につきまして、これはおつしやるとおり、種別補正で割り落とすをしておるわけでございします。道路橋梁費における種別補正は、道路橋梁の維持管理に必要な経費を算定するわけでございしますけれども、その差を見るわけでございしますが、維持管理に要する経費につきましては、御承知のように交通量によつて左右されるということでございます。交通量が多ければ路面の損傷が多うございします。維持修繕費も高くなると、こういうことで基準幅員ごとにその差があると、こういうことで基準財政需要額上そのような算定方法を用いておるわけでございします。

ただ、市町村道につきましては、率直に申し上げますと、実は、市町村道の幅員ごとの交通量統計というのはございせん。これは統計があればものすごく的確な計算ができると思うのでございしますが、そこで、やむを得ませんので、建設省で調べております一般都道府県道の交通量統計、これはそういった数字が出ておりますので、これをもとにして市町村道の幅員ごとの交通量を推定をしておるわけでございします。そういう計算から、二・五メートル未満の道路につきましては御承知のように

ほとんどの自動車が行き来できないということから、そういった自動車の通行量、大型あるいは小型の大部分、ごく一部の自動車しか恐らく通れないということとでこれを差し引いて種別補正係数を算定してあるわけでございします。そういう意味では維持管理費の実態とどうかけ離れているとは私どもは考えていないわけでございします。で、御了解を賜りたいと存じます。

○志吉裕君 質問だけ最初にします。次に、下水道行政費の算出で、人口集中地区とそうでない地区を分けます。そして、人口集中の方は、事業があるとなかろうと普通交付税で組み込んでいく、集中してない地域は、普通交付税から外して事業があつた場合だけ特交の対象にするといういま差をつけているわけですね。これはどういう理由ですか。

○政府委員(矢野浩一郎君) 下水道費の測定単位につきましては、人口集中地区人口を用いておるわけでございしますが、これは人口集中地区人口とそれから下水道費の相関度とだけ高いかということになるわけでございします。もちろん下水道費との相関度という意味では人口集中地区人口よりもさらに高いものもあるかと思ひます。たとえば排水面積であるとか排水人口、こういったものでございしますと、相関度は高いといふことになるのかもしませんが、御承知のように、測定単位の数値につきましてはできるだけ公定力の高いものということで、指定統計であるとかあるいは法律に根拠を置いて定める各種の数値、あるいは標準、基準となるような数値、こういったものを用いておるところでございまして、下水道費につきましても、そういう意味から四十二年以降、国勢調査によつてこれは明確に把握をできることと人口集中地区人口を測定単位として用いておるわけでございしますが、排水面積とかあるいは排水人口などにつきましては、御承知のように現在では下水道台帳の整備が十分でございせん。そういう意味からこれを測定単位としてはとらない。ただ、現実には集中地区人口だけで

ざいますとやはり実態との差も出てくると思ひますので、密度補正によりまして、公共施設状況調べ、これは指定統計とかそういった必ずしも公定力としては高いというわけではございませんけれども、そういった要因を補正によつて算入して、できるだけ実態に適合するような方法をとつておるわけでございます。

○志苦裕君 項目だけ最初につつと聞いていきますね。

その次に、教育費の算定方法で、学校給食調理員、学校用務員、警備員、図書館等々ですが、こういうものの配置基準というのは実態と合っているんですか、これは。

○政府委員(矢野浩一郎君) 教育費の関係で、給食調理員、用務員等の人員費でございますが、これは御承知のように標準施設ということで算入をいたしております。この標準施設において算入したものを全国ベースに引き伸ばしてありますが、その結果を算入と比較をいたしておりますが、私どもが実態と比較したところによりまして、文部省の実態調査等から見ましてもほぼ妥当な数字になつてはいるだろう、こう考へております。

○志苦裕君 以上、私は道路橋梁費を下水道行政費、それから教育費の三つを取り出して若干の実態を尋ねたんですが、道路橋梁費の二・五メートル上下差をつけているというのは私には不合理だと思ふんです。車優先で、車が通れば道が壊れる、道が壊れるから費用がかかる、したがつてその分めんどう見てやる、自動車関係税もしたがつて返すといつて、二重のものが行くわけですが、実態からいくと、まあそのせいでもないんでしようが、大きい道は直すが小さい道はさつぱり直さぬ、したがつて人間は苦しむということになるものこの辺に原因があるんだと思ふんです。これはひとつ見直してもらいたい。

それから、下水道も、いま答弁にありましたように若干の矛盾がある。だから測定数値を排水人口なり面積に置きかえたらさらにどういう矛盾が出るのか、その辺私自身も詰めてはおりません。

れども、やはりこれも検討の要がある。特にこれは標準経費の算出というのが決算統計によつておることも私は問題だと思ひます。

それから教育費の、幾つか上げた学校給食、用務、警備、図書館等々の配置基準はおおむね妥当だと言ひますけれども、ちつともおむね妥当じゃないわけですね。全く実態に合つておらない。また、現実にこの配置基準で人を置いてあるわけでもないわけですね。たとえば図書館の例一つにしまして、いま人口十万人に一カ所という基準じゃないかと思ふんですが、実際の数値だつて一・七カ所ぐらいはあるでしょう。そういうのを見ましても、これも配置基準の見直しが相当であるといふふうに思ひます。

ここではそういう問題の指摘をして検討を願うとして、そこで大臣、私、少し論旨が矛盾を弄するようですが、もつとも詳しく細かい差をつけるけれども、差をつけたことにまた矛盾もあるわけですね、人口集中地区と集中でない地区をやつてみるとか、いろんなことをやりますとね。概して、交付税の算定に当たつて、高等数学のようなものをもつて、やたらとたくさんファクターを持つてきましていろいろこの計算をします。細かい数字にした方が、結果はどうなるかというところ、ヤマカンで分けたのと似たような数字になるわけですね。そこに交付税の仕組みというのは、精緻をきわめていようとして、煩瑣なやうでいて、もう少し大まかに、大まかな物差しで分けた方がいい。細かくはじいてはしの上げおろしまで指図をするような交付税の計算の仕方よりも、逆に、人口とか面積とか、そういう大まかな基準で分けて、その中でやるかやれぬかは、それは自治体が自主的な財源調達の能力を持つわけでありまうから、そういうものでやつた方がいいという意見もあるわけで、私はどちらかというところいう意見なんですけれども、大臣、どうですか。

○政府委員(土屋佳昭君) 大臣からお答えいたしますが、先ほどから審議官から御説明申し上げたこととも関連いたしまして一言だけ申し上げたいと思ひます。

私ども、いま御指摘のございましたような、算定に当たつていろんな問題があるだろうと思つております。しかし、できるだけこれを合理的なものにしよというところで、毎年関係地方団体の意見も聞きましてかなり詳しく聞く機会を持つておるわけでございます。そういうことで、どういったやり方をとつていったらいいか検討をしてまいりますと、いろいろな注文が参ります。農林団体がございます。いろんな意見がございまして、それがございます。いろいろな面もあるだろうと思つております。ただ、それぞれの団体の意見等をなるべく取り入れるということできっておりますが、全般的に見て余りまた複雑化するということも問題があることは御指摘のとおりだと思つております。そういうことで私もやっております。結果としてはできるだけ標準的な水準の経費はみんな見てやりたいと思ふので、結果としてなるべく合理的なものがいくようにということでございます。ですので、そういう点についてはひとつ御理解を賜りたいと思つております。

○国務大臣(安孫子藤吉君) いま財政局長から申し上げたとおりであります。人口とか面積とか、非常に大枠でもつて決めたいいいやないかと、これは一つの考え方だと思ひます。しかし、今度はまた、それではおさまらぬという問題もありまう。いろいろ地方の実情、業界の実情、業界と申しますか、公共事業を多くやつてるところ、少なくてやつておるところ、それから山地帯のところとか平野地帯の多いところとか、産業構造も違つてくるわけですね、自治省としては本場にまじめに取り組んで、それにこたへるために非常な努力をしてきておる、その結果が非常に複雑化した、複雑化したから今度は大局を見失つてゐるんじゃないかと、こういう議論も出てくるわけござい

ます。それじゃここで人口とか面積ですつぱり割り切つてしまへば、これで全体がおさまるかというところ、これもなかなかむずかしいことです。しかしこれ、極限までいきますという問題があると思ひます。どこかでやつぱり線を引いて割り切らないうかぬ面はあるだろうと思ひます。その点をどの程度で割り切るかというところはこれからの研究問題ではなからうかと、こう思つております。

○志苦裕君 これはわれわれも真剣に考へていかなきゃならぬ問題ですが、いずれにしましても、交付税制度そのものが金を配ることだけ機能して、もう一方の大事な面がずいぶんおろそかになつておる。一体交付税制度そのものについても、少しまじめに見直そうやという議論もないわけじゃないのでありますから、私はそういう機会に、何か細かい、精緻をきわめて分けるやうでいてさつぱり、結果的には特定の官僚のドグマのようなものですか。まあやつてゐる諸君は高等数学とか何だか使つてやつてゐるんだと思ふんです。これ。しかし、われわれから見ると、何かわけのわからぬことに頭をひねつてゐるやうな感じがするんでしてね。むしろそんなことよりは、それはそういう面からくるメリットもあるものでしょうが、私はもう少し国民全体が、住民が、財政を見つて、逆になんか面を減殺してゐるのではないかと、こういうことを心配をしてゐるわけですね。おまえたちは心配要らぬ、もう偉い学者の数字を使つてやつてゐるんだからということでは説得にならないという意味で、この機会に問題を提起しておきたいと思ふんです。これはひとつ大臣もせつかく検討をしてください。役人さんはいままでやつたことが一番いいと思ひがちな人種ですからね。これはやつぱり大臣あたりがある程度新しい発想を入れなければだめですよ。そういう意味で問題を提起したいと思ひます。

次に、特交ですけども、特交というのはそこへいくとなおさらわかりにくいのかもしれません

が、大した額じゃないので余り問題にもしないんですけれども、これ、算定項目ごとの算出額というのは、当該自治体には明らかにされておるのでしょうか。特に、最近物議を醸す減額項目ですね。プラスアルファを少しやったら削るぞなんて言っているようでありますが、この減額項目の取り扱いで、減額部分はこれだけ、各項目分の算定はこれだけ、したがって差し引きおまえのところは幾らというふうな、受け取った団体はわかるようになっていくんですか。それとも、がらばんで幾らと、こうなっているんですかね。

○政府委員(矢野浩一郎君) 特別交付税につきましては、最終的な財政調整の手段としてさまざまな項目を対象としたおるわけでございまして、これらの項目のほとんどは地方団体からの報告に基づく数値、それから、たとえば災害であるとか干渉害であるとか、各省から入手いたします。それらをもとにいたしまして一定の計算をいたしまして積み上げるわけでございまして、積み上げた結果の中身の細かいことを一々各団体にこれとこれとを足して幾ら、それから逆に減額項目についてはこれだけ差し引きというふうなことは一々通知はしておりません。ただ、各団体の方からこういつた項目の中身だけ算定されておるのだからということの問い合わせがございまして、これは各団体ごとには、私どもの方としては、こういうことだということその団体には数字を知らせ、説明をいたしておるわけでございます。

内容につきましては、ただいま申し上げましたように、特別交付税はできるだけ具体的妥当性を重んずるものではございますけれども、それにいたしましたも、現実の支出額そのものを全部使つてやるというわけではございませんので、できるだけ規則的に算定をするということを重視しながらやっております。○志吉裕君 がらばんだが聞かれれば言うという話ですね。

そこで、ちよつと意地が悪いような質問で恐縮ですけれども、あれですか、一号項目、二号項目、三号、四号と、こうずつとあります。いずれにしても、地方自治体から出てくるのは相当膨大なものが来ますよね。しかし、枠が決まっていますから、したがって査定しなければならぬですね。ですから、プラスの方は、いわばその一号、二号、三号、この辺までは査定をしていくと。マイナスの方は一〇〇％ということはないんでしょうね。十欲しいというのには八に査定した。三引くのはまるまる引くということになると、総体的に、引かれる方だけ一〇〇％引かれる。この辺はどうなっているんですか。それで差し引きゼロというのじゃこれはどうにもならない。

○政府委員(矢野浩一郎君) 減額項目につきましては、すべて一〇〇％引くというわけでもございせん。たとえばギャンブル収入——公営競技収入でございまして、公営競技収入につきましては、全体の収益金の中から基準財政需要額の一定割合を引いて、それにさらに一定の割合を掛けて、これを差し引くというふうな方法をとっておるわけでございます。

なお、お示しのように、一号項目、二号項目、三号項目と、減額項目はいろいろあるわけでございまして、すべての項目を減額の対象にするわけではございませんので、たとえば災害であるとか干渉害であるとか、こういった項目につきましては、差し引きの対象にしない。したがって、計算の過程におきましては、減額項目が引き切れずに、ただいま申し上げましたような災害であるとか干渉害とか、こういったようなものはそのまままるまる需要として残ると、こういったような結果になる団体も数多くあるわけでございます。

○志吉裕君 もうちよつと明確に答えてください。では、もつとずばり聞きましょう。第四号項目(3)期末勤勉手当これはまるまる引くんですか。○政府委員(矢野浩一郎君) プラスアルファにつきましては、昭和五十四年度の特別交付税から一〇〇％を差し引くということにいたしております。

す。ただ、この差し引きの対象にいたしますところのプラス項目、つまり財政需要の方は、すべての項目を対象として差し引くわけではございません。○志吉裕君 何かわかつたようなわからぬような話だが、一応きようはお聞きするだけにしておきましょう。

千葉県が去年の九月に、プラスアルファを支給した団体に地方債の制裁措置を行おうとしたんですね。それで問題になりました。結局は撤回されたんですが、これは自治省はどう関与したんですか。

○政府委員(土屋佳昭君) 御承知のように、地方債の許可をいたします場合は、事業の緊急性とかその団体の財政状況あるいは将来の公債負担等を総合的に勘案して行つておるわけでございまして、千葉県においてもこういった考えのもとに地方債の許可を行つておるわけであつて、プラスアルファ支給団体に對するいわば制裁措置として地方債の許可を制限したというふうなことは聞いていないわけでございます。

千葉県においては、五十五年の一部の地方債でございまして、その第一次配分に当たつて、配分枠の関係もございまして、団体の財政状況を勘案する上で、プラスアルファを支給できる市町村については財政的に余裕があるという判断で、支給していない市町村に優先的に地方債を配分したということをお聞きしますが、これはやはり、プラスアルファの支給の有無というものはあくまでも財政状況を判断する際の一つの要素としたものだといふふうな聞いておるわけでございまして、したがって、一次配分にさらに追加配分があるという場合は、大体要望どおり充当されておるというふうなことでございまして、まあ事柄としても、そういったものが制裁措置としてとられるべきものでもないし、千葉県の考え方も、私どもに対する説明では、そういうことではなくて、いま申し上げたような趣旨だということを言つておるわけでございます。

○志吉裕君 結果はそうならなかつたわけですが、いまの財政局長の答弁は了いたしましたけれども、これはもつてのほかです。もつてのほかです。これは、美濃部委員もいらつしやいます。大体地方債について国がつかへ言ふことについても根本的に議論があるところへもつてきて、これは国じゃなくて千葉県——どうも千葉県というのは余りいい県じゃないね、これ。ですが、これは自治省の一般的な指導助言の範囲でこういう間違いは正すようにしてもらいたい。

特に、これを読んでみますと、「五十五年六月支給の期末勤勉手当に超過支給を行つた団体については、別紙計算のとおり減額配分とする」と、こうぬけぬけと書いてあるわけですよ。地方債を何と心得るかという気持ちなんですよ。恐らく県地方課あたりが考えたんだと思うんですが、自治省の意向をそんたくしたんだと思うんだけれどもね。これは、明らかにこういう考え方は間違つておるのでありますから、今後そのような事態が出ないように、これは要望をしておきます。

財政関係で最後の項目ですが、公共事業の内訳を見ますと、「その他公共(1)文教施設」というところが大幅に落ち込んで、その大幅に落ち込んでおるさらに内訳を見ると、国の方ががばつと減つていて、それで地方財源がうんと持ち出しが多くなるという、地方財源の充当がうんと多いという内訳になつて、全体としては落ち込んでおるわけですが、ここだけどうして特別に目をみはるような数字になつておるんですか。ことしは。○政府委員(矢野浩一郎君) 御疑念はごもつともだと思ひます。いま御指摘になりました地財計画上の文教施設について、おつしやいましたような形になつておりますのは、文教施設の中で、社会教育施設とかあるいは地方文化施設、体育館とか公民館とか、こういったものがあるわけでございまして、こういった国庫補助事業につきましては、もちろん補助率が設定をされておるわけでございまして、従来は、その補助率に見合う額、たとえば三分の一の補助率であれば三分の二が地方負担で

あるという計算をして地方財政計画に計上をして
おったわけでございますが、ただ、こういった社
会教育施設や地方文化施設に係る国庫補助事業の
補助率につきましては大変名目的でございまし
て、金額そのものが十億もかかるものに対して補
助金が実際としては数千万といったようなものが
多いわけでございます。したがって、結果的には
一種の定額補助という形になっておるわけでござ
いまして、これをもとにして、その補助率で計算
をいたしますと、実際に要する地方負担よりも少
なく計画予算定率であるということになるわけで
ございます。そういう意味で、五十六年度の地方財
政計画の策定に当たりましては、現実に即した地
方負担額を推計をする、実際にこの程度標準的
にはかかるであろうという経費を算定をいたしま
して地方負担額を計算する、こういう方法をと
つたわけでございます。

国庫補助金そのものは前年より国の予算ではこ
れは減少しておるわけでございますが、ただいま
申し上げましたように、名目的な補助率でなくて、
実際にこれだけ地方負担がかかるだろう、標準的
にやればこれだけの地方負担がかかるだろうとい
うものを計算してこれを地方負担に含めたため
に、地方負担の方だけが、補助金が減つたにもか
かわらず、ふえたと、実はこういう結果になつた
わけでございますので、御了承を賜りたいと存じ
ます。

○志吉裕君　それが御了承できぬから聞いておる
わけですが、やっぱこれは異常です。
一説によると、教科書の無償配付でずいぶ
いろいろなことがあつて無理をしたものだから、
そつちの方でがばつとつちやつたから、まあ江
戸のかたきを長崎でとるといふので、こつちの方
をたたき切つたという説があるんですが、これは
どうですか。それをあなた、つじつまの合うよう
に合理的に説明してためです。その点はどう
なんですか。

○政府委員(矢野浩一郎君)　文教施設に関する補
助金の額がどう理由でそういった姿になつた

のか、去年よりも低くなつておるといふことにつ
きましては、私も詳しくは承知しておりませ
ん。全般的な歳出抑制の基調の中でそういった
姿が出てきたものかと思いますが、ただ、私が申
上げておりますのは、そういった補助の減少と
は直接関係なく、やはり必要な地方負担という
ものを入れてまいりませんと、全体として地方財政
計画の歳出額というものが正しい姿にならない。
実態とかけ離れた姿になつていく。したがいまし
て、財源不足額なりあるいはこれに対する措置と
しても不十分な結果に終わつてはいけないといふ
ことから、ただいま申し上げましたように、単に
名目的な補助率によつて地方負担をはじくのでは
なくて、そういった定額補助的なものについては
標準的に必要な金額というものを計算して含めた
わけでございますので、そういう点では地方財政
計画としては、その目的に近づけるよう、われ
われとしては努力をしたものと考えております。

もちろん、これにつきましてはそれに必要な、地
方負担に必要な財源措置、これはあわせて行つた
わけでございますので、地方財政運営上も支障は生
じないものと考えておるところでございます。
○志吉裕君　いや、それは支障ないように全体合
わしておるからそうなつておるのでして、国の
方ががばつと減つて、地方負担がうんとふえて
いるといふことは数字で明らかですから、これは非
常に異常だといふことは指摘しておきたい
と思ひます。

時間があればですから、財政問題はこれぐらいに
はしりまして、次に行革問題に入りますけれど
も、自治大臣はどうして国家公安委員長を兼任し
ておるんですか。
○国務大臣(安孫子藤吉君)　これは総理の任命で
ございまして、私にはわかりません。

○志吉裕君　それはさうだよ、あなた。総理が任
命しなければならぬわけなので……。
私が、どうして自治大臣が国家公安委員長と兼
任しておるかと言ふことは、どうして自治省と、
まあ自治大臣とくつつけておるといふ何かその淵

源みたいなものについて、皆さん考えたことはあ
りませんか。どう理由であつたかは兼任をさせ
られておるのだからかといふことを考えたことは
ありませんか。聞いています。やれと言つたから
いふとモーニングを着て行つたことは間違いない
うけれども、そうじゃなくて、そのことを考え
たことはありませんか。聞いておるのです。
○国務大臣(安孫子藤吉君)　私、考えたことはあ
りません。

○志吉裕君　これは後で警察の問題のときにちよ
つと関連をして提起しますが、私は、やっぱり内
務省の名残じやないかと思ふのです。内務省の
名残だと思ふんですよ。行政改革というのは、減
らすふやすすることながら、やっぱり旧来のそ
ういう組織のあり方について考え方を要するもの
は変えなきゃならぬといふことから行われるべき
だと思ふんですが、そういう点では若干問題のあ
る仕掛けだといふことはこの機会に指摘してお
きたいんです。

そこで、この間自治法改正　事実上だめにな
りました。自治法改正の賛否はともかく、自治
法改正の中には、機関委任事務に対して監査権を
及ぼす、住民のコントロールができるようにする
といふ内容がありました。そうなりますと、そも
そも機関委任事務といふものに対してどう考
えておるかといふことをこの機会に尋ねておきたい
と思ふんです。私はしばしば予算委員会、本委員会
等で、自治法改正はやるのか、行革が試される
ときで、やるんだつたらそれくらいなこと政治生
命かけてでもやつたらどうかといふふうなことを
言つておりました。けしかけておるんだからさし
ずめ自治法改正には賛成なんだろうという理解だ
つたと思ふんですが、まあ賛否はともかく、問題
点はあつたと思ふんです。それは、機関委任事務
に対してどう考へるかといふことですね。監査権
を及ぼさうといふことは、機関委任事務を前提と
しておることでありまして、前提としておるとい
うことは、いまあるからやるといふことなのか、
あるいは、本来これは機関委任事務という仕掛け

は積極的に評価すべきものであるといふふうにと考
えたのかのどつちかだと思ふのでありますけれど
も、この機関委任事務に対する評価、あわせて伝
統的な事務配分論について、いわゆる神戸勧告の
行政責任明確化論から今日は機能分担論に、これ
はただ名前が変わつていふだけじゃなくて、内容
的な状況の変化も含めての表現だろうと思ふん
ですが、この機関委任事務に対する評価も含めて、
いま私がお尋ねした点について、ちよつと見解を
述べてくれませんか。

○政府委員(砂子田隆君)　お話がございました機
関委任事務に關しましては、一般に住民に密着す
る行政といふのは、できる限り住民の身近なとこ
ろで住民の意向を反映しながら執行するといふの
が、これが必要なことだと思つております。こ
ういふ観点に立ちまして、国の事務の中でも地域
の実情に即して行われる必要のある事務、こ
ういふ問題につきましては、国の事務でありま
せん、機関委任事務として、住民の身近な公共団体の長、
特に公選をされた長の指揮監督の中において事務
の執行が行われるといふのが必要であらうと思
つております。

もともと機関委任事務に關しましては、御案内
のとおり地方制度調査会におきまして、あるい
は第一次の臨調におきまして、いろいろな角度
からこの機関委任事務が論ぜられてきております
ことは、私からいまさら申し上げることもない
かと存じます。いづれにいたしましても、この機
関委任事務といふのは、むしろ地方の実態に合
うに国の事務から地方の事務の方に移譲してい
くといふことがこれらの趨勢であらうと思つて
おります。ただ、そういう趨勢にかかわらず機
関委任事務の数といふのは年々ふえてきてい
ることも実態でございまして、国、地方公共団
体がそれぞれ深い関心を有する事務がふえて
いるといふことにもこれが起因をしてい
るのではないかと感じもいたします。

ただ、先ほど申し上げましたように、いろいろ
な形で法律の制定がございまして、今後ともや

はり事務の性質等から見まして、公共団体の事務とすることが適切であるというものにつきましては、地方制度調査会等の検討などを待ちながら、あとうる限り地方の事務にするような方向でまいりたいというふうに考えております。

○志吉裕君 それは、この間もその種の答弁があったんですが、いまもう一度整理しますが、そうすると行政責任明確化論から機能分担論に表現の上では移行しておるんですね、自治省のさまざまな表現を見ますと、これは具体的にどこが違うんですか。

○政府委員(砂子田隆君) もともと神戸勧告の責任明確化の議論と申しますのは、国の事務、市町村の事務、府県事務、それぞれをそれぞれの立場において明確に事務を定めて、それに従って仕事をししていく。特に、第一義的には住民の身近なものは当然市町村でやりなさい、それよりも広域的なものはそれは府県でやりなさい、残りの国の立場からどうしても画一的に、あるいは全国的に統一を要するという問題については、国の事務としてやりなさいという、そういう明確化の線に立つてやってきたわけでありまして。

そういう線にのっとってやってきましたが、なかなかこの事務の分類というのが、画一的に判断ができるということでもありませんでした。その中で、国と地方というものが、それではどういふものに機能というものを分担するか。事務というものを分ける、事務を明確にするというが大変むずかしい。そこで、それぞれの国、地方における機能というものをどういふふうに考えるべきかというところから実は機能分担論というのが出てきたように考えております。

したがって、国というものがどういふふうな機能を持つべきものなのか。外交であるとか防衛であるとか運輸であるとか、そういう機能というのを国が持つべきである。それから、住民に身近ないろいろな行政を行う、細々としたものはむしろ公共団体がみずからやるという、そういう機能

能に変えるべきだという形からこの機能分担論が出てきているようにも思います。

ただ、どちらに機能も完全に分けましても、どうしても両方にまたがる機能というのはいくらも得るものだと考えておられまして、そういうところをこれから詰めていって、両方の機能がうまく分化できるようにしていくというのがこれから行政の事務配分の必要な点だと思っております。

○志吉裕君 大臣、いまここで哲学論争をやっておつてもしょうがないんですが、この間、自治法改正をしようとして皆さん一生懸命に政府部内の調整に当たられた、結果的には不調だったようですが、その法律改正をしようとしたときの機関委任事務に対する考え方はどういふ考え方だったんですか。――大臣。

○政府委員(砂子田隆君) この間の地方自治法の改正に当たりましては、機関委任事務に対する物の考え方というのは、一つは、御案内のとおり十七次なり十八次の地方制度調査会におきましていろいろ御議論がございました。先ほど申し上げましたように、少なくとも地方における住民の身近で行われている問題についてはやはり住民の身近なところで監視をするということが必要だということとで、機関委任事務について監視をするということとがまず必要だろう。それから、住民の代表である議会というものが存在する以上は、長だけが行っているというわけではなくて、やはりそういうものについて議会が住民を代表して監視をすべきだという観点に立ちまして、機関委任事務についての監視権なりあるいは監査権というものを強化しよう、言うならば整備拡充をしようという前提に立つて実は法改正の案を出したわけでございます。

○志吉裕君 いや、そのことはわかってるんですけど、私が聞いているのはちよつと違うんだな。機関委任事務がそこにある、これは現実ですね。だから、そこを踏まえて、いま行政局長答弁のようない、いろいろ住民監視なりコントロールを効かせようという答弁、それはそれでいいんですが、そこにある機関委任事務そのものについては、何か考えがあったんですか。

○政府委員(砂子田隆君) 一般的に機関委任事務、いま御案内のとおり地方自治法の別表の第三なり第四に相当多くの機関委任事務が掲載をされてございます。この機関委任事務の中で、少なくともやはり地方にもう移譲してもいいというものも相当あるはずだという考えは基本的でございます。それが何であるかというのは、これは五百二十もこの項目がございまして、一々申し上げるのを差し控えたと思ひますが、そういう機関委任事務の中で、やはり本質的にはもう公共団体の事務として一向差し支えない、だから、議会なり監査委員が監視をするのは当然だという考え方がまず一つあると思ひます。

それから、先ほど申し上げましたように、そうでなくても、やはり知事が行っている、あるいは市町村長が行っているという事務に対して、住民が何らかの意味でそれを監視をしていくというものは、行政を執行するという意味の立場からいえば、何らかのそういう監査なり監視をしていくということは大変重要なことでもありますから、そういう観点から機関委任事務についての問題を提起いたしたわけでもございます。

○志吉裕君 これはいづれ行革で本格的な議論がなされるでしょう。

ところで大臣、自治省は、一つは自治省という国の機関です。と同時に、地方自治団体、地方公共団体のさまざまなことについて、自治権をできるだけ拡張できるように国をやるわけでおられるわけですが、自治省という国の機関そのものにおける行政改革について、見直し項目は何ですか。

○国務大臣(安孫子藤吉君) 自治省それ自体に対する行政改革の構想は何かと、こういうお尋ねでございますが、私はそこはまだ詰めておりません。

○志吉裕君 そうすると、いまのところ国の機関の行政改革という分野で、自治省という国の機関の見直しには何ら着手しておらないということですか。

○政府委員(大嶋孝君) 自治省として、特に最近いろいろ行政改革に関連をして問題になっておるといいますか、一般的に問題にされておりますいわゆる補助金の整理でありますとか、あるいは許可事務の見直しというのがあるかと思ひます。政府の方針が決まりましたれば、自治省自身が持つておりますそういう補助金なり、あるいは許可事務の整理といったものにつきまして、その方針ののっとっていかねばならないということとは当然であると思ひます。

補助金について申し上げますと、自治省で所管をしております補助金の大部分というものは地方公共団体に対するものでございます。そこで、その補助金の整理に当たりましては、その性格なり、あるいは補助効果なり、あるいは地方財政への影響といったものを十分考慮して対応する必要があると、こういうふうにご考えておるところでございます。

許可事務の整理につきましては、御案内のとおり昨年の十二月末に閣議決定を見ました「今後における行政改革の推進について」という中で、全庁で今後二年間約一千件、これは許可の事項数の約一割に当たるわけでございますが、これを整理するというのを目標とされておられるわけでございます。自治省といたしましてはこの閣議決定ののっとりまして、許可等を設定をした当時の社会的な、あるいは経済的背景、事情が変化をいたしました現状では規定の必要は乏しい、あるいは許可等が事実上空文化しておるといったものにつきましては廃止の方向で検討をしよう、さらに手続の簡素化等をあわせて検討をするということとで現在各課で点検作業を実施中でございます。この作業が終了をしました時点で、関係省庁とも協議しながら検討を進めてまいりたいと、かように考えておるところでございます。

○志吉裕君 大臣、これはいま検討中で、自治省が持つておる許可とか、あるいは自治省自身が持つておる補助金とか、その他いま検討中だとい

うことですが、私は前の大臣にも言ったことがあるんですが、地方の時代、地方分権、地方財政の強化、そういう地方を強化をしていこうというところは、国の機関である自治省を強化をしていこうというところではない、勘違いせぬでくれというところを意見を申し上げたんですが、こどもやはその意見は申し上げて、とかく地方自治体にとつては迷惑だと、重荷だと考えておる自治省の権限が私は多いと思うんです。きょうは個々には指摘をいたしませんけれども、そういう点について、ひとつこの機会でありまして、大いに見直し、検討をしてみたいというところを要望を申し上げておきます。この点いかがですか。

○国務大臣(安孫子藤吉君) お尋ねの点が、自治省自体をどうするかというお尋ねだと思いましたが、私は先ほどその点については、私自身はまだ構想を固めているわけでもありませんし、問題として取り組んでいるわけでもないということをお答えしたわけです。いまのお話は、地方の時代であるから自治省というものをさらに強化すべきではないかという話もいま承りましたが……。

○志吉裕君 いや、それはあべこべだ。
○国務大臣(安孫子藤吉君) また一面、地方の時代だからと、その逆のような話も聞いたわけですね。どちらが本当でございませうか、はっきりいたしませんけれども、やはり自治省自体の将来のあり方というものについてどうするかということは、率直に言ひまして、私、構想を固めておるわけでもありませんし、取り組んでおるわけでもありませんから、この際御答弁はいたしかねるわけですね。

○志吉裕君 あなた、都合のいいように解釈するからだめなんですね。自治省を強化せよと言っているのじゃないんですね。自治省が重荷だと地方が考えている分野がたくさんあるんですね。よけいなことくちばしを入れたり、よけいなことを監督したり、よけいな許可を持ったりしている部分だつてないわけじゃないんだから、そういう部分に

ついて、大いに自分自身も見直していただきたいということを要望したんだ。自治省をこんなにかくせいなんてだれも要望しやせん。その点いいですね。

○国務大臣(安孫子藤吉君) 私は、その点については若干異論がありますね。やっぱり自治省がいま本気に取り組んでおられますのは、地方自治体の強化、地方自治体の権限の拡充、そういうことに全力を挙げているわけです。自治省が地方団体にとつてはなほ迷惑な存在であるなどということとは私はないところと考えておるわけでございます。したがって、権限縮小その他について考えることは私はいたさないつもりです。

○志吉裕君 それだと、長々とそれをやらなきゃいかぬけれどもね。いや、迷惑なところだつていっぱいあるんですよ。きょうこれをやっておる時間はないですから、それは要望しておきます。あなた、自治省にはもうこれっぽちも、許可にしろ何にしろ見直すところはないなんと言つたら、これは鈴木総理は泣くと思うけれどもね。
○国務大臣(安孫子藤吉君) ちよつと誤解があるようでございますから。

先ほど大嶋君から申し上げたように、許可の事柄とかあるいはその他の問題について、やはりもつと簡素化にしていける面は確かにあります。そういう点は私は是正すべきだと思ひます。ただ、自治省自体の権能の問題に触れますと、弱化的方向に持っていくなどということには私は賛成いたしかねると、こういうことでございませう。

○志吉裕君 まあ、いずれやりませう。
地方公務員がふえたふえた、多い多いというのが行革フーパーの中でずいぶん言われておるんですが、ふえていることは事実でありまして、必要な部分がふえて詰めるべきところは詰めるということがあるのは至極健全なのでありましてね、何でもかんでも詰めておればよろしいというものでもないわけですが、いろいろと資料もいたいただきました。ちよつと記録のあれもありますので、改めて、地方公務員の増加状況、増減事由について、

ごく簡潔に数字を述べてください。
○政府委員(宮尾盛君) 地方公務員の数でございしますが、沖繩分を除きまして、昭和五十五年四月一日現在で三百三十三万一千人でございませう。四十二年と比較をいたしますと、十三年間で八十万七千人増加をいたしております。

部門別にこれを見てみますと、教育、警察、消防という、われわれ特別行政部門と呼んでおりますが、そういう部門、それから福祉部門におきまして相当数増加をしております。このトータルで六十四万二千二人となつておまして、全体の約八割を占めております。さらに、住民の生活に非常に密接な関係がございませう公営企業関係の増加が六万九千人ほどございまして、これは全体の約九割を占めております。したがって、いわゆる一般管理部門におきまして増加というのは約一%余というふうになつておるわけでございます。

それから、増加事由でございませうが、増減の状況を、これは四十九年から五十五年——内容分析をする際に四十二年では少し明確な点がございませうので、四十九年から五十五年までの間においてそれを見てみますと、この間の増員は五十二万五千人でございませうが、片方で減員をしておりまして、差し引き三十一万一千人の増という状況になつております。

そこで、この五十二万五千の増の状況でございませうが、法令等の制定によるものが十七万七千人、約三三・七%、施設の新増設によるものが約十二万人、二二・七%、業務増によるものが十八万一千人、約三四・五%、こういう状況になつております。

他方、先ほど申し上げましたように、減員の努力をしておるわけでございまして、二十一万五千人他方で減員を立てておるわけでございませうが、その主なものは、事務の合理化等が十萬三千人、約四七・七%、欠員不補充六萬三千人、二九・三%といった状況になつております。

○志吉裕君 いまお話しのように、昭和四十二年から約八十万人、その増減事由は、四十二年からの分はありませうが、四十九年からのやつをとつてみますと、約三四%が法令等の制定だと、二三%が施設の新増設ということになつております。そこで、これは機関委任事務の推移を時間があればお伺いしておきたかつたのでありますけれども、いわゆる事務の増というものにかかわる分野を示すと思うのであります。機関委任事務が制定当時の昭和二十七年から今日まで大変ふえておるということはもうすでに、こどもは数字を明らかにする時間はありませんが、そこで、法令等が変ればそれに基づいてそれを遵守をするために自治体は当然増員をしなきゃならぬ。施設がふえていけばそれに伴う人員等の配置基準というものがあつたわけでありませうから、これも自然にやつていかなきゃならぬ。業務の増一つ考えてみましても、最近における、たとえば土地問題、環境問題、その他さまざまな公共事業等の分野で膨大もなくふえていけることも言うまでもないんですが、それぞれ説明がつくと言へば説明がつく。それを削るには、施設を減らすか、法令を削るか、配置基準を変えろか、仕事をやめるかというようなことではなければこれは処置のつかない問題です。

警察庁おいでですのとお伺いしますが、私がわかりませうのは、たとえば先ほど、ふえましたのが教育、警察、消防、福祉だ。教育は定員配置基準が変わるとか、あるいは学校に用務員を何人置くとか、あるいは何校につき給食婦を置くとかというふうなこととそれぞれ説明はつきませう。しかし、警察の職員の増というものは、こども言う法令制定等の中には入るんですが、確かに地方自治体から見た場合に、警察法施行令のその数が変わつてきますので、自治体から見ると、それは法令等の制定になるわけですね。なるわけですが、その法令等はどういう根拠で決まったのかということになると、まるつきり自治体は関与もできないしわからないということになるわけですね。この点

ひとつ、警察職員の増加事由と政令定数の決め方というものは、どんな手続で決めていくのかを御説明願いたい。

○政府委員(金澤昭雄君) 警察官の政令定員の決め方でございますが、警察法によりまして、各都道府県の人口、面積、犯罪発生件数、交通事故、その他特殊事情を勘案して政令で基準を定めまして、その基準に従って各都道府県で条例で定めると、こういうふうになっておるわけでございます。

その政令基準の定め方でございますが、いま言いました人口、犯罪、その他を中心としたしまして、各都道府県ごとの治安のバランスというものをみてみるわけでございます。具体的に人口が何%の数字になってあらわれるか、また、犯罪発生件数がどのぐらいの数字になって警察官の数にはね返るかという具体的な数字の出方につきましては、これは数字的に申し上げるのは非常にむずかしいわけでございます。そもそも昔からの警察官の配置という根拠の数に、その上に情勢の変化というものを勘案して決めるというのが定め方でございますので、数字的にあらわしますのは非常にむずかしいわけでございますが、そのときそのときの情勢、人口の伸び、犯罪の状況、そういったものを勘案して決めておると、こういうことでございます。

○志古裕君 ですから、たとえば警察官の増員、これが絶対数が多いのか少ないのか、私には判断基準ないんですよ。だから私は聞いてるんですけどね。たとえば昭和四十年から五十五年まで都道府県職員は伸び率一二六です。ところが警察官は一四四ですね。非常に伸びは大きいわけ。それだけ交通がふくそうをしてきたとか、事故が多いとか、犯罪が出てきたとか、爆弾が飛ぶとか、いろんなことがあったのかしれませんけれども、いま官房長の説明のように、たとえば病院が一つできたからベッドが幾ら、したがって四対一で看護婦幾らと、こうはなっていないですね、警察の方だけは、ですから、結果は法令で示されるから、法令制度の改廃と、こう言うけれども、それはそ

れではどうやって決めるのかということになると、依然として、あなたの説明を聞いてもわからない。

○政府委員(金澤昭雄君) いままでふえてまいりました内容の大部分は、たとえば外勤警察官でございます。四十年からの分が一番ふえておりますのは外勤ですが、たとえば四十一年から四十三年までの外勤警察官三千年増員計画というものが実施されました。この際行われましたのは、当時外勤警察官が二交代制の勤務体制でございました。それを三交代制にするということで、全国的に一万八千人の外勤警察官をふやそうと、こういうことで、これはそういった一つの方針のもとに数を策定して増員をしたということでございます。また、最近行われております、特に一番最近行われております五十六年度の増員では、外勤警察官が中心でございますが、これは最近の人口の移動の状況、特に団地の対策、これが外勤警察官の増員の主な理由でございます。

たとえて申しますと、外勤警察官を増員する場合の一つの対象として、千世帯以上の団地、これが誕生した場合にそこが増員の対象になる。その場合に、警察官一人当たりの負担が五百世帯以上と、こういったことで計算をしまして策定をしますと、こういうことになってございます。

○志古裕君 そうすると、いま言う団地なら、一人当たり五百とか何とかということでは、一応の客観的な基準というものはあるんですね。定数をはじいていく客観的な基準というのですか、それ、あつたらお示し願えませんか。

○政府委員(金澤昭雄君) 新しい増員を積み上げる場合には、そういった客観的な基準に基づいて策定をしておりますが、警察官全体の数になりますと、いままでずっと積み上げてまいりました根拠の数字がございまして。そういった根拠の数字は、これは人口の過疎過密というような問題で、ふえた分は増員で対処いたしますけれども、減った分については削減ということになかなかまいらない、これが治安の一つの特徴であらうかと

思います。そういった意味で、全般的に見ますとなかなか客観的な基準でござり申し上げにくいというのが実情でございます。

○志古裕君 まあこれ、便宜皆さんから分けてもらったんだが、警察の仕事は刑事、防犯・保安、交通、警備、外勤、管区機動隊、新東京国際空港つきりわからぬのは、たとえばそれぞれの都道府県に配当をした警察官、警察職員から管区へ何名ずつ供出せいか、あるいは機動隊に何名編成せいか、機動隊というものは、機動隊設置運用基準要綱で見ますと、一朝事あるときに要するんだが、日ごろは外勤でもなし、防犯でもなし、もっぱら演習をしておるわけでしょう。だからそれは事がないければ用事がないという人ですが、率直に言います。そういうことを考えると、たとえばそういうものにどれだけ割くかとかというような基準はどが持つておるのですか、これは。

○政府委員(金澤昭雄君) いまお話が出ました機動隊でございますが、機動隊は、お話しがありまして、各県の定員の基準というものを私の方から示しまして、それで各都道府県の警察本部長が定員を定めると、こういうことでやつておるわけでございます。

また、ちよつと敷衍いたしますが、機動隊、これは最近表立った警備実施というふうなものは余りございせんが、その分内面的な警備、警戒、特にゲリラに対する警戒、警備というものは非常に神経を使つてやつておるわけでございます。それと同時に、機動隊は警察万般にわたりますと多角的に使用しておるという状況でございます。特に、最近の暴走族の取り締まりあたりにつきましましては、もう機動隊の取り締まり体制がなければとても執行ができない、こういう状況になっておりますので、非常に多角的に使用しておるというところをひとつ御理解をいただきたいと存じます。

それと、部門別の警察官の振り分けの問題でございますが、これは都道府県の警察本部長が各部門の警察官の数を決めて訓令で配置をしますと、こ

ういうことになっておりますが、もちろんその部門の数というものは私の方でも把握しておりますので、それをもとにして増員の策定というものをやつておると、こういう状況でございます。

○志古裕君 機動隊を例にとりますと、私、皆さんの方から「都道府県警察官部門別増員推移」というのをいただきました。三十五年に刑事が七百五十名、以下ずつとこうあります。防犯・保安、交通、警備、外勤、こうなっておりますが、たとえば機動隊設置運用基準要綱で言うところの機動隊というのは、このうちのどこに入るんですか。刑事から二名とか、防犯・保安から五名とかというふうにして抜くんですか、これは。散らばつておるんですか。

○政府委員(金澤昭雄君) 差し上げました資料では、四十五年のところは四千二百十名、これが管区機動隊でございます。たまたま機動隊の増員が差し上げました表のときにはございせんが、管区機動隊が四十五年に増員が行われておると、こういうことでございます。

○志古裕君 そうすると、三十五年以降機動隊というものは増員がないと……。

○政府委員(金澤昭雄君) お答えいたします。この表では、四十年から四十五年に飛んでおりますので、その四十五年の前は五年刻みの表になっております。したがって、詳しく申し上げますと、四十三年に機動隊千五百の増員がありまして、その後四十四年に機動隊二千五百の増員がございまして、その後はその表にありませんように、四十五年に管区機動隊の四千二百十名と、こういう状況でございます。

○志古裕君 時間がなくなりまして、通産とI.L.O関係でお願いした方、済みません、また次の機会に。まことに恐縮です。

そうすると、たとえば機動隊設置運用基準要綱によりまして、機動隊の都道府県警察ごとの予算、人員の基準は別に定めるとなっておりますね。これはお示しいただけるんですか、われわれに。

○政府委員(金澤昭雄君) これは次長通達で、国

午後一時六分開会

○委員長(亀長友義君) ただいまから地方行政委員会を再開いたします。

地方交付税法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

休憩前に引き続き質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○大川清幸君 初めに、五十五年度の地方交付税関係の財政計画の中で、特に特徴的な問題として、歳入の規模が総額で前年比で一六・五％伸びていますね。それで歳出の方は七・三でほぼ前年と同じ程度なんです、これは前にも一般質問のときにちよつと論議をしたことがあるんですが、大要歳入の伸びの規模が大きいことが特徴的だろうと思うんです、歳出の方に比べると約二倍ですから、これは、このように高く見積もった根拠はどういうことですか。

○政府委員(石原信雄君) 五十五年度の税収見込みにつきましては、この実際の見積りも作業をいたしましたのは五十四年の十二月時点でございますが、その時点におきます五十四年度、すなわち前年度である五十四年度の地方税収の実績見込額、その時点までに把握できました実績見込額をベースに置きまして、五十五年度における所得、個人所得あるいは法人所得の伸び等については、これは国税の方の所得税や法人税の収入見込みのデータをを用いまして推計をする、さらに、五十五年度の政府の経済見通しを用いまして消費の伸びあるいは取引件数の伸び等を推計するというふうなことで、それからまた、現在積算基礎に用いております建築統計月報、その他各種の統計でその時点における最新のものをを用いまして税収の見積もりを行った結果、前年度対比で一六・五％程度の伸びが期待できると、このように見込んだところでございます。

○大川清幸君 トータルというか、マクロ的に言う一六・五ということになったんだと思うんですが、自然増収その他、要素として何が大きかったんですか。

○政府委員(石原信雄君) 税目別に見まして、前

年対比で特に伸びを大きく見込んだものについて申し上げます、法人税割あるいは法人事業税、これは道府県、市町村を通じて法人税割、それから法人事業税、そのほかでは事業所税あるいは都市計画税、こういったものが比較的伸び率としては高くなっております。

○大川清幸君 そこで、この間も五十五年度補正で五十六年度へ繰り越しをたしか二千五百数十億やったりしているの、税収の実績からいってばバランスがとれる形になるのかと私は思っておつたんですけれども、実は五十五年度の税収見込み、これが二月の実績等を踏まえて見ますと、何か四千億程度予算より税収が下回るといふことになって、これは実績上そうなるわけ、さらに五月八日ごろの各新聞の報道等にも明らかでございますが、三月も引き続き不振で、税収不足がどうも四千五百億を大きく上回って七千億前後になるのではなからうかと、こういうふうなことになるので、これは、大蔵省さんきょう見えてると思うんですが、この税収の実績についてはこの見通しのとおりでしょうか、いかがでしょうか。

○説明員(源氏田重義君) 昭和五十五年度の税収がどうなるかという御質問でございますけれども、税収の推移を見ても、これまでのところ判明しております三月末の収入状況は、進捗割合では八一・三％、それから前年対比の伸び率では一一・四％となっております。補正後の予算の伸び率は一四・四％というふうになっておりますので、確かに若干の差があるわけでございますけれども、これは今後どういふふうになるかということにつきましては、実は法人税がまだ三月末では六五％しか入っておりません。先生御承知のとおり、三月決算法人というのは非常に多いございまして、これがこれから四月、五月と入ってまいりますので、このウェイトが相当高いものでございまして、これを見ましてもどういふふうになるかというのをいま確定することを申し上げるわけにはいかないという状況でございます。

○大川清幸君 確かに納税の期限で言うと、五月末にならないと実際入ってくる金額とか、キヤッシュそのものについては判断できないということ、事務上そういうことが言えるんだと思うんですが、ただ三月決算、これは年度終わりのことになりませんか。そこでやっぱ課税金額等は明確になっているので、税収そのもののやっぱトリタルの見込みというのははっきり出るのじゃないですか、どうですか。

○説明員(源氏田重義君) 三月決算法人の申告がまだ出てきておりませんので、実は課税金額が幾らになるかということもよくわかりません。それで、こゝしは五月三十一日が日曜日なものですから、六月一日までは入ることになっております。

○大川清幸君 わかりました。

そこで、最終的には納付期限等の問題もございまして、明確な数字の見通しがつかないこととはわかりますけれども、ただいま質問をした趣旨にのつとて考えてみると、とにかく七千億の税収不足になるかどうかはとにかくとして、とにかく四千億円ぐらいのところはどうも落ち込んできそうな気がするわけですね。これは交付税関連の国税三税の落ち込みについてもこれがどの程度になるか御説明がいただけますか。これ、わかりませんか。

○説明員(源氏田重義君) ただいま、税収全体について進捗率が八一％とか、全体の伸び率を一・四％というふうに申し上げましたけれども、三税につきましても、確かに前年度と比べて伸び率が若干低めのものもあるわけでございますが、三税となりますと、ますます法人税のウェイトが高いものでございまして、これが最終的にどれぐらいになるかという見通しをたいた述べるような段階ではないのじゃないかというふうに思いますが、ひとつ御勘弁いただきたいと思ひます。

○大川清幸君 それではこの方も、今度は自治省の方ではこれも明確な答弁はいただけないことになるだろうと思うんですが、先ほど御説明のあつ

た、やはり伸び率を見たときの大きなものという御説明があつたとおりでと思うんですが、とりわけ、やはり道府県、それから市町村、いずれも普通税の中の法人所得割、これ一九・三、道府県ですね、それから市町村の方は同じく二八・八、こういうような伸びで見込んでおりますか。これは実績的に言うとはほぼこの程度になるんですか。いまの落ち込みを推測した場合には、これはどの程度になりますか。

○政府委員(石原信雄君) 国税の場合と地方税の場合では、法人関係税の三ヶ月決算の所属年度が違いますので、言うなれば地方税の方が早く勝負がつくというか、早く見通しがつくわけでございます。

そこで、この三月末の道府県税の収納実績から推定いたしますとかなり正確な年度間の推計ができると思うのでございまして、それによつて各税目ごとの最終収入見込みを推定いたして見ますと、法人関係税と自動車関係税につきましては、地方財政計画の収入見込みを若干下回ることになるのではないかと見ております。しかし一方、個人住民税と電気税などを中心に一部の税目では地方財政計画の収入見込みをかなり上回ること、さう実績上は明らかになってきております。そうして、税収全体として見ますと、地方財政計画に見込んだ額は十分確保し得ると、このように考えております。まあ若干の増収になるのではないかと、このように見込んでおります。

○大川清幸君 そこで、交付税の運用面についてちよつとお伺いをいたしておきたいんですが、先般の質疑でも、美濃部委員とのやりとりで、東京都等、不交付団体でも決して富裕団体ではないというふうなお話がありましたから、この辺については論議はしないことにいたしますけれども、実際に地方交付税の状況を見ますと、前にも一回お伺いしたことがあるかもしれませんが、都道府県レベルで言うと不交付団体は東京都のみ、それから市町村は三千数百団体ある中でほぼ毎年五十団体前後が不交付団体、こういうような実情になつ

ておりまして、それは交付税の割り振りの技術から言えば、交付税率の問題がどうかということだけで、そういう枠内の論議になるんですが、そうではなくて、地方財政計画そのものの中で論ずる場合には、やはり税源配分や交付税の額の問題等を配慮して判断をしてみなきゃならないということになりますので、いまのような状態で不交付団体が少ないということは、いわゆる国の考えている標準的な行政、これができない状態であるというふうな解釈もできるわけですね。要するに、地方税とか税源配分その他を含めて考えるとす

よ。交付税の不交付団体が少ないということは、やっぱり標準的な事業を主に自主財源等に頼ってやるような態勢になつていないということだから、この点についてはやはり何らかその事務配分、前からずっと論議されていまして、税源配分等も含めて考え直してみようという問題であらう、こう思つておるわけですが、いかがですか。○政府委員(土屋佳昭君) 地方団体が標準的な水準において行へる行政については、私どもとしてはそれなりに財源措置はできていると思つておるわけですが、そういった財源措置の中で、交付税というものが財源調整と財源の保障という意味で的確な働きをしておると思つておりますけれども、全般的にそういう中で不交付団体が少ないということは、標準的にいきます行政経費に比べて、総じて地方税収入が少ないということに起因しているんだということは言えると思うのでございます。したがって、余りにも税目で地域的な偏在を助長するようなことは、これはなかなか問題があると思ひますけれども、おっしゃいますように、全体として私どもは地方税がもう少しやはり充実強化をされるという方向であるべきであるし、そういう中で交付税は交付税としての役割りを果たすということが必要だと思つております。

り、あるいはまた補完的な交付税なりの制度というものをほつきりさすべきであらうというふうに考えます。○大川清幸君 そこで、この交付税制度の中で一番問題なのは、午前中もちょっと論議があつて、大変巧みな御答弁があつたようでございますけれども、この財源不足の補充の方法ですね、これは特定されたものが全くなくて、場当たり的なという言葉は余りよくないかもしれませんが、不足分についての補充の方法、これは後の方で少し触れまされけれども、そのときそのときにかくバランスをとるようなやつでやつておるの、いわゆる不足額の補充分についてはノンルールのなところがあるわけですね。大蔵省との折衝その他いろいろあるものだから、現実的な財源を踏まえてこういうことにならざるを得ないでしようけれども、何かもう少しルールのなものを確定をした上で技術的にこうした方法をとることができないんだらうか。ということとは、御承知のとおりこれ昭和五十年から五十六年度までずっと見ますと、やはり、毎年度分の交付すべき普通交付税の総額と財源不足額との割合を見ると、これ、いつも論議されるんですが、交付税法第六条の三の二、これにはパーセンテージで完全にひつかかつておるわけですね、毎年、しかも手直しはされない。まあ五十六年度についても大蔵大臣とさんざんパーセンテージのアップについては論議をなさつたそう、御努力をなさつておることは伺つていますから、それなりに自治省側の努力は私は評価はいたしますけれども、こういう何か決め手がないものだから、大蔵省とせつかく折衝してもいつも結論が出ないでだらだらいくというようなことになつておるんじゃないかと思うんですが、いかがですか。名案はないかな、やつぱり。

○政府委員(土屋佳昭君) 御指摘のとおり、五十六年度以降地方財政は大変大幅な収支の不均衡の状態にあるわけでございます、そういった点についてちゃんとしたルールを見つけていくべきだといふ点につきましては、むしろ、交付税法六条の三第二項の規定があるわけでございますから、根本的な基本的な解決策というのがやはり求められるべきものだし、その意味で私どもも努力をしまつたわけでございます。しかしながら、これまた御承知のとおりのことでございますが、国、地方を通じて非常に大幅な財政収支の不均衡、極度に財政が悪化しているという状況でございます。そういった中で、しかもまた将来の経済情勢等もなかなか不透明である中で、国と地方との財源配分の基本的な法則、方法であります交付税率を一律に変えるということとはなかなかできにくい。そういった状況でございますために、何らかの手段でそれぞれの年度の財源補てんをするといったような形にならざるを得なかつた。そういった形の中でも何かきちんとしてたルールがあつてしかるべきではないかということとでございますけれども、やはり毎年毎年与件が違ふ。経済情勢も違ふし、あるいはまた国、地方の財政の状況も違ふし、そのときどきに国なり地方の財政に求められる役割りというのいろいろの変動があるわけでございますので、やはり具体的にそういった事情を背景にして、どういう形で補てんをしたらいいかということとは、その場でやつぱり考えざるを得なかつた。それはやつぱりある意味ではそれぞれの年が暫定的だったからだとこ言わざるを得ないわけではございますが、そういう中で一定のルールをつくるというのは、これはやつぱりなかなかむずかしい、また現実的でもないといふことでございますので、実態上御承知のような形で補てんをやつてまいりました。まず財源対策債と交付税の特別会計における借り入れという似たようなパターンでできておること

も事実でございますが、そのルールは必ずしも一定の比率でございませぬというところはございませぬ。やはり財源不足の状況なり全体の仕事の進め方等を考へてやつておるわけでございます、私どもとしては、まあ最もこれが現実的で適切であらうという、与えられた条件の中でござい

ますけれども、そういうものを見出してきておるわけでございます。ただ、そういったいわば場当たりのやり方ではないかという御指摘については、私どもはそうでないようにしたいわけでございますが、やつぱり暫定的な状況で今日推移しておることは認めざるを得ないわけでございます、しかし、こういった形でいつまでも続くということがいいと思つておりませんし、その意味で国、地方を通じていま行政改革等を含めて財政の再建に取り組んでおるところでございます。そういった中で、補助金その他いろいろなものも見直しがされると思ひます。そういった中で国と地方との機能分担に

応じた仕事、役割りというものも決まつて、それに対応する財源措置がきちんとできて、まあこういった形でその場その場暫定的に処理をしていくような形態というのが早く解決されるということ

を期待もするし、また私どもも努力をしなきゃならぬといふふうにお考えしております。○大川清幸君 そこで、いまは運用面で国の側のことについて伺ひをしたんですが、この交付税を受ける地方公共団体側の方で受けけれども、いま御説明があつたように、臨時特例交付金とかあるいは資金運用部資金からの借り入れ等、こういうようなものでバランスをとつてきて財政措置をしていくわけですが、五十六年度も、五十七年度も、五十八年度も、五十九年度も、六十年度も、五十九年度から五十五年までですか、それから六億が五十六年度、こういうようなものを取りやめて借り入れの肩がわりをさせるというふうなことですね。まあこういうようなことで五十六年度の財政計画は不足分を補てんをしたことになつておつて、大臣の御説明でも巨額の財源不足についてはこれを完全に補てんすることにした云々と言つていますが、この補てんの仕方から言つていろいろ問題が残つてしまつて、完全に補てんしたという御説明ではちよつと実情からいふと不十分ではなからう

かと思うんです。

それはそれとして、やはりこの地方交付税をめぐるとしては、やはり方とはかくとして、どうも自治省側の方でバランスをとって不足額を補てんしてしまふということだから、地方公共団体あるいは地方六団体等からいつも交付税率のアップだ、その他の税源配分の充実だというようなことをいろいろ言っていますけれども、実際には、財政運営上地方公共団体側で健全財政の努力をするような、何といひますか、機能、それが習慣でなれてしまったというか、地方交付税の仕組みの中で自覚が持てないような運営というか、そんなことになっているのじやなからうかと、こんなふうに思うんですけれどもね。

これは、この制度そのものをどうするかという問題になると大変技術的にはむずかしい問題なんですが、やはり地方の自主権の確立とか財政の健全化とか、そういう点から考えますと、何か、これで行政指導なんかを加味するわけにはいかないんですけれども、地方公共団体が自主的に財政のことについてもう少し自覚を持っていたら、いろいろな仕組みというようにはならないだろうか。一面から言えば、大蔵省と自治省の方の折衝でも、六条の絡みについてもだんだん慣習で来ちゃったというところもあるが、今度は国と地方公共団体側を考えると、まあどうせ埋めてくれるんだからいいだろうというふうなことになるって、何かそういう情性みたいな財政運営に地方公共団体の方もどつぶりつかつちやつて、目が覚めないというふうな感じがするんですけれども、何か方法はないんですか、これは。

○政府委員(土屋佳昭君) 従来から、地方財政の収支見通しを毎年立てます過程で見込まれた財源不足に對しては、その年度の対策としては完全な補てんの措置を講じてきておるわけでございます。そういうことで、総体としての地方財政の運営に支障が生じないように、地方財政計画の策定を通じて、私どもとして配慮をしておるわけでございます。その結果、表面上は財源不

足とはなっていない状況になっておるわけでございますけれども、御指摘のございましたように、補てん措置の中心となっておりますのは地方債の増発、いわゆる財源対策債と、それから地方団体の、まあいわば共同の借金とも言うべき交付税特別会計の借入金ということでございますから、内幕は容易ではないわけでございます。したがって、地方団体に對してもこれらの累積した地方債なり、あるいは借入金の膨大な償還が見込まれる厳しい財政状況下にあるということに深く認識をしていただいて、健全な財政運営に努めるように、たびたび機会を見て注意を促してきたところでございます。

全般的に見て、地方団体の方でもそれなりに行政改革にも取り組んでおりますし、経費の節減なり合理化というところにもかなり努力をしておると思います。いろいろな面で、それは指標としてもあらわれてきておると私どもは考えておるわけでございます。自主的な健全化の努力が不足しておるとは私は考えていません。しかしながら、おっしゃいますように、表面的にそういった措置で全部済んでおるといふことでまあ何とかなつていくんだというやや軽い気持ちになるような団体があるとしたらそれはまことに遺憾なことでございます。そういうところは今後十分な自覚を持って財政の健全化に取り組んでいただきたいと思つておるわけでございます。

私どもとしては、先ほどから申し上げましたように、基本的に財政構造の仕組みそのものを健全化していくという努力を厳しい中でも進めていかなければなりません。やはり私どもが講ずる手段というものを何でもかんでも強制的に地方に押しつけるということではなくて、やはりそういった自主財源の強化ということを通じて、その中で地方団体自身が自覚を持って取り組んでいただく、そういうことによつて體質を改善し、財政の再建をされると、これが基本だと思つておりますし、やはり自主性の高い財政運営を行つていくようにしなきゃならぬと思つております。その意味

で、私どもとしては、むずかしいことではございますが、地方一般財源の充実を何としてでも図つていかなきゃならぬというふうな考へておるわけでございます。地方団体と一緒に考へて改善を進めるべく努力をしなければならぬと思つております。

○大川清幸君 次に、先ほど税収等の状況はお伺いをしていただきましたが、たとえば東京都なんかでは、御承知のとおり財政再建を一生懸命やっておりますが、人員削減等も、いろいろ論議があるところですが、それなりに努力をして財政再建のめどがついてきたようです。それでも試算によると、五十四年度で一般会計で約六百億円程度の赤字、それから五十五年度で東京都の財源超過、いわゆるロス額、これがどうも五百七十六億ぐらいふえて千四百二十七億ぐらいになるそうです、聞いてみると。

これは不交付団体だからロス額だの何だの試算をして、いろいろ取れば取れるものはこれだけあるのにえらい損害だというふうな論議ができるんですが、交付団体の方はいろいろ国との関係もあるのでもう試算をして文句を言つてくるようなことではないでしょうけれども、先ほどの税収実績の方で落ち込みが考えられるということになりますと、財政力がそれなりにある地方公共団体だから、次に申し上げるような状況になつていくと思ふんですが、先般も当委員会が論議をしたかと思ふんですが、愛知県の交付税の総額ですね、あれがたしか九一％ぐらい減ですよ。それから、やはり目立つところは大阪の五九・九％とか、それから神奈川県は五二・二％減、こういうことになつております。だから愛知県は前年二百八十九億、約三百億近い交付税があつて、この年度になるとたしか二十六億ぐらゐでしたかな、二十九億か六億かどつちかだと思ふんですけれども、もう金額の方が約一割になつちやいますよね。これは大変な変化なんですけれども、これは愛知県なんかの財政事情、県下のいろいろな産業の財政力なんかがあつてこういう積算になつたんだらうと思ふん

ですが、年度末の税収減、落ち込み、先ほど明確な推測ができないという御答弁だったので、この議論を詰めるわけにはいかないと申すのですけれども、これは愛知県なんかは、最終的には税収が全体であれだけ落ち込んでいくと、交付税関係の国税三税の落ち込みはどの程度か、そうはつきり判断はいつの時点でできないとしても、これ、五十七年度の積算なんかを見通した場合にはゼロぐらゐになつちやいますか、どうなんですか、そんなことはないんですか。どうでしょう。愛知県とか大阪。それは各地方公共団体の財政事情等によつて明確なところは出ないかもしれませんが、推測はつきりますか。

○政府委員(土屋佳昭君) 御指摘の三府県、たとえば愛知県等につきましては、基準財政収入額の伸びが非常に大きいのは、主として収入額の中で大きなウェイトを占めております法人税割増のいは法人事業税、いわゆる法人関係税の伸びを大きく見込んだということによるわけでございます。その数値については当該県も十分御承知のことであるわけでございますが、これが今後どういふふうになるかということになりますと、私どもの方でもそれぞれの地域についての実績はよく承知をいたしております。

〔委員長退席、理事金井元彦君着席〕
仮にこの法人関係税に係る基準財政収入額と実績との間に乖離が生じた場合は、翌年度以降において当然精算を行つてそれは正をいたします。で、全体としては別に、それは埋められるという仕組みになつておるわけでございます。

○大川清幸君 ですからね、この交付税そのものは、商取引で言うところの帳合ひ取引みたいなことで、金の出入りが、何と申うんでしょうか、確かに最終的には地方公共団体に入つたり減つたりということになるんですけれども、運営上からいって、先ほど言つたように、余り自覚を持たなくても最終的には精算したりなんかすることですつじつが合つちやうから、余り地方公共団体との間で論議がないで今日まで来てしまつたんだらうと思ふ

んです。

先ほどもちよつと触れたんですが、概要説明の中で、大臣のお言葉で、「完全に補てんする等地方財源の確保を図る一方、云々と、こういう御発言があるわけで、御答弁の中でも、行政改革その他を含めてまた考えることがあればということだったんですが、横浜大学の井手教授なんかの意見でも出ておりますが、交付税率を引き上げる議論、これはいままでもさんざんありました。なかなかそれは現実問題としてむずかしい。ある意味で——これは誤解のないようにと井手先生は断つておりますが、むしろ地方税を通じて改正をして財政の健全化を図るような方向でなきやいかぬだろうというふうに言っています。

そこで、いままでの習慣的なやり方で確かにバランスが合ったから、完全に補てんをする、こういう表現になったんだろうと思うんですが、これも、これからの地方財政の展望、仕組みを考えますと、これは行政改革その他を含めて何かお考えが、これになりませんか。いまちよつとそれらも含めて地方財政運営のことは考えたいというふうな御答弁があつたんですが、何かお考えがありますか。

○政府委員(土屋佳昭君) 当面、明確な形でこういう方向でいたしますというものはないわけでございまして、何といたしましても非常に収支のアンバランスの中で、一方では景気を浮揚していかなければならないということで、借入れをしてでも財政規模をふくらましたという時代の名残が今日ここへ来て影響しておるといふこともございします。そういう状況のもとで、今後とも大きな税収の伸びというのには期待できないわけでございしますから、私どもとしてはどうしても財政再建をするためには、まず基本的に行政の刷新と申しますか、改革ということに真剣に取り組まなければならぬと思つておりますし、そういう中でかねがね主張しておりますように、住民の身近な行政はそれぞれの地方団体が行うのが最も適切だといふ前提のもとに地方団体の機能というのを強化

していく。やつぱりそういう中で事務の見直しをして、それに対応する税制なり、交付税制度というものを考えていくべきだと思つております。

その中で、方向としては地方交付税の機能というものは十分生かしていかなければなりません。基本的には先ほども申し上げましたように、地方税というものがどうもやつぱりウェイトが毎年三〇％ぐらいしかないといふことは、やつぱりややきびしい感じがいたします。やはり受益と負担という関連においては、みずから納めたものが自分たちの行政に使われるという関係が明確になる方が私はよろしいと思つておりますので、せつかくいまそういう国、地方を通じての見直しの機会が来ております。そういう中でどういうふうに落ちつくかはわかりませんが、そういう中で私どもとしては地方の自主財源、特に地方税が何とか増強できればと思つております。それといまの財源保障、財源調整機能を持った交付税とのバランスというものを考えながら収支が相償うような形に持つていきたいと思つております。

私どもだけではなくて、当然のことながらいま臨調あたりでもいろいろ議論しておられますが、地方制度調査会等でもいろいろ検討を願うことにいたしておりますので、そういうことを通じて、なかなか簡単に結論が出るものではないと存じます。国と地方との財源の分け合ひの問題にも絡むわけでございしますから、そういう点はございします。私どもが年来主張している線に沿つて努力をしてまいりたいと思つております。

○大川清幸君 それでは次に、五十六年度の政府予算の税収の見積もりに関連をして、実はこれは四月二十一日に、「五十六年度政府予算は税収見積もりが甘く、一兆四千億円の歳入欠陥になる可能性がある」と、これは三和銀行さんが発表されたものを報道した記事のようございしますが、なかなか表現がきつくて、「トリックまがいの会計操作」というふうなことで報道をされております。五十五年度についても四千億程度税収が下回るといふこと、それから経済成長見通し、それか

ら税収の弾性値、こういうような設定の仕方が甘いこと、それから、ここでもさんざん議論されましたが、公務員ベアの予算計上の上昇率、これが昨年二％で実際は四・六％だった、ことしも、五十六年度は一％しか見込んでいないから大変非現実的で、財政需要からいつたらこれは当然欠陥になる。それやこれやを総合しますと、この三和銀行の指摘している問題は、一兆四千億程度、こういうことになるようです。

(理事金井元彦君退席、委員長着席)
それで、先般前川日銀総裁も都内のホテルで講演なさつた中で、これは、物価等は鎮静しているけれども、在庫調整はやつぱり昨年あたりから、日銀でもちよつと見通しを間違えたらしいんですが、それが後を引いておつて現在でも大分おくれであるようです。一般国民の所得の方も実質マインナスというふうなことで、内需なんか余り拡大できる要素、幾らか見通しが明るくなつてきたような報道もありますが、率直に言つて、余り期待できないのじやなからうか。

それから貿易関係で言うと、いまOPECの会議が開幕されたばかりですから、結論がどうかとなるとわかりませんが、やつぱりどうも減産は一致した各国間の意向のようですね。減産しようかというところ。それから、一番柔軟な考え方を持つているサウジアラビアあたりでも、二％ぐらいの値上げなら対応してもいいんだというふうなことが出ています。安くはならない。そういうふうないろいろな状況を考えますと、貿易条件なんかだつて、これは自動車の輸出規制等もあるので、どうもECあたりも同じ方向で攻めてくるらしい。

そういう点から考えると、経済見通しがなかなか政府の考えておられるような方向に、五十六年度行かないような心配があるし、三和銀行のこの指摘もかなり信憑性を持つて評価してよいのではなからうかと思つております。

きょうは経済企画庁を呼んでおりませんので、税収の見通しに限つてちよつと大蔵省さんのこれに関連した見解を伺つておきたいと思つてです。

が、どうでしょうか。

○説明員(源氏田重義君) 昭和五十六年度の税収見通しは大丈夫かという御質問でございしますけれども、確かに某都市銀行の見積もりというものにつきまして、私も新聞でちよつと拝見したことがございしますけれども、その中身について詳しく存じておりませんので、その見通しの各項目についてこれがどうか、あれがどうかと申し上げるわけにはいきませんが、われわれといたしましては、五十六年度の税収見通しは、政府の経済見通し、これは公的なものでございしますので、その政府の経済見通しに基づきまして見積つております。それで、これが大丈夫かと聞かれますと、いまは始まつたばかりの段階でございしますので、これはやはりわれわれとしてはその見通しどおりにいくものというふうには確信しております。

○大川清幸君 それでは、これは余り論議してもしょうがないと思つたので、ちよつと問題を交えて、大蔵省さんにお伺いをしておきますが、日銀さんの国庫納付金の状況ですね。余り前からじやなくても結構ですが、これはここ三、四年のところはどうなつていますか、状況は。

○説明員(北村恭二君) 日本銀行の国庫納付金の状況でございします。先般、五十五年下期の日本銀行の財務諸表、大蔵大臣として承認いたしました。五十五年上期と合わせまして、五十五年の日銀の納付金はほぼ予算額どおりの六千六百六十六億三千七百万というのが五十五年の数字でございします。

少しさかのぼつて申し上げますと——五十二年当時からよろしゅうございしますようか。

○大川清幸君 結構です。

○説明員(北村恭二君) 五十二年度が六千六百二十九億、五十三年度が六千六百九十一億、五十四年度が五千八百五十六億、五十五年度が六千六百十六億という数字でございします。

○大川清幸君 そこで、もう少し前の方を見ると、日本銀行に対する地方税の課税状況、これ、資料をいただいたんですが、四十八年の下期から五十

がいまして、今後、不交付団体等において道路の投資額がどのような状況になるのか、こういったことを見きわめながらこの譲与制限のあり方は検討していくべきものではないかと、このように考えております。

○大川清幸君 もう一つ、事のついでで伺っておりますが、例の国有提供施設等所在市町村助成交付金というのがございますが、これも、不交付団体については交付団体方式で算定した額の十分の七を控除するというふうなことになるっておりますが、これは変化しないですね。依然としてこの方法でやっておりますか。

○政府委員(石原信雄君) その方法は現在も継続しております。

○大川清幸君 これは、やっぱり施設があつて、いろいろな地元に対する、まあ迷惑ということはないけれども、存在している施設についてはやっぱり地方公共団体の恩恵をこうむっているのだから、余り不交付団体だからといって差を設ける必要はないんじゃないかと思つてゐるのですが、一回これは検討してもらいたいと思ひますが、どうでしょうか。

○政府委員(石原信雄君) いわゆる基地交付金は、基地所在の市町村がその基地の資産について固定資産税が課税できないためにいろいろの直接間接の影響を受けておりますので、これにこたえる趣旨で、いわば固定資産税がわりという意味合いも込めて交付されております。それと同時に、また、基地が所在することによって起こつてまいりますもう一つの財政需要にも対応すると、こういった性格もあわせ持たしてゐるところでございますが、そこで、この基地交付金の額が、関係団体の財政需要等との関連で、十分な額が確保し得れば、不交付団体の交付制限というふうなことは必ずしも望ましくないという御意見、私もよくわかりますのでございますが、現状は、関係団体の希望からしますとかなり制約された状態で総額が決定されてゐる、こういうこともありまして、できるだけ各関係団体の財政需要に公平に交付金を

配分したいというふうな見地から、不交付団体については不交付団体の財政需要も考慮に入れまして譲与制限を実施してゐるところでございます。したがらば、この点につきましては、制度として絶対これが正しいとか望ましいというふうな考へてゐるわけではありませんが、やはり限られた財源をより公平に配分するという見地に立つてこの制度を現在行つてゐるところであります。今後、これは総額等の兼ね合いで研究していくべきものではないかと、このように思ひます。

○大川清幸君 それでは、時間がなくなつてしましたから……。

消防庁さん来ていますね。——これ、第二臨調の中の論議でも出たので表向きの報道になつたのだらうと思ふんですが、最近の救急車の出動、救急需要ですね、大変ふえておるのですが、余り細かいところまでは結構ですけども、その救急需要ですね、状況としては年間どんな実績になつておりましたか。

○政府委員(石見隆三君) 一番新しい資料といたしまして昭和五十四年中の実績が出ておるわけでございますが、五十四年中に救急車が出動いたしました件数は、年間で約百八十六万九千回ということになつております。と同時に、搬送いたしました人の数は百七十八万七千人という状況でございます。

○大川清幸君 そこで、私も東京都の状況なんかをよく現場で承知はしておるのですけれども、確かに救急患者あるいは交通事故者の搬送、いろいろ大変大事な仕事をやっていただいておりますけれども、中にはなかなか市民の方でも巧妙な利用をする方は確かにいるわけですね。そのために出動回数が増えて職員も大変苦労しておるようですが、これは中身の方が——回数はおわかりになりますか、要するにそういう、何というのでもない、なかなか入院もベッド数が十分じゃないから入れないから、救急車を呼んで入つちやえは入院できるのか、お産で、まあ産気づいて緊急の場合にはしょうがないと思ふんですが、承知して病

院へ搬送してもらうというのや、極端に言えばつと悪質なものもあるわけですね。そういう中身について状況はある程度おわかりになつていますか。

○政府委員(石見隆三君) ただいま申し上げましたように、百数十万という出動回数を持つておるわけでございますが、その中身といたしまして、医療機関に運び込みまして最終的にそこで医師の診断を受けた、結果の数値のお話だろつと思ふのでございます。昭和五十四年中の実績を見てまいりますと、約百七十八万人搬送いたしました、その中で最終的に死亡された方が二万三千四百人程度でありまして、一・三%であります。それから、重症という判断をされた方が二十八万二千人でありまして、一五・八%。重症と申しますのは入院加療を三週間以上必要とするという方でありまして、その次は、中等症と申しますか、中でありまして、六十三万人ぐらゐであります、三五%程度であります。中等と申しますのは三週間未満の入院ということでありまして、残り八十四万七千人、割合にしまして四八%程度の方がいわゆる軽症でありまして、軽症と申しますのは入院を要しなくてその日のうちに帰られたという方が約半数近く占めておるという状況でございます。

○大川清幸君 これ、つらいところは、一、九番ががかと、内容どうですかとチェックをして、それじゃ行きませんというふうなことになるんでね。やっぱり電話が入つてくれれば対応して出動するということ、現場は大変なんですけれども、財政事情も絡んでゐるものですからこういう議論が出てきたのだらうと思ふんですが、ニューヨークやジュネーブ等では有料制をやつておると、国内でも一部地方でもありますが、一部有料のところ、これはやっぱり一般市民の中に救急業務がなじんでしまつて、中には不心得な利用をする方があつても、それだけ定着をしてゐるという一つの証左でもあると思ふんですよ。ですから、財政問題に絡んでいきなり有料化の検討

をするというのはちよつとやはりこれは極端過ぎるので、その前に、これは都道府県ないしは市町村の業務ですからね、消防業務は、その中に入つてゐる一事業ということになるんですが、ちよつとこれ自治省の方でもお考え願う、あるいは消防庁の方でもお考え願つて、一般住民に良識的な利用をしていただくような啓蒙なり何なり、各市町村もお知らせ版を毎月出してゐるところもあるようですよ、何かの対応措置をやつて、その上でどうしても財政的に先々ともこれはしよ切れないということであれば、一般住民、市民の方の御理解を得て、一部有料なんという方法も考えざるを得ないときが来るかもしれませんけれども、当面何かその辺の努力、啓蒙、市民の方々の御協力、理解を得るような努力をしていただいた方がよろしいのじゃないか、こう思つてゐるんですが、どうでしょうか。

○政府委員(石見隆三君) ただいま御指摘がございましたように、最近救急車が、言葉は悪うございしますが、いわゆるタクシゐがわりに安直に使われ過ぎておるのではないかと、また、それに大変な財源を必要とされているのじゃないかという御批判がございします。

そこで、不急不要のと申しますか、そういう安直な利用をなさらないように、そういう不急不要の救急要請をしていただかないために、諸外国にもございしますように、有料制にしてはどうかという御意見も一部にあることは事実でございます。私もどなたもいたしましては、このような御意見なりあるいは批判が出てきますゆえんのは、先ほど数字をもつてお答え申し上げましたようなところから来ておるのだらうと思つております。

加へまして、各全国の消防機関が年間に使つております救急に要します経費をこの件数で単純に割りかへますと、一件当たりの出動に大体五万円近いものがかかるというふうなことも相なつておるわけでありまして、こういうところからいいますと、私どもといたしましては、有料制の導入を

前提として検討をしておるというものではさらさらございません。このような御意見、御批判があることは事実でございますので、一つの考え方といたしまして、その利害得失と申しますか、あるいは諸外国のやっております方法とかいようなものを救急業務全体の中で検討、研究をしておるという段階でありまして、直ちに導入するというふうなことをいま決定したもので、結論を出したものでございませぬ。

と同時に、ただいま先生お示しございましたように、救急需要のこういう形で増加に対応する一つの対策といたしまして、住民の方々の理解と協力を得まして、いわゆる不急不要の救急要請を減らしていくということは大変重要なことだと存じております。私もいたしましては、従来からこのようなことを各消防機関でいろいろ実態に応じて徹底していただきますように御指導を申し上げてきたわけでございますが、現に全国の消防機関におきましては救急車の正しい利用の仕方、あるいはまた応急手当の知識とかその実技とかいようなものの講習会を盛んにやっております。たとえば東京消防庁では五十四年中に約五千回のこういう講習会、研修会等もやっております。全国的に私もこういう方向への力を入れていたきたいということで、今後ともこの方向への指導をしてまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

○大川清幸君 最後に、大臣にちょっと御所見を伺って質問を終わりたいと思いますが、いま救急業務についてはいろいろ説明のあったとおりでございます。確かに有料化を前提にして検討してないことも私もよく承知しておりますが、ただ財政再建、行政改革というのがだつと表へ出ていますから——いいことなんですけれどもね、臨調あたりの委員の中で、実情を余り御理解願わないで、ただ金を減らすためにこういう有料化のものがばつと出てくるようなことはきわめて危険なんですよ。しかも地方の財政負担がかなり大変だということとはわかりますが、この救急業務について

はやはり市民の健康と生命にかかわる問題でして、軽いと思つたつて命にかかわる病状だつてあるかもしれないから、やはり一九番がかれば出ていくという原則は、これはそれで対応してきているし、当然そうでなきゃならぬと思うんです。しかも、有料化は私は原則的にはよつぽのことかなきゃ反対なんですね、これほどなじんだことですから、こういう議論が臨調の中で出てきていることについてはちよつと心配な要素なんですね。自治省側としても、この辺のけじめをきちんとしておいてもらつて、何か財政再建で押しまくられて、何でもかんでも有料化なんかでやられてしまふのは私は非常に困るので、大臣としてもこの辺は明確にしておいていただきたいと思つておるのですが、いかがでしょうか。

○政府委員(石見隆三君) ちよつと大臣の御答弁の前に事務的にお答えさせていただきます。

この問題につきましては、先生おっしゃいましたように、財政再建イコール有料化と、このような単純な考え方というのは、私も、救急業務自身が住民の生命、身体を預かるというきわめて重要な仕事でございまして、その簡単な結論を出されることは私も大変迷惑だと思つております。その点につきましては、この実態とかあるいは問題点というものを事務的には現在第二臨調の事務局には十分御説明を申し上げ、理解をいただくように努力をいたしておる最中であるということでございます。

○国務大臣(安孫子藤吉君) ごもつともでございますので、そういう点について十分気を配つて処置してまいります。

○大川清幸君 終わります。

○神谷信之助君 きようは大体二つのテーマで最初の問題は、地方税の同和減免の問題です。まずお伺いをいたしますが、災害の場合とかあるいは例の宅地並み課税の場合とか、いろいろな必要に応じて地方団体の地方税の減免措置をとる。それに対して特別交付税で一定の措置を今日

までとつてきておられますが、この措置をとる理由といひますか、根拠といひますか、この点についてまずお伺いしたいと思います。

○政府委員(土屋佳昭君) 租税というものは、一定の制度に基づいて徴収しておるわけでございますが、社会的に見て、公益上とかいろいろな理由によつてそれを減免するのが必要であるというところで、政策的な見地でそういう制度をとるといふことになりました。それは国なり地方団体のそういった政策的な見地から行われるものでございまして、そのために生じた収入の減収というものについては何らかの措置をとる必要があるということから、そういう特別な対応の仕方としては特別交付税が対応できる方法でございますので、そういう形で補てんをしておるといひますか、特別交付税措置の対象としておるといふことでございします。

○神谷信之助君 したがつて、これはたとえば災害ですと災害基本法あるいはその他関係法、あるいは宅地並み課税の場合でもそれなりの法律、あるいはそれに基づく——政策的な全国的措置としてやられますからそれに基づく通達なりそういうもので行われるもの、いわゆる地方団体が任意に恣意的に行うものというのではなしに、全国的にあるいは政策的に必要であるというように認められるものというように理解をしていいですか。

○政府委員(土屋佳昭君) 原則的にはそういう方向でございまして、基本的には法令が根拠になつておるといふことでございします。

○神谷信之助君 問題の、この地方税の同和減免の問題ですが、これに対しても特交による一定の措置をなさつておられます。これでまず一つお伺いしたいのは、五十四年度が一番新しいのじやないかと思ひますからお伺ひしますが、同和減免を行つた地方団体、府県、市町村に分けて、その団体数と総額、それに対する特交措置、府県、市町村に分けてどの程度にやられたのかという点をまずお伺ひいたします。

○政府委員(土屋佳昭君) 全国的に、減税全体についての調査を実施したことはございませぬので、実態について私どもとしては把握はいたしておりませぬ。ただ、固定資産税については継続的に調査をしまつておりますのでその点については数字がございしますが、昭和五十四年度において固定資産税の減免措置を行つておる市町村数は四百八十七市町村でございまして、減免に係る税額は十四億七千万でございまして、それについて特別交付税措置を五億五千四百万円行つております。

○神谷信之助君 同和減免は固定資産税に關してだけですか。そのほか住民税やあるいは自動車税その他いろいろ——府県税ですと自動車税なんかを減免措置をやつておるところもあります。いかがですか。

○政府委員(石原信雄君) 特別交付税によつて減収額について措置しておりますのは、固定資産税だけでございします。

○神谷信之助君 固定資産税だけをこうして特交措置を行つておる理由、その他の税については措置を行つていないのはなぜか。この点はいかがですか。

○政府委員(土屋佳昭君) いわゆる同和減免というのはいろいろあるわけでございしますが、私もとしては、いろいろな過去の経緯もございしますが、固定資産税は市町村にとつて基幹的な税目でございますし、その性格等から見まして、減免に伴う影響というものを勘案いたしまして特別交付税措置の対象としておるといふことでございします。

○神谷信之助君 そうすると、基幹的税源であるということ言えば、住民税もそういう意味では非常に基幹的税目であろうと思ふんですよ。そうすると、そういうものをやめて固定資産税だけを該当しているというのは、これは金額的に影響が大きいという意味ですか。

○政府委員(土屋佳昭君) 確かに金額的な面も大きいのは固定資産税でございしますが、固定資産税は、比較的財政力の弱い市町村のまさに基幹的

な税目でございます。財政力の弱い市町村ではむしろ住民税等よりも固定資産税というのが非常に中心になっておるといふ点もございまして、そういった団体におきます財政上の影響というものを配慮し、こういった措置をとるということにしたわけでございます。

○神谷信之助君 これは、そういう固定資産税について同和減免をした場合特措置を行うと、そういう措置を行うについての法令的根拠というものはあるのでしょうか。

○政府委員(土屋佳昭君) 直接的にそういう根拠はないわけですが、税法に従って必要な減免ができるという根拠がございまして、それに基づいて市町村がいろいろなことをやっておるわけでございますが、そういったものの中でも、ただいま申し上げましたような固定資産税の性格あるいは固定資産税が税の主力になっておるような団体の財政力、そういったこと等を勘案して、必要があるとして対象にしておるわけでございます。

○神谷信之助君 実態を少しお話をいたします。たとえば埼玉県の市町村で、十市三町の減免の状況をちょっと調べてみたんですが、固定資産税で一律七〇％の減免の措置を行っているのが四団体、一律五〇％が六団体、それから五〇から七〇％にかけて、課税標準額に応じて分けておるところが一団体、一律四〇％が一団体、それから三〇から六〇に刻んでおるところが一団体、計十三団体です。それに対して、まず都市計画税の減免措置をやっているのが七〇％のところ、三団体、これも一律ですね。一律五〇％という減免措置が四団体、五〇から七〇が一団体、一律四〇が一団体、それから三〇から六〇というの一団体、計十団体です。それから、住民税の減免措置をやっているところで、七〇％一律が四団体、五〇％一律が三団体、五ないし七〇％に刻んでおるのが一団体、一〇から七〇に刻んでおるのが一団体、三〇から七〇に刻んでおるのが二団体、合計十三団体と、こういう状況なんです。

第二部 地方行政委員会会議録第十号 昭和五十六年五月二十六日【参議院】

それで、大阪府下の場合は、これは固定資産税の方ですが、大阪の市長会で協議をして、たとえば昭和五十五年固定資産税同和対策要綱というのを申し合わせをして、大阪府下の市町村では一律に固定資産税の減免措置をする。減免率は、地区内に所在をする固定資産税額の三分の二の額とする。それから、七十平米以下の土地及び家屋については免税。それから、地区外に所在をする固定資産税であっても、年税額の区分に応じて減免率を十分の六から十分の二ということに――これは税額五十万円以下の場合。そういう三段階の減免措置を行う。それから、地区内で、同和対策事業の実施に伴って買収もしくは収用された者、あるいはその土地の上に建築されていた家屋についての移転補償金、それを受けた者が、同日以後においてこれらにかわるものとして取得したもの、いわゆる代替地をもらったところは、その代替地に係るものについては、五十万円以下の場合三分の二、百万円以下の場合三分の一という減免率を決めて、市長会の申し合わせでやっています。

こういうように、二つほど例を挙げたんですが、けれども、こういうのが相当全国的に、いまおっしゃられたようにあるわけですね。団体数で四百何団体からあるわけです。この実態については、自治省としてはつかんでおられますか。

○政府委員(石原信雄君) 固定資産税につきましては、先ほど御答弁申し上げたような状況を把握しております。

固定資産税以外の税目につきましては、その実態をつまびらかにいたしておりません。

○神谷信之助君 実態をつかんでおられないということですが、これはその問題は後でまた触れたいというふうに思います。

それで、法律上の根拠についてはいろいろあるわけですが、地方税法に確かに減免の規定があります。三百二十三条が住民税だし、三百六十七条には固定資産税の減免規定があります。そこで、この減免規定について、三百二十三条でもいいんですが、「その他特別の事情」という問題が

あります。この「その他特別の事情」について解釈をまずお伺いしたいというふうに思っています。

○政府委員(石原信雄君) 地方税法第三百二十三条その他の規定で、いわゆる減免について定めた規定の中で、いわゆる減免事由を幾つか例示しておりますが、その最後に「その他特別の事情」という包括規定が置かれております。この「特別の事情」の解釈をいたしましては、その典型的なケースは、いわゆる拒税力喪失と言いましようか、あるいは著しく低下したというようなケースを典型的な例として考えておるわけですが、文理的にその拒税力喪失だけではなくて、もっと広い概念ではないかと、このように解釈いたしております。いわゆる公益上の必要性等から各課税団体が減免の必要性を認定し得ると、このように解釈をいたしております。

○神谷信之助君 いま石原さんはそういうふうに御答弁になっておられるんですが、私、ずうっと記録を調べてみたんですが、そうしたら、この間、三月二日の本院決算委員会が党の安武議員が指摘をしたと思いますが、四十三年に発行されております「市町村民税逐条解説」ですね。石見さんの執筆に成るものですが、それには、「客観的にみて拒税力を喪失した者」、「天災」あるいは「公私の扶助」に類するような特別の事情」にある者というように解説されている。五十年の二月の二十六日の衆議院の地方行政委員会では三谷さんが質問をしましたが、それに対する答弁は、拒税力等に特別の事情がある場合に限り、減免措置をする、たまたまそれが同和地区に集中したのではないかという趣旨の答弁があるわけです。だから、三谷質問までのところでは、いま石原さん言われたいわゆる広い意味のところまでは見ないで、拒税力喪失というところに文書なり答弁なりが集中しています。ところが、五十年の十二月に出ました自治省税務局編の「住民税逐条解説」、これを見ますと、いま言いました特別の事情がある場合に

に限り云々というところが、「天災あるいは公私の扶助」に類するような特別の事情と解すべきであろう」という部分が削除されて、かわって、公益上必要と認められる者もここで言う「その他特別の事情がある者」に含まれると。ずうっと調べてみますと、新しく「公益上の必要」という文言が出てくるのは大体この辺なんです。それまでは出てこないんだ、ずうっと調べてみると。だから、大体この辺から広義に解釈をされるようになったのではないかと、文書から見ると。そう考えるんですね。こういうふうにお変えになった事情というのは、一体どういうところにあるんでしょう。

○政府委員(石原信雄君) もともと「その他特別の事情」という表現自身が大変抽象的であり概括的な規定でございます。ですから、文理的にはかなり広く解釈できる表現であらうと思うんです。ただ、地方税法が制定された昭和二十五年以降、この制度の運用の典型的な姿としては、客観的に拒税力を喪失したケースというのがこれに当たるといふ考え方を伝統的に自治省はとってまいりました。ところが、その後各地方団体における減免の適用状況をずっと見てまいりまして、非常に狭い意味の拒税力喪失だけでは実態に合わない。より広くその地域地域の実情に応じまして、その地域にとつて非常に必要性の高い事象が起こった場合にこれについて減免を適用するという必要性が出てまいりますので、そういったことも勘案して、先ほど引用されました五十年当時の解釈では幅広い解釈をとるようになったわけですが、いつの時点でどう変えたということではございませぬけれども、もともとこの規定自身がかなり概括的、抽象的な表現でありましたので、課税の実態の推移に応じて私どもの解釈も、当初、典型的な非常に狭いケースについて私ども考えておったものが、若干それが広がってきた、こういう経緯でござい

○神谷信之助君 私は、解釈ですからね、社会的な、あるいは経済的ないろいろな事情の変化で解釈

がいろいろ変動をするということはあると思
います。それで、一定の解釈だけでは法解釈の面
からも無理があるということになれば、法文その
ものも直さなければならぬと、こういう事態が起
こるでしょう。あると思うんですよ。だから、五
十年の段階では、そういう意味では、変えざるを
得なかった客観的なあるいは具体的なそういう事
実というのは何もなかったわけですか。具体的に
一般的にもう少し広くしなければいけないだろう
ということと、こういう広い解釈をするということ
じゃないと。具体的な事例があつて、それでそう
いう点も加味をして解釈というものを広くせざる
を得ない、また広くするのが適当だということに
お考えになったんじゃないかと思うんですが、そ
の点はいかがですか。

○政府委員(石原信雄君) 私どもが、この解釈を
やや広げるといいますか、広い解釈をとるよ
うになりました背景をいたしましては、たとえば
昭和四十一年の三月二十八日付の通達で、自動車
税及び軽自動車税につきまして、身体障害者の
方々に対する減免を行うことが適当であると、こ
のような指導をいたしております。それから、昭
和四十九年の四月一日付の固定資産税課長の通達
によりまして、公衆浴場に係る固定資産税につ
いて軽減措置を講ずることが適当であるという指導
をいたしております。いずれも、これらは減免を
適当とするという考え方で、その他特別の事情の
範囲内でこういった運用をしていただくことが適
当だと、こういう通達を出しております。

○神谷信之助君 大分苦しいですがね、まあいい
として……

○神谷信之助君 大分苦しいですがね、まあいい
として……

税等の減免に関する明示の規定はございません。
○神谷信之助君 まあ地方税の減免については、
法令に根拠があるということが一つあるんです
ね。ところが、同和減免の問題では同特法には特
別の規定はない。それでは自治省としては、たと
えば固定資産税について同和減免をやりたいと
、そういう趣旨の指導通達は出されたわけでは
ないか。

○政府委員(石原信雄君) 出してありません。
○神谷信之助君 そうすると、いまあなたが
しゃった障害者の自動車税あるいは軽自動車税の
減免措置あるいは公衆浴場に対する減免措置、こ
れはそれぞれ通達もあり、その根拠法、あるいは
必要な客観的な経済的な条件、こういうようなも
のがあるということに容易に考えられますね。で
は、この特交措置をなさっている固定資産税に関
する同和減免については、通達も何もなしで自治
省がやっているのを特交措置にすると、こういう
点については、どういう根拠に基づくんですか。

○政府委員(石原信雄君) 特別交付税の措置の考
え方につきましては、財政局長の方から御答弁が
先ほどありました。私どもの理解としては、固
定資産税の減免につきましてはその影響するところ
がきわめて大きい。私ども、特に通達を出して
はおりませんし、また、特別の法律上の根拠があ
るわけではありませんが、各地方団体にお
きまして減免の扱いがなされておる中で、この固
定資産税関係の減免については、税の性格あるい
はその各団体の財政に与える影響、こういったも
のを勘案して特別交付税の措置がなされているの
ではないかと、このように理解をいたしてござい
ます。

○神谷信之助君 この固定資産税の減免措置につ
いての特交措置を行ったのは、いつからになりま
すか。
○政府委員(土屋佳照君) 昭和四十八年度からで
ございます。
○神谷信之助君 だから、したがって、いまちよ
っと石原局長が言っていましたけれども、各自治

体で固定資産税の減免措置を行う、あるいはその
他の地方税の減免措置も行っている、そういう自
治体がある程度出てきて、しかもそれは、その自
治体の財政収入に相当の影響を与えるという実態
が生まれてきているんですね。そういう実態を見
た上で、地方財政の財源保障をやるためにも行わ
ざるを得ないと、あるいは行ふのが適当である
という判断に基づいて、四十八年以降そういう措置
をおとりになったというように理解していいわけ
ですか。

○政府委員(土屋佳照君) まあ地方税法上減免措
置の規定がございまして、いろいろ各種の税目
についてそれがございまして、そういった減免規定
に基づいて地方団体がいろいろ判断をされて
実態に応じて措置をとられたと、そういった措置
をとられたものを受けて、私どもがその減免に伴
うての財政的な影響というのをどう判断するか
というところでございまして、それについて、先ほ
ども申し上げましたように、非常に財政力の貧困な
ところは所得の高い人もないし、まさに固定資
産税等が根幹になっておるということもございま
して、財政運営上影響を与えるので、それはやは
り私どもとしては円滑な財政の運営を図る意味で
必要であろうというふうな判断をいたしたわけ
でございます。

○神谷信之助君 結局、そういう実態を認識せ
ざるを得なかったということだということに思
います。ですから、条例準則で、地方税法のこの三
百二十三条ですか、これに該当する部分は五十一
条ですが、その五十一條の三項には、左記に該
するもので実地方団体の長がその必要あるとい
うように認めたものというところで、一号から四
号挙げていますね。一号は生活保護世帯、二号は
いわゆる所得の少ない者といいますが、そういう者
それから三号が学生、四号が民法三十四條の法人
ということですか、そういう規定になっています
ね。だから、こどももいふ言ったような、そうい
う同和減免が入る余地のある具体的な規定とい
うのはないように私は思うんですが、この点は、こ

れとの整合性といいますが、関係はどういうこと
になっていますか。

○政府委員(石原信雄君) 条例準則は全国共通の
ケースを想定してつくられておりますので、いわ
ゆる同和減免事項というふうなものは条例準則で
は想定いたしてありません。

○神谷信之助君 ですから、これは準則ではない
し、それから自治省のそういう指導的な通達、そ
れもない。それで、起こった実態は、見ると、そ
うならざるを得なかった実態がまずあつて、そし
てやむを得ないということだと思ふんですけれど
も、それに対して特交措置を行わざるを得ない
という事態、経過を踏んでいるように思ふんです。
もう一つお聞きしておきますが、地方税法の六
条一項、不均一課税のところ「公益」という問
題が出てきますね。この六条一項の「公益」はど
ういう意味であり、いまおっしゃっている「特別
の事情」の中の公益と同じなのか違うのか、この
辺りがどうですか。

○政府委員(石原信雄君) 地方税法六条に規定
する「公益上」云々の公益概念と、それから
各税目にあります減免事項の一つとしての「その
他特別の事情」の中で引用される公益上の必要性
というものは、基本的な概念としては変わりが
ないと思ふます。

ただ、御承知のように、六条の規定と各税目ご
との減免事項とは、実際の課税上の扱いは異な
つてまいります。第六條の規定による公益上の課
税免除あるいは不均一の課税の方は、言うなれば
条例上の非課税規定とでも申しましょうか、ここ
に課税しないという規定があるものは初めから賦
課処分しないのであります。課税しないのであり
ます。ところが、住民税、固定資産税等の規定に
よる減免事項の場合には、課税処分はいたしまし
て、課税した上で最終的にこれを免除するかの
いはゆる課税の事務手続としては六条の方が、何
というか、初めから非課税扱いというのか、やや
優先度が高いといいますが、そういうふうな手続

的な差はございますけれども、内容的な面での「公益上」云々の公益概念は、実質的な差はないと、このように思います。

○神谷信之助君 その次は、そういう減免措置をする場合は、これは、その基準を条例で決めなきゃならぬものだということに思ふんですがね。課税法主義というのですか、そういう立場から言ふと、条例で少なくとも基準は決めなきゃならぬというように思いますが、この点はいかがですか。

○政府委員(石原信雄君) 地方税法第三条の規定によりまして、「地方団体は、課税すべき」その地方税の税目、課税客體、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない」と、このように規定されております。したがって、課税免除、不均一課税あるいは減免、いずれもその根拠は条例に定められていなきゃならないというのは、これは地方税法の規定上明らかであります。ただ、具体の各団体の条例の制定状況を見ますと、うと、きわめて具体的に、きわめて細かいところまで条例で定めているものもありまして、かなり包括的に長にその賦課徴収についての権限を委任しているような定め方をしているものもありまして、精粗まちまちであります。基本的に最終的なところは、やはり条例に根拠がなきゃならないというところは、地方税法第三条の規定からこれは明らかであるように思います。

○神谷信之助君 包括の規定をやつて、後は規則にゆだねるという形の条例と、そういう形で減免措置を行うというのは適当なわけですか。

○政府委員(石原信雄君) まあ徴税条例につきまして、課税の権限を議会が定め、それに基づいて長が実際の賦課徴収を行うわけでありまして、課税要件といひましようか、課税手続といひましようか、そういうものはできるだけ具体的に、詳細に条例で定めるといふのが条例主義の立場からすると理想かもしれせん。しかし実際には、たとえばこの減免事項等につきましては、いろいろな事態が想定されるために、かなり包括的に長

にその判断をゆだねているというケースが見受けられます。したがって、その辺は程度の問題で、どこまでがよくてどこまでがいけないというところはなかなか言いにくいと思います。

そこで、包括的に長に判断をゆだねている場合に、実際に課税事務に従事する職員の判断基準として一定の内規といひましようか、基準といひましようか、そういうものを要綱その他の形で定めているケースは多々見受けられます。この場合も、要綱その他によつて減免を行っているのではなくて、やはり減免そのものは条例に根拠があり、その条例の規定の具体的な適用基準として、内部的な一つの基準を持つていふという形になるのではないかと私もそのように理解をいたしております。

○神谷信之助君 だから、結局どの程度なんです。課税客體の減免の対象といひましようか、減免対象の客體、その減免率、こゝまでは条例で決めなきゃならぬということになるのですか。それとも、それらを含めて全部規則に回してもいいと、減免することができるといふことにしてやればよいということになるんですか。

○政府委員(石原信雄君) 地方税法第三条で要求しておりますのは、どういふ税目を課税するかしないかとか、その課税客體は何にするか、課税標準をどうするか、それから税率をどうするか、少なくともこういふことはもう条例で決つて書かなきゃいけないわけですが、そのほかの賦課徴収に関する事項につきましては、各税目により、また団体の状況によつてバラエティーが出てくるのはやむを得ないと、このように考えているところであるように思います。

減免につきましても、減免ができるという権限そのものは条例に根拠が必要であります。具体的にどういふケースについてどの程度の減免をするか、減免率とかあるいは減免の基準とか、こういうことは言えないのじゃないか。その具体の基準につきましては長にゆだねるというケースがあつてもこれは法律上どうこうということはないのじゃないかと、このように思います。

○神谷信之助君 これも非常にあいまいですね。まあ実態については調査されていないようですが、具体的に全体を指摘するわけにいかぬわけですから、非常に多いのは、減免することができるといふことにして、規則に基づいて、規則によつて減免することができるといふ、あるいは要綱によつて減免することができるといふ一項だけが条例にある、そうしてあとは一律、たとえば先ほど言ひましたように七〇%減免するやうまでを要綱なり規則でやつてしまふ。だから課税の方は、いまおつしやつた地方税法の三条で、ちゃんと課税客體それから率も含めて規定をしてい

るわけですね。減免の方は野放しです。それでもいいんだということについては私はちよつと承服しかねる。しかも、先ほどちよつと紹介をしましたように、一率七〇%で、これはたとえば固定資産税の場合ですと、その年税額が幾らであろうと構わない。こうなりますと、これは社会常識から言つてもおかしいものです。一つは租税力に着目せないかぬわけでしょう。そういう点が私は一つあるというふうに思ふんです。

たとえば、先ほど指摘をしました五十年十二月の税務局編の「住民税逐条解説」で、先ほど言ひましたように解釈が変わりましたけれども、その後、「この場合には、租税負担の公平の見地からみても減免を相当とする程度の強い公益性があるものに限つて減免をおこなうことができるものであり、他の納税者との負担の均衡を失ふことがないよう慎重に取り扱う必要がある」と、こういうふうに自治省の方はおつしやつていふんです。ただ青天井で、住民税の場合でもそうです、

どれだけ所得があつたら青天井で三割減免と。あるいは固定資産税の場合もそう。固定資産税が決まればそれに対する都市計画税も決まる、市町村税が決まればそれに対する府県民税も決まるわけですから、こういうようなことが野放しされていふて、それで負担の均衡が保たれているということになるのか。公益上の必要があれば負担の均衡は失つてもよろしいとは思ひつけない、自治省の解説には、この点はさすがに思ふところがある、実際に指導されているといひましようか、指導助言されている内容では、その点については野放しになつていふのが実態ではないかという点、いかがでしょうか。

○政府委員(石原信雄君) 減免そのものが、一般的に課税される意味の中で一定の要件を満たすものについて税負担を免除し、あるいは軽減するといふことですから、それ自身は特に必要性が客観的にも認められるようなものでなきゃならないといふことは当然でございます。その点をその解説書も述べているのであらうと思ひます。

公益上の必要性に基づいて減免を行うといふことは、その公益性の認定といふのは、地域社会にとつて非常に必要度が高いといふか、十分なコンセンサスが得られていふことが前提になつていふと、このように考えるわけでありまして。私も、したがって、その減免の事項の適用に当たりまして、決して安易に、また野放しでいふといふふうには考えているわけではございません。ただ、具体的なこの減免措置の適用につきま

しては、やはり公益上の必要性に基づいていろいろなケースについて減免が行われるわけでありまして、その一つ一つについてそれが妥当であるか否かといふことは、最終的にはやはり課税団体自身あるいは課税団体の議会で御判断いただくしかないのじゃないか。

私も、地方税制度の指導に当たる立場で、一々個々具体のところについてまで、これがいい、これが悪いという判定はなかなかいたしかねるわけですから、基本的な税法の精神、税法の理念に沿つてこの点は実施していただく、そして、その実施した結果妥当なものであるかどうかの判定は最終的にはやはり課税団体が御判断いただくということにならざるを得ないのじゃないかと、こういうふう

に考えております。

あえてなにしませんか、しかし、ずっと私はこれらの減免問題についての行政実例を全部調べてみましたよ。やっぱり相当具体的なケースについてもいろんなサセシヨンというか解釈というか判断というか、示している。団体なりあるいは納税者自身からの問い合わせもありますから、それらに対して回答をされています。まだぼくの見た範囲ではこの種の問題の行政実例がないものですから、だから何ですけれども、しかし、いままで出されているそういう行政実例に起っている解釈からいっても、この点は非常に矛盾をしている、実態は。私はそう思うんです。

もう一つ、しかもこの減免措置を受けることができる人は、たとえ同和地区に住んでいる人であっても解放同盟の、あるいは解放同盟の連合会、あるいはその地域の組織、これらの承認なしには受けれないという規定なんですね。それで、これは一体どういうことになるでしょうか。特定団体の承認なしには減免の措置を受けられない。いわゆるわれわれ言っている窓口一本化ですね。これは地方自治法の十条でしたか、あの便宜の均てんですか、何かありましたね。そういう項目からいっても、あるいは少なくとも税の平等という観点からいっても、同じ同和地域の住民に対してそういう措置をとるならば、これはすべてそうしなきゃいかぬわけでしょう。ところが、特定の団体の承認なしにはこれは適用されないということになれば、果たして公平の原則に合致すると言ふことができるのかどうか。もしそれを許すとすれば、公益上の必要というのは、その特定の団体の利益のためということと同じということにならないのか、この点はいかがですか。

○政府委員(石原信雄君) 一般に、行政は住民に對して公平に行われなきやならないということ、当然でございます。そして特に税務行政につきましては、税負担の公平確保という意味が特に重要でありますので、その点の必要性が高いわけであります。

きましては、御案内のように、昭和四十八年五月十七日付の關係各省庁の事務次官通達によつて基本的な考え方が明らかにされておるところであります。この考え方に沿つて各自自治体におかれましても行政を進めていただくように御指導申し上げているところでありまして、各団体ではこの趣旨に沿つてそれぞれ公平な同和行政の推進に努力していただいているものと私どもは考えております。そして、この税の課税免除あるいは減免、こゝういったものの取り扱いにつきましては、各地域地域によりまして内容が千差万別でありますので、一義的に私どもがこれがいい、これが悪いといふことはなかなか言いにくいのでありますが、基本的な考え方としてはこの通達の中にのつとつて行政を進めていただいておりますものと私どもは承知いたしております。

○神谷信之助君　それでは同対室にお伺いしますけれども、いま話が出ました関係省庁の通達の中で、特定の団体を窓口としてそういう措置をとりなさいという、そういうことになっているんですか。

○政府委員（小島弘仲君）　そのような通達は出しておりません。

○神谷信之助君　それしや石原さん違うんじやないですか。窓口はここですと、それ以外はだめですよと、そんな通達じやないんでしょう。――まあそれはいいですよ。やつぱり問題があるんだ。その次、特定の団体に限つて税の減免の措置を行ふということは許されるものですか。

○政府委員(石原信雄君) 税の減免は、やはりその団体の条例あるいはその条例に基づいて実際の適用基準等を定めておられると思いますけれども、そういった一定の要件に該当するものについて適用されるものであろうと、このように思います。

○神谷信之助君 五十四年の五月九日の衆議院の決算委員会で会計検査院の説明員は、「一部の団体についてのみ適用するのはおかしいではないかと」という御質問でございますが、「適当でない」、「それ

に對する回答は、「とうふうに考えております」、それから米山政府委員は、「会計検査院からの御答弁がありましたように、特別の団体について特別の取り扱い、特に課税上の特別の取り扱いというようなことは一切すべきでないと考えております」と、明確に答えられていますね、政府委員が。ところが、よそにもあるのじやないかと思ひますが、千葉県とか、茨城県に、私も資料があつたわけですけども、自動車税の特別措置ですね。対象自動車は、「同問題の解決を推進する団体が所有し、その活動のため直接専用する自動車」、これは千葉県です。茨城県になりますと、「同問題の解決を推進する団体又はその団体の代表者等が

所有する自動車、その団体の活動のため直接専
用する自動車に対し課された自動車税は、全額を
減免する。」と、こういうふうになっているんです
ね。これ、要綱です。これは直接条例に規定はあ
りません。通達でそういう指導を行っています。

千葉県の場合は、団体所有の自動車、ところが茨城県になりますと、団体所有の自動車だけじゃないに代表者等が、いわゆる個人ですね、代表者等が所有する自動車、これも全額減免と、こうなっているんですね。こういうのが実態なんですよ。

もう時間がありませんから、最後にこの問題の締めくくりをしておきたいと思うんでだけれども、いまずつと指摘をいたしましたように、当時も、私自身も地方行政委員会で大分問題にいたしましたことがありますし、衆参両院の關係委員会でもわが党はずつと指摘をしてきたわけですけれども

も、税の減免を初めいろんな問題が、暴力的に、威嚇的に、たとえば大分県のような四百万というような金をふんだくっていくような事件とか、最近検査されたあの問題でありますが、大分の職安の事件もありますし、そういったいろんな問題が起こつて、実態としてはそういうものを認めざるを

を得ないような状況が生まれてきている。それらを市町村が後から追認すると。しかも自治省自身は、その実態について、地方税の同和の減免措置がどういふようにやられてるのか、その問題につ

いて調査もなされない、幾ら指摘をしても。こういう状態で今日まで続いてきているんですね。しかも、それは、必要であれば私はちゃんと条例にもびちつと明記をし、それからその地域住民の理解も得て初めて不当な部落差別をなくす、そういう力もできてくると思うんですけども、そういうことをやっていることさえ一般の人にはわからない形であり、しかも道理に合わない青天井のような状況もあるという実態がずっと続いているんですね。しかも、いまの自動車税なんかはひどいと私は思う。これは政府の答弁でも、あつてはならないというように答弁されているような事態も起こつているという状況なんです。

そこで、この同特法自身も、十年たつてさらに三年延長をされて、来年の三月末には期限が来る、それで、再延長するかどうかという問題も起こつてゐるわけですが、私は、この十二年間の同和对策事業を一遍総点検をして、そして行き過

ぎているものはやっぱり行き過ぎているとして明らかにし、必要な措置はちゃんと必要な措置としてとるという意味で、そして公正で民主的な、部落差別をなくす、それにふさわしい法律をつくるということが必要だというふうに思うんです。そ

の点では、直接総括責任を持っておられるところは同対室ですから、あと一年足らずになりましたが、この同特法の延長問題をめぐってどういうふうにお考えであり、どういう作業をなさりつつあるのか、この辺についてお答えいただきたい。

○政府委員（小島弘仲君） 御指摘のように、同和

対策特別措置法は五十三年の秋の臨時国会で三年間の延長になりまして、来年の三月末をもつて失効する形になっております。政府は毎々、総理も国会でも御答弁になっておりますように、現在、同和問題の実態の把握に努めながら、現在抱えておる同和問題の解決に必要な施策の方向、内容に

ついでに検討を進めているところでございます。

五十三年の延長の際の衆参両院の内閣委員会におきまして、法の総合的改正及び運営の改善について検討せよという御決議

もいただいておりますので、当然、現時点における同和問題を検討していく場合には、いままで行われた施策についての見直しも当然行っていくことだと考えておりますが、現在、法律の延長問題あるいは今後実施すべき施策の内容、方向等については、最終的な結論を得ていない段階でございます。

○神谷信之助君　そこで、いま同対室長の方から御答弁がございましたが、いずれにしても総括といえますか、見直しをして、そうして判断をなさるならぬ段階にきています。

そこで、自治省としてどうでしょうか、同和減免の、まあ税務局であれば税ですね、少なくとも同和減免の実態について、条例や規則、要綱、どういう手続をやっているか、どういう減免の措置をやっているのか、こういったものをひとつまず調査をしてもらいたいというふうに思うんですが、いかがですか。

○政府委員(石原信雄君)　以前からも、その実態の把握をすべきであるという御指摘をいただいで、私も、その後その面の検討をしておるのでございますが、この各税の減免につきましては、いろいろな事情で減免している要素について、まあ率直に申しまして各税務当局ではこれを一括してデータ等もまとめていくという団体が多いものから、個々の減免事由ごとという状況になつていくかというのがなかなか把握しにくいのであります。統計上、全部ほかの要因も含めて課税免除、あるいは不均一課税、減免、こういったものをまあ言うなればお込みで統計上処理しているという団体が多いのであります。そこで、これについては、この事由ごとにくまなく仕分けがつか、また、作業的にその点の程度になるのか、こういった点につきまして、御指摘の趣旨も踏まえて検討をしてみたいと思ひます。

○神谷信之助君　いや、むしろそうにおっしゃるけど、同和減免をやっている市町村は、何にもなしでやっているわけではないですかね。少なくとも規則なり要綱なりに基づいてやっているわ

けでしょう。それはそれだけでも、一律でやっているところやら、あるいは段階に分けてやっているところ、その課税減免対象を一定の――先ほど固定資産税の場合で言いましたが、大阪の市長会の申し合せのように、一定の地域ごとに区分をしていく場合とかね、いろいろそれぞれにあるわけですね。それで、そういう要綱を決めるに当たって、審議会をつくってやっているところもあれば、いろいろありますよ。でも、それはすぐできるわけでしょう。そうすると、条例に基づいて、条例自身にどこまで決めていくところ、あるいは条例で包括的に規定してあとは全部要綱でやっている、規則でやっているところ、あるいはどういう減免の仕方をするかというのとはわかるわけですね。それが正しく適用されているかどうかは別にして、制度としてはどうなっているかというのは、調べる気になつたらわかるわけですね。そこからまたいろいろ問題点というやつが出てくるわけでしょう、それ自身の中から。私がいま出したのはそれ自身の問題ですね、制度、そういう仕組みについて申し上げた。個別の問題についてはいろいろ千差万別、それはたくさんあるでしょう。しかし、それを見れば、住民税の減免でも、所得が三百万円以上はもう野放しで二割減免とかなつていって、私はこれで適当かどうか――五百万円以上をもう野放しになつていって、固定資産税で三千万円以上でも二割の減免をしているところもありですね。そんなのが適当かどうかとかというのいろいろ出てくるわけでしょう。だからそういう点を含めてはひとつ調査をして当委員会に報告をしてもらいたいというふうに思うんです。いずれにしても、われわれはこの同特法をこれ以後どうするかという問題を検討しなければならぬ。その資料というのはいさばなればあなただけのところですかね。だから、それをひとつ調査をして、その結果を報告してもらおうという約束をしてもらいたいと思ひますが、いかがですか。

○政府委員(石原信雄君)　実は、いわゆる同和減免の扱いにつきまして、私も、その全体の状況を把握してありませんので的確な答えがでないのではありませんが、団体とか、県によりまして、地方課税段階である程度状況を把握しているところもありですね、全く把握していないところもありですね。そうしてまた、その適用状況につきましても、非常に詳しい基準等を明らかにしているところもあるし、基準もよくわからないというふうなものも、精粗まちまちの状況でございます。したがって、私も実際にこの状況を把握するということがなると、現実的には各都道府県の地方課税の御協力を得て状況の把握をせざるを得ないわけでありまして、その点の程度が把握できるのか、内容的にどの程度資料が得られるのか、その点を含めて検討をしてみたいと思ひます。

○神谷信之助君　これは大臣、お聞きのように、減免措置、特に固定資産税の減免措置については特交措置をやっておるわけですよ、特別交付税のね。それが、出てきたやつに対してどうのみにしているわけですね。その固定資産税の減免措置がどうなっているのか、具体的にそれぞれの団体でどういう措置をやっておるのか、これはもう関係ないわけですね。というのは、実態がわからないから。片一方、政府としては、同特法の延長をそのままするのか、もうやめるのか、あるいはまた、法自身を改正する必要があるのかどうかと、そういう政策の選択をいま迫られていられる。政策の選択をしようとするば実態について調査をするのはあたりまえでしょう。だから、同対室の方はそういう点では総括をするという作業にかかろうとされている、あるいはほかにかつておられる。自治省としては、とにかく少なくとも税の問題では特交措置をしておるわけですから、同和減免がどういう実態になつていっているのか、その点についてよく調べなければ、従前どおりの特交措置を続けていくといいのか、あるいはそういう同和減免をする必要があるのかないのかということも含めて判断する材料というのはいないということになるでしょう。

○政府委員(石原信雄君)　固定資産税につきましては、特別交付税による措置をしておりますから、計数その他はずっと長い間調査しております、かなりそれは正確なデータを把握しているわけでございますが、すべての税目につきましてどういう適用状況になつていっているかということについては、先ほど申しましたようにいろいろなほかの減免条項による減免と一緒になつて処理されている面もありまして、必ずしも正確な把握がなされていない、県によつて非常にその差があるという実情を申し上げたわけでございます。したがって、私も現状把握について努力いたしてみたいと思ひますが、どの程度正確なものが御報告ができるか、どうも確信が持てませんので、先ほど来状況を少し検討させていただくようお願い申し上げます。

○神谷信之助君　それではひとつ努力をして、実態をつかんで報告してもらいたいと思ひます。少なくとも固定資産税だけはわかるんですからね。それならそれについての要綱や規則を含めて、どういう実態かということをもまず報告してもらう、その他については、大体何でしょう、住民税、市町村民税、それに対応しておるのは府県民税ですが、これはもうイコールで出てきますね。それから固定資産税が出れば片一方都市計画税も出て

きますし、大体大きい中心の税目というのはそれが中心です。その辺のところを中心にしたが、その他の税についてはどうかということを調べてもらえば、そう私はむずかしい問題ではないというように思います。これは、やらぬことはない、やるということですから、ひとつお願いしておきたいと思ひます。

その次の問題に移りますが、これは三公社の納付金問題です。——ちよつと時間がもう足らなくなりまして、あと十五分ぐらいです。納付金問題をやるにはちよつと無理ですね。だから納付金問題はやめます、次回に移します。国鉄の方、せつかく来てもらいましたが、すみませんでした。同対室も結構です。

それでは、あと十五分ですから、先般知事会の方が行革問題で総理に意見書申といひますか、提言をしたというように報道をされております。大臣もそれには同席されたようですが、その特徴的な見解は報道もされておりますけれども、それについてひとつ大臣から御報告していただき、また見解をお聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(砂子田隆君) 去る五月二十三日に全国知事会が政府招集で行われました。その中で、各公共団体からいろいろな意見が出されましたが、その中で、総括的に申し上げますと、行政改革というのはやはり国と地方公共団体の機能分担の適正化を図るということが大変大事であります。そういうことについて国と地方の間で行政の簡素効率化を進め、地方分権化を進めていくということが基本であると思ひます。そういう形が第一点であると思ひます。

そして、行政事務の再配分を行うという必要の中では、いま申し上げました国と地方の機能分担の適正化でありますとか、あるいは国庫補助金の整理合理化でありますとか、あるいは許認可事務の整理合理化でありますとか、そういうものを推し進めるべきである。しかも、こういう問題について、すでにもう各論が出てくるものもある、そういうものについてはやれるところからやるべき

ではないか。

それからもう一つは、この行政改革というのが財政再建という点にだけ重点を置くのではなくて、やはり一つの行政改革の哲学を持つて進めるべきである。

まあ大体こういうことが全体を通じての意見であつたように思つております。

○神谷信之助君 それについての大臣の所見。

○国務大臣(安孫子藤吉君) 今回の政府招集の知事会に、いま行政局長が述べました以外にも、いろいろ各県知事といひまして、その県の行政改革の実績を上げておる県もあるわけですね。その決意並びに手法、哲学等を述べた知事も若干ありました。これはそれぞれ自分の体験をした事柄でございますから、相当迫力のある発言であつたと私は思つております。また、ある県におきましては、やはり日本の均衡ある発展という立場から、大型プロジェクト等は全部打ち切るなどということも困るのではないかと、地域格差の解消についての政治的手法についての意見の開陳もありました。いろいろ十数名の発言がありましたので、一々のことは申し上げかねます。

私の総体的な感じといひましては、各県知事がそれぞれの見識におきまして、また、それぞれの体験におきまして、行政改革に真剣に、まじめに本質的に取り組んでいこうと、こういう気魄を持った発言が総体的に行われたものだという認識をいたしております。

○神谷信之助君 また、報道によると、大体いま大臣なり行政局長なりがおっしゃつたような状況ですが、それに対して総理の受けとめ方というのがきわめて抽象的で、何といひますか、すれ違ひのような、そういう印象を受けたような報道が非常に多いんですけれども、そういう知事の意見に対して、総理自身はどういうように決意をされておるのか、その点はいかがですか。

○国務大臣(安孫子藤吉君) 総理も大変この会議をやつてよかったと、そういう印象でございまして、非常にまじめに真剣に会議が進行いたしました。

た。総理といひまして、それなりに大変しつかりした印象を持つてこの会が終了したと、こういうふうな思つております。すれ違ひというような問題は余り会議の面におきましては出ませんでした。これは一つの憶測じゃなからうかと思つております。

○神谷信之助君 鈴木内閣の閣僚としてはそう言わざるを得ぬだろうと思ふんだけれども、客観的にはそういうように報道されてはいますがね。

この問題については、私どもの基本的考え方、さきの当委員会でも私自身も述べたわけですから、きょうも、もうあと時間がありませんから、もう細かく具体的に言ひませんが、いづれにしても、基本はやっぱり知事会の方からも出ておりましたように、財政主導といひますか財政本位の行政改革であつてはならない。国民に役立つ国あるいは自治体の仕組みをどうするか、その点で、国民に役立つといひますか、その視点をはずりさせて、そしてこの問題を検討をする必要があるだろう。具体的な提案は、すでにわが党としては出しておりますのであえて言ひませんけれども、その点を最後にちよつと申し上げて私の質問を終わります。

○伊藤都男君 最初に、私は北方領土の隣接地域の問題につきまして御質問を申し上げたいと思ひます。

質問に入る前にお伺いをするんですが、根室市の予算の伸び率、過去五年ぐらいの年次別の伸び率、おわかりになりましたらお示しをいただきたいと思ひます。

○政府委員(矢野浩一郎君) 北海道の根室市における財政規模、これは普通会計の決算歳出規模で最近の数字をとらえてみますと、四十九年度を一〇〇といたしますと、五十年これが一〇〇、ほとんど変わつておりません。五十一年度が一〇二、五十二年度が一三二、五十三年度が一六七、五十四年度が一三三でございまして、したがひまして、四十九年度と五十四年度を比べますと約一・九倍ぐらいの決算規模の伸びというふうな状況でござ

います。

○伊藤都男君 そうすると、この根室市の伸び率というのは、北海道内でも結構ですが、他の市町村と比較してどうなのか。あるいは全国の平均と比べてどういう実態なのか。おわかりになりましたらお示しをいただきたいと思ひます。

○政府委員(矢野浩一郎君) 他と比較した場合でございまして、北海道内の都市の平均と比較いたしますと、北海道の場合には、四十九年度を一〇〇といたしますと、中間は省略いたしますが、五十四年度におきましては二〇一でございまして、根室市よりも若干伸びが高うございます。また、全国の都市の伸びと比較いたしますと、全国の都市の場合には、四十九年度を同じく一〇〇といたしますと五十四年度は一九二でございまして、根室市とほぼ同じ、一だけ根室市の方が高いと、こういう状況でございまして。

○伊藤都男君 総理府おられますか。——私は、戦後三十六年目にしてようやく北方領土の日が設けられまして、北方領土の返還運動に一つの区切りができたわけですが、この北方領土の日が設けられたことによつて北方領土返還運動そのものが一体前進したのか後退したのか、その辺の判断をまずお伺いしたいと思ひます。

○政府委員(藤江弘一君) 御承知のとおり、北方領土の日の設定につきまして、これに関する行事といひまして全国各地で多彩な行事が行われたことは御承知のとおりでございまして。とりわけ東京での中央集會におきましては、衆参両院の議長を初め各議員の方々、地方公共団体の代表、民間団体等を包摂いたしました非常に大規模な集會になつたわけでございます。特に注目されますのは、各党代表の方々の御出席をいただいたということでございます。したがひまして、いろいろ立場の違いはあつても、基本的には国民的な合意が形成されているというのを内外に示したものと見て評価できると思ふわけでございまして。

ただ、私どもとしましては、そうかと申しまして全国的にこの問題についての理解あるいは共感

いろいろな努力を続けてまいりたいというふうに考
えているわけでございます。そのため、私どもと
しては、地方における基盤整備と申しますか、端
的に申しますと、県段階におきまして民間団体等
のエネルギーを集めたところがございますので、で
きるだけ全国で結成いたしますように目下最大限
の努力を行っているところでございます。申すま
でもなく、北方領土の日の設定、あるいはこの日
の行事をもつて事終われりとするわけではござい
ません。この日を年間を通じての運動の集約ある
いはある意味での運動の出発点として、年間ある
いはさらにもっと長い期間での運動の一つの接点
といたしたいというふうに考えているものでござ
います。

それからもう一つは、もう根室市は、五十二年
から例の二百海里時代に入りまして、水産業、漁
業で繁栄をしてきた根室ですけれども、水産業が
大変厳しい時代を迎えまして、根室そのものに
全体に与える、地域経済に与える影響は大変大き
なものがありまして、そこでいま、これはもう保
守党議員も発言をしているようですが、根室の市
議会において、もう北方領土返還運動に余り目く
じら立てて一生懸命やるよりは生活が先だから、
返還運動より魚だと、こういうことで、市長に対
して姿勢の転換を求めるという運動も、そういう
発言もなされているようでありまして、そういう
ことになりましたと、さらにもう一つは、財界筋か
らも政経分離論もぼつぼつ出てきている。

こんなようなことをいろいろ考えますと、やは

○伊藤前男君　私は、北方領土の日ができたことは大変に結構なことだと思っておりますが、しかし、北方領土の日ができたからといって、返還運動が大きく盛り上がってくるんだというような認識に立つと将来私は禍根を残すのではないかとお伺いをします。

と、こう判断をしているわけです。いまおつしやいましたように、各党各会派、国会決議もございまして、それが一つの目標に向かって前進をしていく体制ができた、東京の集會も持たれた、人もたくさん集まった、それは結構なことですが、私は、いま北方領土返還運動にとって大変な転機にあるのではないかと、こう考えているわけです。

○政府委員（藤江弘一君） ただいま御指摘の會員証問題がいわゆる免罪符としての効力を持つていくかどうかということについての事実関係の確認は、率直に申し上げていまだ明確ではございません。ただ、道あるいは地元漁協の対応といったしましては、そのようなことにはしないというふうなことでやっているようにございます。また、

一つは、逆に私は、北方領土の日が盛り上がるのではなくて、何かこう消えていくような感じすらしているわけです。一つは、例の羅臼におけるいわゆる御朱印船問題に見られるように、ソ連の北方領土返還運動つよし、これが目に見えて露骨になってきたのではないかと私は考えております。やっぱり北海道の北方領土返還運動の一つの運動の拠点たるべき根室市の運動をつぶすため

このことが返還運動にどのような影響があるのか。端的に申しまして、水を差すことになるのかどうかということにつきましての判断できる材料は、これも率直に申し上げて現在ないわけでごさいます。もし仮にそのようなものであるとすれば、これはもう御指摘のように大変に重要な問題であるというふうに考えておりまして、今後ともその点につきましては十分に注意してまいりたい

また、御指摘のように、地元根室等で、一部ではございますけれども、領土よりも魚というふうな意見であるとか、あるいは二島返還論等の意見があることも、私も承知いたしているわけでございまして、この根室地域がこれまでの運動の原点あるいは拠点としての性格を持っていたということからいたしまして、そのこと自体は大変に遺憾なことであると存ずるわけでございます。ただ、この運動につきましては、あくまでも私どもとしては粘り強い基本姿勢を貫くということですからもまいりたいと存じますし、特に昨年の総理の強い指示によりまして、根室地域の振興につきまして関係省庁が目下鋭意積極的に取り組んでいる段階でございます。もとよりこれで十分だというふうには私ども考えておりませんけれども、あくまでも地元の返還運動に対する熱意に對しまして、あらゆる手段を講じまして活力を注いでまいりたいというふうな考えているわけでござい

つきましては、いま先生御指摘のとおり、大変遺憾ながら、現実にソビエト連邦がこれら北方四島に施政を及ぼしておるといふ事実を踏まえまして、その事実を反映した記述となつておるといふ例が圧倒的に多いということは、遺憾ながら今日私までなお事実でございます。外務省といたしましては、従来より世界各国のそういう出版物の調査報告をいたし、間違つた記述のところに對してはその都度正を申し入れているわけでございます。最近では、昭和五十四年の十二月にまた一斉にそういう訓令を出している次第でございます。しかしながら実情は、ソ連が実際に施政を及ぼしているという事実を踏まえまして記述が多いということ

は、御指摘のとおりでございます。

ただ、先生ただいまパナマ一国だという御指摘がございましたけれども、数としては少ないわけではございますけれども、パナマのほかには明らかに北方四島を日本領土と帰属した地図も、パナマのみならずたとえば西独ですとか、あるいは近いと

○伊藤都男君 関連をしまして、外務省おられますか。――北方領土返還の道はこれは二つしかないと思うんです。これは実力で奪還するか、あるいは、粘り強く国際世論を高めて、そしてもうソ連をして返還をせざるを得ない、そういう状況では、中国、韓国といったところの教科書地図にもございますし、また、四島ともに係争中だということを取り扱っているそういう地図はアメリカの地図等にもあるわけでございますし、また、国後、択捉と歯舞、色丹ですね、これを通つ

況に追い込んでいくという外交戦略が重要だと思
いますし、私は第二の道をとるべきだという考え
方に立つて、もちろんそれしか道はないと思いま
すが、そこで外務省の役割りきわめて大きいもの
があると思うわけでございます。

た取り扱いにしておるところ、それは英國、豪州
その他の国にもそういう例はあるわけでございま
して、さきやかながら、私どもが少しずつ努力し
ていったことが多少ずつ実りつつあるというふう
にも思っておりますけれども、御指摘のとおり、

ところが、最近の衆議院の内閣委員会に資料として提出をされました、サンフランシスコ条約に参加をしました各国の地図、パナマ一國を除けば日本の要求がほとんど、主張というのですか、主張がほとんど入れられていない、米國もその例外ではない、こういうように報告をされているわけでありますが、その実態はどんなものでしょうか。

○説明員(兵藤長雄君) お答え申し上げます。

世界各國で使用されております地図その他教科

まだまだ現実は不十分ということで、外務省といましてでも引き続きこの努力を重ねてまいりたいと思つてゐる次第でございます。

○伊藤都男君 戦後三十六年たつて、國民的悲願である北方領土返還の問題につきましてそのような状況では、それは徐々に成果は上がつてきたといひましても、私どもから言わせれば、まさに何もうつてこなかつたと言つた方がいいような結果ではないかと思ひますし、この問題はひとつもつ

と積極的な外交を展開をしていただきたいと思うわけでございます。

そこで、根室、羅臼、あの辺の北方領土周辺の地域は、やっぱり北方領土返還の拠点として、そしてもう乏しい財政の中から北方領土返還運動に要するさまざまな費用を出し、あるいは捕獲された漁船の家族のめんどろを見たり、生活保護費を出したり、さまざまな努力をしてきているわけですね。本来国が目標として、それらの負担は国がやるべきものを市町村が肩がわりしてやってきた、私はそういうふうに言ってもいいと思うんですね。したがって、いままで総理府あるいは外務省からお話があったように、いま北方領土返還運動が緒についたような状況、そしてまたさまざまな問題が沸き起こってきているというこの段階において、もっと具体的に力強い施策が展開をされなきゃならぬと思うんですが、これについて大臣の御見解をお伺いをします。

○国務大臣(安孫子藤吉君) 北方領土の問題は、外交的な進め方と、国内においてそれを促進するような体制をつくること、この二つによってやってまいらなければならぬと考えております。これはきわめて重要な問題であると同時に、また、きわめて困難な問題であることも事実でございます。特に最近におきまして、あの辺の地帯が、漁業をえさにしましてその運動が軟化をする傾向もなきにしもあらずという状況もあるものでございまして、この運動の促進につきましてもいろいろ問題がありまして工夫を要する点だろうと思っております。

本来は総理府におきまして、運動の促進方についてどういう手法をもちまして、どういう見通しを持ちましてやるかということを基本的にひとつ確立をしてもらわなければならぬ。そのためには、関係閣僚と申しますか、関係各省庁に関連する問題でございまして、そのための連絡協議会もできておるわけでございます。そこで一応国内体制の確立のためにひとつもう一段と努力をしてもらわねばならぬ。それで、自治省といたしま

してもそれに参画をいたしておりますから、自治省の立場においてその問題に取り組んでいこうと、こういう考え方をしておるところであります。

○伊藤都男君 連絡会議の問題も私承知をしておるわけですが、昨年の十二月の八日にその連絡会議がございまして、会合もやったようでありましたが、もうそれから六カ月近くたちますが、その連絡会議においてどのような方針が検討をされ、具体的にどのような対策が一体なされたのか、わかりましたらお答えをいただきたいと思うんです。どなたでも結構ですが、まあ恐らく答えはないんでしよう。ないんです。これは連絡会議を一回やっただけで、後はもう何にもやっていないというのが実情じゃないですか。

○政府委員(藤江弘一君) 連絡会議につきましては、関係省庁、これまでに三回の会議をやっているところでございます。主として五十六年度予算につきましても重点配分等につきまして審議を進めてきたところでございまして、その結果、聞くところによりまして、道庁、地元等の要望に対しまして、ほぼ一〇〇%の充足率をもって措置した形になっていくようにございまして。

○伊藤都男君 それはどういう意味ですか、その一〇〇%の充足率とかなんとかいうのは、ちょっとわかりません。

○政府委員(藤江弘一君) 私が申し上げましたのは、道からの要望を取りまとめた数字と、それと五十六年度予算、国の予算におきまして措置された数値との対比が一〇〇%、ほぼ一〇〇%ということを示したわけでございます。

○伊藤都男君 ちょっとわかりませんが……

そこで大臣、もう一度お伺いをしておきますが、昨年の十一月の閣議で鈴木総理大臣から特に発言があつて、根室地域に対する国の支援の姿勢を明確にしていかなきゃならぬ、そのことはきわめて緊急な課題であるという提起がなされた、こういうように新聞で承知をしているわけですが、自治大臣として、この総理大臣の発言が何ゆえになされて、その意味するところは一体どんなものな

のか、どのように受け取られておられますか。大臣の受けとめ方をお伺いをしたい。

○国務大臣(安孫子藤吉君) 総理からそういうお話のありましたことは実は前の大臣のときでございまして、私は、石破大臣も病気でありませんから、その詳細についての引き継ぎはやっておりませんけれども、私といたしましては、これはきわめて重要な問題だという認識を持っておるものでございまして。恐らく総理が、やはり北方領土の日を設定するとか、あるいは北方四島の返還の問題に本気で取り組んでいくという方針をとる以上、各省庁がその線に沿って協力一致してやってもらわねばならぬと、そういう点において関係省庁に対しまして指示をしたものだろうと考えるものであります。その結果、一つの母体として生まれたのがいまの連絡会議だと思っております。

したがって、各省庁それぞれ努力をする必要ありと同時、また、その指示に基づいて生まれたいこの連絡会議がさらに活発に活動して省庁を引きずっていくということがきわめて重要な方向じゃないかと思うところであります。

○伊藤都男君 大臣、この「関係各省庁事務次官会議申し合せ」がありますが、やっぱり「返還運動の拠点であるこの地域の活力の維持発展、地域の安定等に関する所要の施策を推進する必要がある」という前提のもとに、「北方領土隣接地域安定振興対策等」ということですか、この北方領土隣接地域の安定のためにその地域をもつと産業的にも経済的にも発展させていく諸施策を講じなければならぬという目的だということになっているわけですね。それでは、この目的のもとに充足をし、その隣接地域の振興のために具体的にどのよう

な、六カ月たつておるのですが、一体どのような具体的な指針なり方向が出たのか。私、その辺のところを聞いておりませんので、もしそういうものが具体的にありましたらお示しをいただきたいと思ひます。

○政府委員(大嶋孝君) 御指摘のように、北方領土の隣接地域の安定振興対策、重要なことでございまして。このねらいとするところは、究極的に申し上げますと、地域に居住いたします住民の物心両面にわたる安定性を確保する、そうして望ましい地域社会の発展を期するところにあるというところでございまして。具体的に申し上げますと、水産業を初めといたします基幹産業の振興なりあるいは基幹的な道路といった基幹交通施設の整備なりあるいは教育、文化、生活環境施設といったものの整備、さらには北方領土返還啓発関係施設の整備といったものが中心的な課題になると、こういうふうな考えられるところでございまして。具体的には、北海道開発庁がこの連絡会議を所管しておりますので、その手元で十分検討がなされておると思ひます。自治省といたしましても必要に応じて協力をしてまいりたいと、かように考えておるところでございます。

○伊藤都男君 まあいまの段階では、恐らくそういう言葉だけ、方向が出ていただけだと思ひます。すなわち、私はそれだけではだめだと思ひます。だから、先ほどからも言つておりますように、北方領土返還運動、むしろ逆にいろいろな面で問題を生じつつあるということですから、もっと真剣に、実際にやれることをやっていただかなければならぬと思ひます。それが一向に進んでいない。まことに残念であります。

そこで、具体的な問題でこれはお伺いをするんですが、北方領土四島のうち歯舞諸島につきましては、その諸島分の面積分が計算をされて交付税として交付をされていることになっているわけですね。これは、歯舞村が根室市に三十四年に合併をされた。そこで根室市分としてこの歯舞諸島の面積分が計算をされて、その交付税が根室市に交付をされている。

そこで、三十四年から交付をされている歯舞分の算定基礎、それから交付額、これはどのくらいになっておりましたか。

○政府委員(土屋佳昭君) 根室市の旧歯舞村につきましては、その区域が御承知のように本道部分と島嶼部分から成つておりまして、三十四年の四

月に、実体として当時存在しており、また旧齒舞村が地方自治法の定めるところに従って根室市に合併いたしましたのを機会に、齒舞諸島についても面積を根室市に加えるというにいたしましたわけでございます。その分として面積に加えておる、対象になつておるものが齒舞諸島二百平方キロメートルでございます。対応する額は千三百万円ということでございます。

○伊藤都男君 これは五十五年度ですか。

○政府委員(土屋佳昭君) 失礼しました。五十五年の算定でございます。

○伊藤都男君 これは後で結構でございますが、三十四年から五十五年までの年次別の交付税額、これは後で出していただけますか。——お願いします。

○政府委員(土屋佳昭君) いまお話のございましたいわゆる普通交付税分として面積に加えて算定しておる部分は、まあ各年度そういうものと存じますが、それは資料としてお出しをいたします。

なお、この機会につけて加えて申し上げますと、従来——従来と申しますか、旧齒舞村自体が存在しておったことに伴って面積を加えておりますが、これは普通交付税でございます。それ以外に、根室市等がいろいろと北方領土に関連して活動をしておられる、そういうものに対する別途特別交付税というものが出ておるともつけ加えておきます。

○伊藤都男君 面積分だけとして千三百万円ですね。齒舞諸島そのものには、実際はソ連に占拠されておるわけですから行政権が及ばない。具体的には行政需要はない。けれども根室市に普通交付税としてそれが交付されている、こういうことですね。間違ひありませんか。

そうすると、そのほかの三島六カ村の分につきましては、これはたしか昭和四十四年に国会の審議の経過なども通じてそういう措置がとられたと思うんですが、三島六カ村分も含まれて北海道分として、道分として三島六カ村の分も面積が計算されて北海道に交付税が四十四年から交付さ

れている、その額、北海道分として交付されている額はどのくらいになりますか。

○政府委員(土屋佳昭君) 北方四島が従来からこれは北海道に属しておりましたために、面積がはつきりした段階から当該北海道に対して普通交付税を交付しておるわけでございます。その額が昭和五十五年で約九億四千万でございます。

○伊藤都男君 そうすると、齒舞諸島もそうですが、この北海道分として面積が計算されている三島六カ村分を含めた四島の問題ですが、これもいまソ連に占拠されておまして実際には行政需要はないですね。北海道分として九億四千万を交付しているけれども、市町村分としては交付をされないというその理由はどこにあるところにあるんですか。それをまず伺います。

○政府委員(土屋佳昭君) 北方領土、北方四島というのとは本来わが国の領土であるということ、現在、その返還運動をいたしておるわけでございますが、この北方四島というものは北海道分として見ればもとより北海道のものであり、領域に入っておるわけでございます。したがって、それが実態上占領されておるといっても、北海道という実体が現にあり、それがなくなつたためにいろいろと潜在的にもまた領土的にもございませう。いろいろな需要に対応しておるといふことでございませう。面積分としてはそれは入れておる。

それ以外の具体的な道路費とか維持管理費とか、そういうものは出てこないわけでございますが、本来、そういうものが北海道のものであり、現に北海道として交付すべき対象があるわけでございますので、そういうものは従来からの領土だということに入れておるわけでございます。

また一方、ついでで恐縮でございますが、先ほども申し上げましたけれども、旧齒舞村というのは根室市と隣接しておつて、その隣接しておる村の島嶼部分というのが合せて一緒に合併した。したがって、根室市という実体のあるところのものとして存在するということになりますので、交付すべきものがあつたわけでございます。

ただ、その他の齒舞以外の三島については、北海道に係つては分は北海道そのものがあるわけですから、北海道として交付し得る対象があるわけでございます。三島にございまして旧六カ村、これについては、その分として交付すべき対象も何もないわけでございます。だから、これは実体上としてもそれは交付し得ないということでございます。して、やむを得ないことだと思つておるわけでございます。

○伊藤都男君 結局、齒舞諸島の分は受け皿があるから現実に出せる、そのほかの三島六カ村の分については受け皿がないから、北海道は受け皿として存在をさせるから出せるけれども、受け皿がないから出せないんだと、こういう理解でよろしいでしょうか。

○政府委員(土屋佳昭君) 受け皿があるかないかという論よりも、本来のそれを所有しておつた村なり市なり、道なりというものがあつたわけでございます。前の三島の六カ村というものは、これは受け皿がどこでもあつたらいいというものでなく、受けて、本来存在しておると見るべきものがないわけでございます。受け皿を適当につくればいいというものでない。本来のものが、やるべきものがないわけでございます。そこは違ふと思つておるわけでございます。

○伊藤都男君 そうすると、根室周辺の市町村にそれが、いま残つておる三島六カ村が合併をした場合はどうなるんですか。合併をした場合も、そのものが存在をしないということになりますか。

○政府委員(土屋佳昭君) いま申し上げましたように、齒舞諸島と違ひますのは、齒舞諸島そのものは本道にございまして齒舞村と一緒に一つに村を形成しておつて、現実には村そのものもあつた。そういう中で、地方自治法の手続で根室市と合併しましたから、やはり離島であつたと申しますか、そういうものは一緒に入つておるといふ、当然それは根室市のものとして考え得るものでございませう。ところが、三島の村というものは、道とは関係がございませうが、その他の市町村とは関係なし

に独立しておつたわけで、そのものがないわけでございます。それから、それがどこへどういふふうな合併するかどうかという、これはまあ判定するもの自体もいま意思決定する存在でもないわけでございます。それから、なかなかそこそこは、齒舞のような考え方はできないと思つておるわけでございます。かつて独立の六つの地方公共団体であつたが、ソ連に占領されて、わが国の施政権は当然でございますし、もちろん地方行政も全く行われる余地のない状況にあるわけでございます。そういった意味で、直ちにこれを交付税の対象にするとかどうとかいうことは、ちよつと論議としてはどうであらうかと思つておるわけでございます。

○伊藤都男君 この問題は、もう長い国会の議論を経てきているわけですね。昨年もこの委員会におきまして社会党の丸谷さんですか、質問をされております。それから昭和四十四年、あるいはもつとさかのほれば三十年代から議論をしていてございませう。それでそのときどきの大臣は、この問題については積極的な発言もなされておる記録があるわけですね。いままでは、この問題については議論がなされておるだけで、一歩も前進がなされていない、こういうのが実態だと思つておるわけですね。先ほど来のお話のように、いま北方領土返還運動がかなり行き詰まつて問題を抱えている、根室周辺の地域の経済状態も大変深刻な状況にある。そうなりますと、領土より魚だ、こういうことで、運動の拠点がだんだんとしぼんでいってしまふ、このことを大変私は憂えておるわけでありまして、恐らくそういう意味で鈴木さんも地域振興にもつと力を入れよう、こういうことで積極的な発言をされたと思つておるわけですね。積極的な発言をされて、それを受けて連絡会議もできたけれども、連絡会議はただ言葉だけの方向が決まつただけで、具体的に何らのことも進んでいない。そういうことを政治的意味合いで考えますと、北方領土返還運動、国民の非難であるこの火を消さないためにも、もつと具体的な、本当に真剣な対策がとられていいと思つておるわけですが、大臣の見解をお

伺いしてこの問題を一応終わります。

○国務大臣(安孫子藤吉君) きわめて重要な問題でありますから、われわれはこれに真剣に取り組んでいかなければならぬと思っております。その方向につきましては、この連絡会議の責任者でございますいます総務長官もおられますので、この辺とも十分連携をとりまして、今後の方向を形成するように努めてまいります。

○伊藤都男君 ひとついい方向が出るように積極的にお願いを申し上げます。

次に、別の問題に移ります。

消防庁の方おられますか。——日本の消防力、消防機器、かなり充実をされ、整備をされてきて、特に化学火災に対する消防能力というのは飛躍的に向上をしている。きわめて私は結構なことだと思っておりますが、そこで具体的に今後をしますと、消防ポンプ車などの消防機材、これはいま全体としてどのくらい配置されておりますか。

○政府委員(石見隆三君) 消防資機材と申ししましても大変範囲が広いわけでございますが、先生ただいま御指摘のございましたように、その主力をなしております自動車関係について申し上げますと、五十四年四月一日現在の調査で見ました場合、消防ポンプ自動車は二万二千五百台、それから消防ポンプ自動車は八百五十八台、それから、化学消防自動車は八百二十四台、救急車が三千六百六十一台ということになっております。

○伊藤都男君 これらの各種の消防車の更新状況について伺います。年間どのくらい更新されていきますか。車種別にでも結構です。

○政府委員(石見隆三君) 消防庁といたしましては、毎年全国の消防機関が保有しております消防自動車の現有車両台数につきましては調査をいたしておりますが、更新の状況につきましては実は詳細に調査をいたしていないわけでございます。ただ、いままでの過去の実績等から推計をいたしまして、年によつては違いがあるかと存じますが、

大体年間一千台程度のものが更新されているであろうというふうに推計いたしております。

○伊藤都男君 それはポンプ車が約一千台、はしご車五十台というように私は資料で見ているんですが……

そこで、消防車を廃棄処分にする場合の基準について伺います。一体何キロ走った、あるいは何年使ったから廃棄処分にするのか。その基準はありますか。

○政府委員(石見隆三君) 消防車を廃棄いたしました場合の基準というところでございますが、各市町村によりまして保有しております自動車の車種が大変違つております。あるいはまた、使用の実態等も非常に区々でございまして、国におきまして統一的に消防車の廃棄基準と申しますか、何年使えば、あるいは何キロ走ればというような、いわゆる廃棄基準というふうなものはいまのところ設定をいたしておりません。ただ、各地方団体の消防機関におきましては、主としてポンプあるいはエンジン等を定期的に性能検査をいたしまして修理して使つておられるわけでございますけれども、修理してもいざのときに、緊急の場合にもう使えなくなるといふような状況に至りますればおのおの廃棄するということな、個々具体の車について判断をして廃棄をしておられるのが実態でございます。

○伊藤都男君 廃棄する場合ですね、まあそれぞれの車種によつて違つていようが、平均十二年間ぐらいいではないかと、こういうふうに言われているわけですが、そういうふうに理解してよろしうございますか。

○政府委員(石見隆三君) いま申しましたように、十二年程度という一つの目安と申しますか、そういう実態もあるかと存じております。

ちなみに、私も東京消防庁の場合を調査したわけでございますが、東京消防庁におきましては、いまのところ、若干車種によつても異なりますが、購入後大体十三年ないし十四年使つておるといふことであります。なおその後も修理を加えまし

て、いわゆる予備車として配備をいたしまして、たとえば正規の車が修繕中のとき等には使えらるという予備車という形でなお保有をいたしておりまして、予備車の期間も含めれば、東京消防庁の場合平均して十七、八年使つておるといふ状況でございます。

○伊藤都男君 東京消防庁の場合は大体十三、四年のようですが、それを廃車して新しい消防車を購入する場合に、車種別に見て、一体どのくらいのお金がかかるものか、わかりましたらお教えいたしたい。ポンプ車。

○政府委員(石見隆三君) 消防自動車の購入価格でございますが、これもメーカーにより、性能により、いろいろ非常に区々なものでございますが、自動車を購入いたします場合には一応私の方から補助金を出しておりますが、その補助の基準額になつております額を申し上げますと、五十六年度で消防ポンプ自動車——これもいろいろ種類はあるわけでございますが、一般的に非常にたくさん使われておりますBDIという車につきましては、おおむね六百三十万円余りでございます。それから、はしごの消防ポンプ車につきましては、これはもはしごの長さによりましていろいろ価格は違つていようが、平均して使われておりますのは大体一台五千万ないし六千万程度であります。なお、化学消防ポンプ車につきましては、これも種類がございまして、よく使われておりますI型ないしII型程度のもので大体一台千五百万程度という単価になつております。

この補助基準額の算定に当たりましては、大体地方団体の契約実績でございますとか、あるいは実価格等を勘案して定めておりますので、おおむね実態に合つておるといふふうに理解をいたしております。

○伊藤都男君 それだけのお金がかかるものですが、廃車したものは大体廃品業者に引き取つてもらふ、こういうことのようでございますが、廃品業者に引き取つてもらふときの価格は大体どのくらいになるものでしょうか。たとえば、いま

おつしやいましたはしご車、五千万から六千万かかるものですが、これが、十四、五年たつていよいよ廃車しなきゃならぬといったときに、これを廃品業者に引き取つてもらふときに、その引き取り額はどのくらいになるものでしょうか。

○政府委員(石見隆三君) 大変実態的にはむずかしい御質問でございますが、車を廃車してそっくりそのまま売却する場合、あるいは使えそうな部品を外して売る場合、いろいろあるわけでございますが、私も東京消防庁の実績を見てまいりました場合、安いのでは大体一台五、六万円、高いところで三十万円程度の額では廃車しておるといふことでございます。

○伊藤都男君 そこでお伺いをするんですが、結局五千万円から六千万円かけたものが、十三、四年間使つて、先ほど東京消防庁の例のお話がありました、さらに予備車として使えば十七、八年もつというものの、こういうものが結局はくず鉄屋に五、六万円から三十万円で引き取られてしまふ。そこで、消防自動車というものはもつと使えるものではないか、こういうふうに思ふわけでございます。たとえば、こんなむだをしていてはならぬというところで、たとえば東京消防庁で一度廃棄処分にした化学車二台を、廃品業者に売られたものを引き取つてきて、そして改修を加えてその企業の自衛消防車に使つておられるという例がある、そういう例を、東京消防庁がその事実を知りまして、その企業のこの車を整備してもとに使えるようにした、そういう関係者から実情を聞いた結果、廃棄処分になつてくず屋に行つておられるものなだけけれども、実際その実情を聞いてみると、その車はタイヤを交換しさえすれば十分使えるんだ、あるいはエンジンをオーバーホールさえすれば大丈夫だということがわかつたというんですが、これは事実でしょうか。

○政府委員(石見隆三君) 自動車に限ります、消防資機材につきましては、御指摘ございましたように、私も、私もといたしまして、厳しい財政状況の中で修繕できるものはできるだけ修繕をして

使っていくということとはこれはもとより大切なことだと存じております。ただ、御案内のとおり、消防自動車は大変過酷な条件のもとで使うものでございます。と同時に、緊急のときに若干でも機能上問題がありましたときには重大な事故につながりかねないわけでございますので、その辺は非常に兼ね合いとしてむずかしい問題だろうと存じております。

いま御指摘のございました、東京消防庁が化学車を廃品業者に売ったという問題であります。これ、私も東京消防庁に照会をいたしました結果、東京消防庁から得ました回答では、東京消防庁におきましては、廃品業者に売って廃品業者から企業が買い取ったという事実はないと申しております。東京消防庁が直接民間の企業——倉庫会社であります。倉庫会社に二台払い下げた事実はございます。この車は化学消防車でありまして、昭和三十六年に製作をいたしました車両を十八年間使しまして、昭和五十四年に二台倉庫会社へ売却したわけでありまして、売却価格は二台で八十万円程度であったようでありまして、これは、いまちよつとお話にもございましたように、一般の消火に使うわけではございませんので、公道を走るわけではございません。もつぱらいわば企業の自衛用として企業内部で使うという目的を持っておりまして、その点性能的にも問題があるかどうかと思ひますけれども、こういう形で買ったようであります。結局買いました会社は、二台で約二百万円余りの経費をかけた修理をいたしまして、現在、どう言ふんですか、いわば試験的と申しますか、そういう形で企業が配備をしておるといふ事実はございます。

○伊藤都男君 この事実を知りました東京消防庁は、廃棄処分にあたるようなそういう消防自動車の性能について、徹底的な分解調査を行っているわけですね。その結果こういうような、これは結果についてはまたいろいろのものがありますけれども、たとえばエンジン部分についてシリンドー

ライナー——私は車のことよく知りませんが、シリンドーライナー、ピストン、エンジンバルブ等の交換部分の入手が可能ならば、他の構成部分が完全な状態に維持されているので、比較的簡単に再生エンジンとなし得ることということがわかった。そしてさらに、いままで廃車にしてきた車両は防災用としてリサイクルすることができ、防災以外の目的にも使用できる、そのような残存価値がもう十分にあるんだ、無造作と思える廃棄処分を行うことは非常によいことではないんだと、こういう結論を出しているわけですね。これについて、どう思いますか。

○政府委員(石見隆三君) この問題につきまして、私も東京消防庁の方からいろいろ事情等も聴取したわけでございますが、何分にも化学消防車でございます。化学消防車は一般の消防車と違ひまして技術の進歩が非常に早いと申します。新しい技術の新しい装備をした化学消防車であれば、予想されますような最近の化学的な物質によりまして火災には対応し切れないというふうな問題点もあつたようであります。と同時に、もう一点は、このような化学消防車といふものは、そうたくさん製造するものではないと申します。特定の消防機関で購入するわけでございますから、維持補修のための部品というのがどの程度まで業者として保存しておくことができるのかというふうな問題点もいろいろあつたようであります。そういう点を総合的に勘案をいたしまして、東京都といたしましては、いま申しましたように、昭和三十六年の製造車両であり、十八年間使つてまいりまして、一般的にこれを道路を走行させ、そして一般の化学消防に用いるということにはもう限界ではないかという判断をいたしたというふうな承知をいたしておる次第でございます。

○伊藤都男君 それはちよつと、判断が全く逆でありますね。結局、いま使えるもの、残存価値があるもの、部分品を整備して修理すれば十分使えるもの、こういう六千万円もかけて買ったものが、最終的には四十万円くらいでくず鉄屋に無造

作に行つてしまふ。これは何が原因かというところ、やはり補助金の問題なんですね。結局補助金が、たとえばポンプならちよつと修理して直せば使えるものが、その修理した部分あるいはそのほかのいろいろな機器がくついているんですが、その機器をちよつと修理すれば使えるもの、そういう再生部分には補助金がかからないから、結局無理して修理してまた使うというのじゃなくて、補助金がかからないから、それを廃車にしちやうて、そして新しい補助金をもらつて新品を買う、こういうむだが行われている。この補助金は年間百億くらいあるわけなんですけれども、この百億円というのがほとんどむだに使われているのではないかと、再生活用できる部分についても、それも補助金の対象になる、そういうような柔軟な方法をとつていけばこのむだは省けるのではないかと。こういうことが東京消防庁の見解として出ているわけですからね。そこで東京消防庁は、いわゆる消防機器の再生活用を推進するために、昭和五十二年十月の全国消防長会の技術委員会において、消防機器リサイクルセンター構想を提案しているわけ

です。だから、十分に使えるものももうスクラップ同然に捨てられていくということをやつぱり十分に考えていただきたい。大臣、どうですか。もうこういう消防車なんというものは、地方の自治体にとつては本当に何台もほしいものなんです。たとえば消防団といふものもありますから、それを消防団に安い金で払い下げるとか、そういうことも考えられますし、あるいは消防自動車じゃなくて、ポンプがしっかりとつていればこれを農作物に水をかけるためのポンプとして活用すること、このリサイクルというのは大変活用範囲が広いわけですね。あるいは企業でも、大きな企業ではそういうものを払い下げてもらつて自衛消防のための機器として使う。非常に範囲が広いわけなんです。

そういうことで補助金の制度についても柔軟に考えていけば、こういう財政難の折、しかも大変

日本は資源がないわけですから、資源を新しく再生をして使う。そういうむだを省く努力ですね、それが補助金制度にあるとすれば、制度を変えていく、こういうことを考えるべきではないか、こういうふうな思ひわけでありまして、大臣の所見をお伺いします。

○国務大臣(安孫子藤吉君) 確かに研究してみる価値のある問題だと思います。十分検討いたします。

○伊藤都男君 よろしくお願ひを申し上げておきたいと思ひます。

次の問題でお伺いをします。ことしから初めて新しい制度として電源開発促進交付金制度、これが発足をいたしました。ところが、実際の交付手続について、通産省と自治省との見解がまちまちであつて不統一だと、こういう報道がなされておりますが、この意見対立の原因、そしてその原因が除去されたのか、調整がついたのか。十月にこれをもう開始しなければならぬという、あと四カ月後に迫つた問題ですが、自治省と通産省の見解が一致したかどうか、一致したとするならば、それはどのような方向で一致したのか、お伺いします。

○政府委員(砂子田隆君) 御指摘の、原子力発電の施設等周辺地域の交付金の問題でございますが、この交付金につきましては、都道府県が行う原子力発電施設の周辺地域住民のための雇用確保事業のほかに、原子力発電施設等所在市町村や隣接町村などに住所を有する住民、企業等に対し給付金を交付するという事務が入つておるようであります。この住民なり企業に対する交付金というものを、給付事務のコストを圧縮するという見地から、支出事務を電力会社に委託させようということからこの問題が起きたと聞いております。しかしながら、この問題は、地方自治法上は、法律またはこれに基づく政令によらなければ、地方公共団体の交付金の支出の権限というものを私人に委任をしましたり、あるいは私人をして行わしめるといふことができないことになつておるわけ

あります。

そこで自治省といたしまして、電源開発に関する重要な問題でもございますから、この支出事務が円滑にいくように、いま通産省の方に、適法に支出されるような方向の検討を求めているところであります。

○伊藤都男君 そうすると、まだ見解が一致していないわけですね。やっぱりこれは自治省がその使用については判断すべきことだと思ふんですね。私としては、やっぱり市町村に交付して、というふうな見解を持つておるのですが、まあ電源立地の問題もあり、その地域の住民に直接料金の割引その他恩恵がいくことでずから、せつかく御努力をいただきたいと思ひます。

それから、最後にお伺いをしておきます。

民間委託問題ですが、この委員会におきましても民間委託問題についていろいろな質疑がありました。そこで、最近自治省の外郭団体、地方自治研究資料センターが実態を調査してまとめたおられることはもう承知のことだと思ふんですが、大臣はこの調査結果、民間委託の方が十分に安いんだということがもう出てくるわけなんです。この調査結果をどう受けとめて、これに基づいてどのような指導を今後地方自治体に対して行つていくお考えか、これをお伺いをして質問を終わります。

○政府委員(砂子田隆君) いまお話がございました、地方自治研究資料センターからお話のようなごみの収集事業外六種類につきまして、直営に比べて委託の方がコストが大変安い、しかも効率적이다であるという指摘がなされた報告書が出されたことを承知いたしております。

もともと、この委託の問題につきましては、その効率性の観点だけではなくて、住民サービスという点の維持向上を確保しなければいかぬのであります。つまり、いづれにいたしましても、この委託の問題につきましても、やはり直接実施する必要があるものも公共団体にあるわけでありますから、公共団体のそういう点を考えながらの自主的な判断に基づいて民間委託を進めていくということが望ましいことだと思つております。

○伊藤都男君 大臣の見解を最後に。

○国務大臣(安孫子藤吉君) 常識的に言ひましても、やっぱり民間委託の方が私は安いんじゃないかというところはこの前の委員会でも申し述べたところでありました。もちろんこの委員会でもそうじゃないんだという論調もありましたけれども、私はそういうふうな思つておるのですが、今回の調査結果がそういうことを明らかにしておると、こういうふうな思ふわけですね。

今後、自治体の運営につきまして、決して財政が案になるような状態じゃありませんから、やはりこの点を、住民サービスの点をひとつ十分注意をして、そして民間委託にして機能を発揮するということがやはり仕事の能率、住民サービスの向上の面にもつながるものだと私は思つております。その方向でひとつ各自自治体が、それぞれの判断はあると思ひますけれども、決して直営だけが安いんじゃないということだけはやっぱり認識してもらつた方がいんじゃないかと思つております。

○美濃部亮吉君 私の最初の質問は、大臣にぜひとも御答弁願ひたいので、聞いていたいたしたいと思ひます。

私、四月二十八日のこの委員会、総体的な結論といたしまして、東京都において都民一人当たりの租税収入が鹿児島以下でございまして、そう申しました。これは、私はここで申し述べたよりもはなかつたので、資料を持つておりました。そういたしましたらば、廊下で財政局長に呼びとめられまして、いまおっしゃった数字は違うんじゃないですかと、それで、そこを聞き漏らしたんですけれども、都の額は図抜けて多いんですというところをおっしゃったので、私は資料を持つておりました。それから、私が間違つたのかと思つて、それには的確な返事をいたさないで帰つたわけでございます。そして、早速調べてみたら、それは「都財政の現状と課題」という都の

財務局主計部財政課の調査をしたものでございまして、昭和五十四年の四月に発行をされたもので、その後は鈴木都知事になりました。私にその資料が参りませんので、ちよつと数字は古いんですけれども、この昭和五十一年度の数字を調べてみましたところ、私の言うことは間違つておりませんでした。

それは、地方税、地方譲与税、地方交付税、国庫支出金、その合計額を住民といひますか、人口数で割つた額でございまして、東京は十八万八千八百円ですか、そうして全国平均が十九万七千七百円、鹿児島島の数字が二十四万七千五百円、それから一番高いのが高知で三十三万五千五百円、それから大阪府が十六万二千二百円、それから愛知が十六万七千七百円、神奈川県が十四万七千円、京都が十七万八千円というふうに、大都市を持つておる府県、それからそういうものがなくても大府県と言われるのは軒並み全国の平均以下でございまして、

それからさらに、私は自治省の数字について調べてみました。これは皆さん持つておられます「地方税に関する参考計数資料」というので、五十六年二月発行でございまして、これによりまして、道府県税収入等の都道府県別所在状況というので、つまり国庫支出金が入つておりませんけれども、地方交付税と地方譲与税とを合計して、それを人口で割つた一人当たりの額が出ております。それで、国庫支出金はいま申しました大都市及び大府県が非常に少ない。ですから、それを合わせますとほぼ私の数字に合うと思ふんですけれども、この中でも国庫支出金を入れない額が全国平均で九万四千三百九十九円でございまして、東京都はそれよりちよつと高くして十八万七千五百円、しかしながら東京は全国では二十七位でございまして、鹿児島は十一万七千六百一十円で、確かに私が申しましたように鹿児島以下でございまして、それから神奈川県は六万八千九百三十二円、愛知は八万三千九百七十一円、京都は八万六千九百三十七円、大

阪が七万九千三百四十五円というふうに、いずれも全国平均よりも下でございまして。

それでありますから、東京都を初めといたしまして、大都市及び大きい県の人口一人当たりの租税の還元額——私は租税収入額と申しまして、不足らずの言葉でございまして、租税還元額、つまり租税の受取額が水準よりも非常に低い。鹿児島は東京よりもずっと上だという事実は、私の数字においても、また自治省の数字においても正しかったということはたしかでございまして、大臣、御返事願ひます。

○政府委員(土屋佳昭君) 私が最後に御説明申し上げたことでもございまして、数字のことでもございまして、ちよつと私からお答え申し上げますが、私は、先日いろいろとお示しになった趣旨はよくわかつておつたわけでございますが、最後に、東京都における一人当たりの租税の収入額と言われたものでございまして、それは多分一般財源のことで言われたのでございまして、と念押しと同時に、それならばおっしゃるような形じやございまして、ということをおし上げたわけでございます。同時に、私どもが比較いたします場合は、まさに租税全体での東京都の一人当たり負担額、これはもう全国最高でございまして。しかしながら、いまおっしゃいましたように、一般財源で見ると、地方税とそれから交付税、譲与税で見ると、場合と、それからもう一つの還元額という意図でおつちやいました国庫支出金を加えて見る場合、しかし国庫支出金を見るときは、還元額というときは、私どもはやっぱり国の直轄投資分を計算しなさいかぬと思ひます。それを入れますと、先ほど申しました国庫支出金と一般財源よりも、それは一人当たりで割れば東京都は小さな貧乏県よりは、まあ貧乏県と言ふと語弊がございまして、低くなるというところは事実でございまして。それはもう申し上げるまでもなく、わが国においては全国的にいわばナショナルミニマムという形で一定水準の仕事を維持するという必要がござ

いますので、どうしても財源調整がある。吸い上げたものをそのまま返すということではございませんし、そういう財源調整があるということと、また、たとえば東京都の場合は、それなりの水準に対応するものを需要として見ておるわけでございすけれども、都の実態から見まして、非常に狭いところへ非常に大きな投資が行われ、また人間もたくさんおるといふことで、人口一人当たりで見れば、たとえば経費も非常に割り安になるといういわゆるスケールメリットというものもあるわけでございすから、一人当たりで見れば、おっしゃるような低いわけでございす。いまおっしゃったとおり正しいわけでございまして、私が申し上げたのは、一人当たりの租税の収入と言われたので、ちょっと私勘違いをして、それじやございませんと申し上げただけでございす。

○美濃部亮吉君　いまおっしゃった、国の直轄的な事業というものを合計するといふのは、少くは少なからず、確かに直轄事業で都民のためになる、都のためになるという事業もございすので、実際には、直轄事業で超過負担を都で出している、その他の府県で出しているというものもある、それを差引いて計算しなきやならないので、しかしながら、それはいづれにしてもそれほど大きなものではございませんで、一円、二円を争う数字じゃないんです。ただ、私が申したいことは、都や府や大きい県で人口が集中して資本が集中している県は、その資本が集中し、人口が集中しているといふこと自体から発生するほかの府県にはない需要、つまり、大都市、大府県であるがゆえに出てくる財政需要といふものが相当多いと思ふんです。それにもかかわらず、一人当たりの租税の還元額、租税の受取額といふのが少ないといふのは非常に愛ではないだろうかといふことが申したかったんです。

それを還元率と言いますと、人口一人当たりの還元率は全国平均八七％——これは都の資料の数字ですけれども、八七％、それから東京都が三七％、大阪が五〇％、愛知が五六％、神奈川県が五六％、京都が七四％というふうな還元率も非常に低い。それは一体どういふことであるかといふと、そうにはわかには、直接法には申せませんでしようけれども、都、府、それから大きい県、それらの住民が払っている租税、それが還元されるのは半分以上であつて平均よりもずっと低い。それです。大げさに言えば、つまりこういう都、府及び大きい県の住民が、国の財政及びそのほかのわりのあいだに貧しい県の犠牲になつてゐる、その負担をなしているんだ、そのために還元率が非常に小さくなつてゐるんじゃないだろうか、そういうふうな思ふんです。それで、東京都その他大きい府県、そういう自治体をもう少しかわいがつていただいてもいいんじゃないか。そういうふうなほかの県を、自分たちの犠牲でもつて国を、そうして中小の県を見てあげていふと、もう少し大げさですけれども、その足りない分を負担している。それなのに、つまり東京都なら東京都の資本が集中し、人口が集中する、そういうことから出てくる財政需要、それが基本財政需要額の中に正確に含まれていない結果として、そういう大都市を初め大府県が非常に財政が苦しくて非常に困つてゐる、これは非常に不公平ではないであらうかと、そういうことが申したいのですが、いかがでございませう、大臣。

○政府委員(土屋佳昭君)　いろいろおっしゃいました意味はよくわかるわけでございす、都民一人当たりの税が高い、しかし還元されるのは低いといふのは、それはもう事実そのとおりでございまして、また、そういう仕組みになつてゐると言つてもいいと思ふのでございす、都民一人当たりの租税負担額が高いのは、もう申し上げるまでもなく、主として東京都に所在しております法人企業と、特に中枢管理機能を持ったところがたくさんあるわけでございす。そのために法人関係税が他府県に比べて非常に多いということと、やはりその意味では富裕であるということとは他府県から見ればそういうことになるわけでございす。

また、実質的な配分額が相対的に低くなつてゐるのは、これはもうさつき申し上げましたように、スケールメリットという意味において、それはやはりどうしても都の実態から見て、一人当たりで割つてまいりますと経費が割り安になるということもございすし、また、そういうところから出てきたもので、おっしゃるやうに他の府県に、財政力の弱いところへ回しておるということも事実でございす。おっしゃいました一人当たりの負担という場合は、国税も負担しておるわけでございすから、その国税のうちの三税部分の三二％は交付税で配つておるから、それはもう当然東京都へいくよりはほかへ回るのが多いわけでございすから、そういういわば財源調整が行われておるといふことでございすから、そこは自分のところを出したものは全部自分のところへ返るんだという原則だけを主張するわけにもいかなし、都が国をよつてゐると申しますか、確かに国の首都ではございす、都もやっぱり国の一部でございすから、国税として上がったものを全体としてどう使うかという場合に、その三二％が財源調整に使われており、東京都は不交付団体といふことでございすからそれは行かない。そこへ差が出てくるのはこれはもうやむを得ないと思ひます。

〔委員長退席、理事金井元彦君着席〕

ただ、おっしゃいますやうに、そういう東京都で集積の利益があるかわりにまたデメリットもいっぱいあるんだと、だから東京都のいろいろな特殊財政需要、まあ東京都だけじゃなくて大都市のそういう特殊事情は十分反映するべきだといふ点については、私はおっしゃるとおりだと存じております。それで、そのつもりで私どもとしてもできるだけいろいろな補正係数、最高の補正係数等を使つてやつておるわけでございす、現在の制度では東京都は不交付団体になつてゐると、こういうことでございす。

○美濃部亮吉君　あなたのおっしゃることは、ぼくは間違つてゐると思ふんだ。法人税がたぶんあるといつても、法人税は東京都に非常に不利に分割されてゐるんですよ。

〔理事金井元彦君退席、委員長着席〕

それは、東京都に本社がありましよう。そうしてそこで働いてゐる人数を基準にして分割されてゐるんだ。それは本社に働いてゐる人は工場に働いてゐる人よりも少ないことは当然ですよ。これはぼくがいろいろ聞いたにそうなんだ。そうして法人税が非常に減つたんですよ。これはまたおれをいじめているなといふふうに思ひましたけれどもね。それは当たつてゐるか當てゐないかわかりません。

それから、富裕だといつても、ぼくは全額、一〇〇％返してくれとは申しません。ただ、五〇％前後しか返さないといふのはあんまりだろ、もう少し、六〇％なり六五％くらい返してくても罰が当たるまい、また、それが当然なんじゃないだろうか。外国なんかはそうなつてゐる。つまり、大都市、大府県が非常に不公平にいじめられてゐる。そうして東京都においては不交付団体であつて地方交付税が一つも来ない。こんな不合理はないといふふうに思つてゐるわけですよ。

それで、その話はそれだけにいたしまして、それから後は、つまり地方交付税といふものの性格でございす、地方交付税といふのは、元来は、豊かな県もあり貧しい県もある、それを調整する、豊かな県からある程度において貧しい県へ移してやる、そういうふうな、何といひますか、財政の水準を均衡化するといふことが元来の目標であつたのであらうと、そういうふうな思ふんです。ところが、現在においては、府県で言いますならば、先ほどもお話ししましたけれども、ほとんど全部が、東京都を除きまして全部が地方交付税をもらつてゐるといふことは、地方交付税がなければ財政は赤字になるということなんです。

ということば、府県で言うならば、財政が不均衡である、赤字が出るということが日本の構造的な結果である。それは地方交付税なんかで完全に平衡化することはできないんで、構造的な点に欠陥があるんで、構造それ自体を変えなければという問題は解決はしない、そういうふうな思ふんです。ところが、自治省はそういう構造的な改革、構造的に是正をする、つまり、構造的な改革によつて東京都を除くあらゆる府県が赤字を出すということをは正する、そういう努力をばくは全然やられていないと思ふんです。そのやられていないという証明は、今度の交付税法の改正において、その構造的な変革をやろうとする試みが全然見られない。それはどういふ点であるかと言うと、つまり、地方財政は赤字になることが宿命的な状況にあるので、その点においては、もしそれを是正しようということになるならば、それは地方交付税——これはばくは地方交付税をよけいにするといふのは好ましいことじゃないと思ふんです。それは自治省の中央集権的な権力をより強くすることになるのでかえつておもしろくないと思ひますけれども、しかしながら、地方交付税の率をもう少し上げるとか、あるいはもつといいことは地方税の税率を上げるとか、そういうことをして、そうして地方の財政を少しは豊かにするということを考えるべきであるにもかかわらず、今回の地方交付税の改善ではない、是正においては、そういう試みが一つもなされていません。それは、つまり、国の資金が補助に、援助といいますが、補助に回される額は千三百億にすぎないので、あとは全部小手先の、つまり恐らくは債務を少しよけいに先に延ばす。それで、たとえば借入金金の将来の償還状況というのを見ると、いままでの条件のもとにおいては、六十年において純地方負担分は、これは四兆三千八百七十一億、これが昭和六十年にピークに達する。それが今度の改正によつてピークが六十五年に五年延びただけである。そうしてしかも、地方の負担は五千七十五億円で、国と両方合わせて九千七百九億円で、

だから五年間延びただけであつて、借金の堆積はよりふえていく。それはつまり私はこの地方交付税法の改正が何ら根本的な解決策になつていない。まあ少し頭をなでたようなもので、私は何とかして構造的な改革を——それはいまはこんな財政状態でもむずかしいことはよくわかります。よくわかりますけれども、この前も申しましたけれども、財調というふうなものが幸いあつて、そしてまたもう少し言いたいことは、地方交付税の計算の基礎になる基準財政需要額——これは、私は七千円を投じて二冊買いました。(圖書を示す)しかしながらとてどもわからない、何としても、大臣、わかりますか、これ。これは担当官以外にわかりつけないと思ふんだ。だから、担当官以外にわからないことを基礎にして配分をするというのは密室政治ですよ。もつとオープンにしないかいいない。つまり情報の公開ということがいま盛んに言われているんですけれども、それと正対的な密室政治のものにおいては、地方の財政の基本になる財政需要額というのが決定される。それじやどうしたらいいのかというのを、一人で一生懸命になつて考えましたけれども、名案はありません。それはあなた方みたいな有能な公務員が集まつている自治省ですからね。そのつもりになれば名案が浮かぶと思ふんだ。だから、もう少しだれにでもわかる方法を考へてほしい。そういうことをお願いをいたしまして私の質問を終わります。

○政府委員(土屋佳昭君) 先に私から御答弁を申し上げます。

今回の財源対策等に関連いたしました、交付税の性格等について御意見があつたわけでございしますが、申し上げるまでもなく、現実の行政というもの、その七割を地方団体が実施しておる、これはもう事実でございます。したがって、本来ならそれを賄ふだけの地方税という独立財源があれば最もいい方法だと思ふのでございすけれども、そういった税目を地方に与え、それぞれがそれによつて財政を処理していけるような方法というのはなかなか見つかりません。どう

しても税源の偏在がございすから、国税三税の三二%分を交付税という形でいま財源調整をやっているが、かつ、財政力の弱いところにも一定水準の行政はさせなければならぬ、こういうことで財源保障もやつておるということでございすから、どうしてもやつぱり交付税制度というものは必要でございます。

ただ、午前中も質問がございましたけれども、不交付団体も非常に少なくなつておるということはどういうことだということでもございまして、私も、それは本来地方税というものが、地方税だけではなかなかいかなければ、地方税がもう少し充実されるということが必要なんだろうというふうな思つております。そういうことで、そういった地方税の改正も含め、充実も含めて、交付税制度等地方の一般財源の充実を図りたいと、こう思つておるわけでございす。残念ながら国の方も七十一兆にのぼる借金を抱えておりまして、非常に大きな赤字公債を含む公債依存度が高くなつておる、こういった状況のもとにおきまして、地方ももちろん足らないわけでございすから大いに主張したいわけでございす。また主張しておりますが、そつちの方は無関係に、こつちさやればよいというわけにもいかなない。そこはいろいろと相談しながらやつてきておるわけでございすので、私も、構造的に改善ができればいいと思ひますが、構造的に改善できないという状況でございす。

しかし、私もそれはそれで赤字を解消しようというところでございすだけ努力もしてまいりました。財源不足というのもだんだん縮まつてきております。しかし、根本的な解決にはなつていない。このことは私も反省しながら、たびたびこの地方行政委員会の場でも申し上げておるのとおりでございまして、五十六年度の対策においても、確かにいわゆる財政特例としての臨時特例交付金が千三百億あつただけで、あとはいろいろとやりくりではないかとおつしやればそのとおりでござい

ます。やりくりをしたわけでございす。国もなかなか厳しい財政の状況のものでございすので、不本意ながら、結果としてそうなつてしまつたということでございす。

そういうことでございすので、私も、私どもとしてもできるだけ今後、おつしやりましたような意味で、もう少し地方税を中心に、地方交付税も充実させて、一般財源で赤字が出ないような収支の均衡を回復し、同時にいままでの借金を返していけるだけの体力を養いたい、そういうものを持つていきたいと思つておるわけでございす。一遍にはなかなかいかなない。その意味で、いま国、地方を通じてのまさに行政そのものの見直しを通じて、そういう中で、多年私も主張しております。地方がやれるものはなるべく地方に権限も、あわせて金も移譲をして、そこでうまくいくような方式というものを考へてもらいたい、こう言つておるわけでございす。今後ともそういった点で努力をしたいと思つておるわけでございす。

基準財政需要額等の算定については、私もできるだけ大都市なりあるいはまた地方においても、それぞれの実態に応じた算定をしようと思つております。お示しのようにあれこれ注文を聞いておりますと、その公正さと精緻さを求められれば求められるほど、だんだんむずかしい状況になつてきまして、率直に申しまして、私自身がそれを全部通して読むだけの余力もないぐらひでございすから、なかなかそういう点はみんながわかり得るというわけにはそれはまいらないと思ひます。

しかし、行政はやはり必要なものに対応する必要がございすから、だれでも見てわかるというものではございせん。大変複雑な行政でございすから、やはりそこには専門的な立場から技術的にやつていくことも必要でございすから、おつしやるようにだれでも見てすぐわかるものではないものに対応し得るようなものはこれ

はなかなかできないだろうと思っておりますが、要は、もつと的確に、そういう需要を反映できるような方法というものをよりやさしい方法でつくべきだろうという御趣旨だろうと思ひます。そういう点については私も今後努力をしてみたいと思ひます。

それから、最初の方で、ちよつと恐縮でございますが、事業の分割等について、あれは事業税の分割でございます、法人税そのものは国税で全部いつてしまつて三二%が配られるわけでございまして、おつしやいましたように配分基準の公正があれではもう少し配分上公正を圖つてもらいたいという意味での御趣旨なら、事業税についてなら私理解できますが、そういうことだろうと思つております。

○美濃部亮吉君 お話、よくわかりました。しかしながら、少しでもいい方に向かいつつあるということがあつたならば、私はもう少し傍観して、だんだん少しくずつてもよくなると。しかし、よく見ると、悪くなるばかりで、ちつともよくならないで悪くなるばかりで、そういう傾向が続いたら地方自治も破壊されるし、また日本の民主主義も損なわれる。何とかしていい方に向かわせるように努力をしていただきたいということをお願いしておきます。

○国務大臣(安孫子藤吉君) 先輩の美濃部さんからの御意見の開陳でございますから、私もお答えしないと大変失礼だと思ひますので……。

財政局長からいま申し上げたとおりでございますが、若干私考えております点を申し上げますと、東京都などというのは、私もから言つと大変うらやましい風だつたわけですね……。

○美濃部亮吉君 うらやましくありません。全然うらやましくありません。

○国務大臣(安孫子藤吉君) それは、かつてはです。——でありますから、高度成長時代における問題と、この低成長時代に入つた場合とではどう問題は違つてくるんじゃないかという認識を一つ持つております。

それから、交付税でもつて一人当たりの関係が相当大きく動いておるのじゃないかと私も思つておりますが、この点はひとつ全国が一つのミニマムの姿においてそれぞれ充実にいくのだという方向については御理解を願つておきたいと、こう思つておるわけでございます。

それから、交付税の算定基準が非常に詳細にわたつておる、これは担当者以外はなかなかわかりにくいというの、それは事実でございます。しかし、これも担当者だけを買めるわけにはいきませんので、やはり各県あるいは各市町村とも、ひとつ自分の方にのいいような交付税の算定基準を何とかしてくれというの、もう長年の間、自治省に対する要望が出ておるわけです。初めは低開発と申しますか、後進地域でありますところから、その次に今度は中進県から要望が出る、今度は大都市の方から要望が出ると、それから農地帯の問題でまた出る、それからまた産業がいんしんをきわめていゝ地帯から出る。そういうものが常に錯綜をいたしまして、それぞれの交付税の配分基準についての要望を、もう長年の間出てきておつて、それを自治省としては十分その辺を考慮して配分をしなくちゃいかぬという、そういう考え方で今日に至つておるわけでございまして、それから、だれにもわかりにくいようなものを好んでつくつておるというわけじゃありませんで、そうした利害関係、地域の問題、そういうあらゆる問題をこの交付税の中に持ち込まれております関係上、それを公正に処理をせよとやらぬということはどうしても情にかなはずを得ないと、こういう経過をたどつておるわけでございまして、この点はひとつ御理解を、まあ同情もしていただきたいわけでありませう。

それは私なんかも、もつと簡単に、だれでも見てわかるような基準をつくるべきだと思ひますけれども、さて、いま美濃部さんもおつしやつたように、それならばどういふ対策があるかという、これはなかなかないわけでございますね。そして、そういうドラスチックなものを出したとすれば、

これは各地方団体から不平続出ですね。また、いままでの経過を繰り返すようなことにもなるのじゃないかと、こういうふうに思つておる。それで、これでいいと私は思つておりません。で、できる限り多くの人々が簡単に理解できるような、そういうものをつくることには、自治省をいたしまして努力をしなきゃならぬと、こういうふうには思つております。

それから、非常に構造的な問題だと、こういうお話がございましたが、確かにその点はあると思ひます。これは税制の問題に關係してくるわけでございまして、やはりいまの税制というものがどうしたつて農業地帯なんかではそういう税率が上がりにくい、工業が発展しているところは税率が上がるというような問題もあるわけでございまして、日本全体の産業構造の問題にも関連していくわけでございまして、また、税制の問題にもこれは大きな問題点があるだろうと、こう思ひまするので、その辺を総合的に勘案をいたしましてやるといふことにこれから進めにならぬだろうと、こう思つておるわけでございまして。

いろいろ御所見に對しまして、お答えにならないと思ひますけれども、若干のことを私、申し上げまして、お答えにしたいと思ひます。

○委員長(亀長友義君) 本案に對する本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散會いたします。

午後五時十七分散會

五月十二日本委員会に左の案件が付託された。(予備審査のための付託は三月十六日)

一、昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

附則

（施行期日）等
公布の日
第一条 この法律は、昭和五十六年四月一日から施行する。ただし、第二条、第四条及び第六条並びに附則第十二条から第十四条まで及び第十六条から第三十二条までの規定は、昭和五十七年四月一日から施行する。

2 第三条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法（以下「昭和五十六年改正後の法」という。）第九十三条の五第一項、第九十三条の六、第七百七条第一項、第七百七条第三項、第七百七条第四項及び附則第二十五条第一項の規定並びに第五十五条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（以下「昭和五十六年改正後の施行法」という。）の規定（第三條の三第一項第五号の規定を除く。）並びに附則第三條第二項の規定は、昭和五十六年四月一日から適用する。

（遺族の範囲に関する経過措置）
第二条 第三条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法（以下「昭和五十六年改正後の法」という。）第二條（昭和五十六年改正後の法第二百二條において準用する場合を含む。）の規定は、昭和五十六年四月一日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

（遺族年金に係る加算に関する経過措置）
第三条 昭和五十六年改正後の法第九十三条の五第一項及び第九十三条の六（これらの規定を昭和五十六年改正後の法第二百二條並びに第五條の規定による改正後の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（以下「昭和五十六年改正後の施行法」という。）第四十二条の二、第八十二条第三項、第八十三条の二第三項、第二百三十三條第三項、第二百四十四條の二第三項、第二百四十九條第三項、第二百四十九條の二第三項及び第二百四十九條の十六において準用する場合を含む。）次項において同じ。）の規定は、昭和五十六年三月三十一日以前に給付事由が生じた給付について、同年四月分以後適用する。

四月一日からこの法律の施行の日の
2 昭和五十六年三月三十一日において現に第三
条の規定による改正前の地方公務員等共済組
法(以下昭和五十六年改正前の法という。)第
九十三条の五(昭和五十六年改正前の法第二
百二条並びに第五十五条の規定による改正前の地方公
務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法
(以下昭和五十六年改正前の施行法という。))
第四十二条の二、第八十二条第三項、第八十三
条の二第三項、第二百三十三條第三項、第二百四
三項及び第四百四十三條の十六において準用する
場合を含む。)の規定による加算が行われてい
る遺族年金(その全額の支給を停止されているも
のを除く。以下この項において同じ。)を受ける
妻が、同日において昭和五十六年改正後の法第
九十三条の六に規定する政令で定める給付(そ
の全額の支給を停止されている給付を除く。以
下この項において「公的年金給付」という。)の
支給を受けることができるときは、同条中「同
項の規定による加算」とあるのは、「同項の規定
により当該遺族年金に加算されるべき額のうち
昭和四十二年以後における地方公務員等共済
組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一
部を改正する法律(昭和五十六年法律第
号)第三条の規定による改正前の地方公務員等
共済組合法第九十三条の五の規定により当該遺
族年金に加算されるべき額を超える部分に相当
する金額の加算」として、同条の規定を適用す
る。ただし、当該遺族年金又はその者に支給さ
れる公的年金給付がその全額の支給を停止され
るに至つたときは、この限りでない。

五月十五日日本委員会に左の案件が付託された。
一、自動車教習所における教習環境改善等に関
する請願(第三八九六号)
一、道路交通法に基づく指導・取締り等に関す
る請願(第三九一〇号)

第三八九六号 昭和五十六年五月六日受理
自動車教習所における教習環境改善等に関する請
願
請願者 大阪府枚方市牧野本町二ノ九ノ三
九 名取満男外十名
紹介議員 熊谷 弘君
この請願の趣旨は、第一三九九号と同じである。

第三九一〇号 昭和五十六年五月七日受理
道路交通法に基づく指導・取締り等に関する請願
請願者 横浜市港南区日野町五、二二五
新藤祐之外百六十九名
紹介議員 片岡 勝治君
この請願の趣旨は、第二七二五号と同じである。

五月十八日本委員会に左の案件が付託された。
一、身体障害者に対する地方行政改善に関する
請願(第四〇〇二号)(第四一六二号)
一、身体障害者の自動車運転免許証に付される
重量制限廃止等に関する請願(第四一六二号)

第四〇〇二号 昭和五十六年五月八日受理
身体障害者に対する地方行政改善に関する請願
請願者 横浜市戸塚区原宿町九五〇泉宮原
宿アパート内 長谷山与一外九名
紹介議員 宮本 顕治君
この請願の趣旨は、第一二三三号と同じである。

第四一六二号 昭和五十六年五月十一日受理
身体障害者に対する地方行政改善に関する請願
請願者 長野県須坂市小山二、〇一二 竹
前巖外十名
紹介議員 夏目 忠雄君
この請願の趣旨は、第一二三三号と同じである。
第四一六三号 昭和五十六年五月十一日受理
身体障害者の自動車運転免許証に付される重量制

限廃止等に関する請願
請願者 長野県須坂市小山二、〇一二 竹
前巖外十名
紹介議員 夏目 忠雄君
この請願の趣旨は、第一二四〇号と同じである。

五月十九日本委員会に左の案件が付託された。
一、自動車教習所における教習環境改善等に関
する請願(第四二二二号)
一、身体障害者に対する地方行政改善に関する
請願(第四三〇一號)
一、身体障害者の自動車運転免許証に付される
重量制限廃止等に関する請願(第四三〇二號)
一、道路交通法に基づく指導・取締り等に関す
る請願(第四三二四号)(第四五六五号)

一、身体障害者に対する地方行政改善に関する
請願(第四六〇九号)
一、身体障害者の自動車運転免許証に付される
重量制限廃止等に関する請願(第四六一〇号)

第四二二二号 昭和五十六年五月十二日受理
自動車教習所における教習環境改善等に関する請
願
請願者 大阪府高槻市深沢町二ノ九ノ四
林弘外十名
紹介議員 小平 芳平君
この請願の趣旨は、第一三九九号と同じである。

第四三〇一號 昭和五十六年五月十二日受理
身体障害者に対する地方行政改善に関する請願
請願者 宮城県泉市将監二ノ一四〇一
平田健治外十名
紹介議員 遠藤 要君
この請願の趣旨は、第一二三三号と同じである。
第四三〇二號 昭和五十六年五月十二日受理
身体障害者の自動車運転免許証に付される重量制
限廃止等に関する請願

請願者 宮城県泉市将監二ノ一四〇一
平田健治外十名
紹介議員 遠藤 要君
この請願の趣旨は、第一二四〇号と同じである。

第四三二四号 昭和五十六年五月十二日受理
道路交通法に基づく指導・取締り等に関する請願
請願者 神戸市長田区滝谷町二ノ八 中島
実外百九十九名
紹介議員 勝又 武一君
この請願の趣旨は、第二七二五号と同じである。

第四五六五号 昭和五十六年五月十三日受理
道路交通法に基づく指導・取締り等に関する請願
請願者 神戸市灘区中原通一ノ二ノ一二
橋本昇外百七十一名
紹介議員 松本 英一君
この請願の趣旨は、第二七二五号と同じである。

第四六一〇号 昭和五十六年五月十三日受理
身体障害者に対する地方行政改善に関する請願
請願者 京都府宇治市菟道車田五八ノ三
広瀬末吉外十名
紹介議員 上田 稔君
この請願の趣旨は、第一二三三号と同じである。

第四六一〇号 昭和五十六年五月十三日受理
身体障害者の自動車運転免許証に付される重量制
限廃止等に関する請願
請願者 京都府宇治市菟道車田五八ノ三
広瀬末吉外十名
紹介議員 上田 稔君
この請願の趣旨は、第一二四〇号と同じである。
五月二十五日本委員会に左の案件が付託された。
一、地方公務員法の一部を改正する法律案第
九十三回国会提出、衆議院継続審査

(小字及び一は衆議院修正)

地方公務員法の一部を改正する法律案

地方公務員法の一部を改正する法律

地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)の一部を次のように改正する。

第二十八条の見出しを「(降任、免職、休職等)」に改め、同条の次に次の三条を加える。

(定年による退職)

第二十八条の二 職員は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の三月三十一日までの間において、条例で定める日に退職する。

2 前項の定年は、国の職員につき定められている定年を基準として条例で定めるものとする。

3 前項の場合において、地方公共団体における当該職員に就くその職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより国の職員につき定められている定年を基準として定めることが実情に即さないとき認められるときは、当該職員の定年については、条例で別の定めをすることが出来る。この場合においては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない。

4 前三項の規定は、臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員には適用しない。

(定年による退職の特例)

第二十八条の三 任命権者は、定年に達した職員が前条第一項の規定により退職すべきこととなる場合において、その職員の職務の特殊性又はその職員の職務の遂行上の特別の事情からみてその退職により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる十分な理由があるときは、同項の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、その職員に係る同項の規定に基づく条例で定める日の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。

る。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認められる十分な理由があるときは、条例で定めるところにより、一年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る前条第一項の規定に基づく条例で定める日の翌日から起算して三年を超えることができない。

(定年退職者の再任用)

第二十八条の四 任命権者は、第二十八条の二第一項の規定により地方公共団体を退職した者又は前条の規定により勤務した後地方公共団体を退職した者について、その者の能力及び経験を考慮し、公務の能率的運営を確保するため特に必要があると認めるときは、条例で定めるところにより、一年を超えない範囲内で任期を定め、その者を当該地方公共団体の常時勤務を要する職に採用することができる。

2 前項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、条例で定めるところにより、一年を超えない範囲内で更新することができる。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十年三月三十一日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(必要な準備措置)

第二条 この法律による改正後の地方公務員法(以下「新法」という。)の規定による職員の定年に関する制度の円滑な実施を確保するため、任命権者(地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者をいう。以下同じ)は、長期的な人事管理の計画的推進その他必要な準備を行うものとし、地方公共団体の長は、任命権者の行う準備に必要なる連絡、調整その他の措置を講ずるものとする。

(経過措置)

第三条 職員(新法第二十八条の二第四項に規定する職員を除く。以下同じ)で同条第二項及び第三項の規定に基づく条例の施行の日(以下「条例施行日」という。)の前日までにこれらの規定に基づく定年として当該条例で定められた年齢に達しているものは、条例施行日に退職する。

第四条 新法第二十八条の三の規定は、前条の規定により職員が退職すべきこととなる場合について準用する。この場合において、新法第二十八条の三第一項中「前条第一項」とあるのは「地方公務員法の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第 号。以下「昭和五十五年法律第 号」という。)附則第三條」と、「同項」とあるのは「同条」と、「その職員に係る同項の規定に基づく条例で定める日」とあるのは「昭和五十五年法律第 号附則第三條に規定する条例施行日」と読む。

第五條 新法第二十八条の四の規定は、附則第三條の規定により職員が退職した場合又は前条において準用する新法第二十八条の三の規定により職員が勤務した後退職した場合について準用する。この場合において、新法第二十八条の四第一項中「第二十八条の二第一項」とあるのは「地方公務員法の一部を改正する法律(昭和五十五年法律第 号。以下「昭和五十五年法律第 号」という。)附則第三條」と、「前条」とあるのは「昭和五十五年法律第 号附則第四條において準用する前条」と、同条第三項中「その者に係る第二十八条の二第一項の規定に基づく条例で定める日」とあるのは「その者が第二十八条の二第二項及び第三項の規定に基づく定年として条例で定められた年齢に達した日」と読み替えるものとする。

第六條 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第二十八条の四第一項	地方公共団体を退職した者	市町村を退職した者
当該地方公共団体	当該市町村を包括する都道府県の区域内の市町村	

附則第二十五條を附則第二十六條とし、附則第二十四條の次に次の一條を加える。

(定年退職者に係る経過措置)

第二十五條 第四十七條第一項(地方公務員法第二十八條の四第一項に係る部分に限る。)の規定は、地方公務員法の一部を改正する法律

第四号中正誤

ページ 段 行 誤 正

四 一 から 補償 保障

三 一 三 ところ ところ

二 から 終わり ますして まして

三 三 八 施行 執行

第五号中正誤

ページ 段 行 誤 正

九 一 から 理由 自由

二 三 七 ま、 削除

三 二 から 宅地 住宅

昭和五十六年六月十二日印刷

昭和五十六年六月十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W